

北 星 学 園 大 学
社 会 福 祉 学 部 社 会 福 祉 学 科

設 置 の 趣 旨 等 を 記 載 し た 書 類

令 和 4 (2022) 年 4 月

■ 目 次 ■

① 設置の趣旨及び必要性	1
② 学部・学科等の特色	3
③ 学部・学科等の名称及び学位の名称	6
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	6
⑤ 教育方法，履修指導方法及び卒業要件	13
⑥ 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	18
⑦ 編入学定員を設定する場合の具体的計画	19
⑧ 実習の具体的計画	20
⑨ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	42
⑩ 取得可能な資格	45
⑪ 入学者選抜の概要	46
⑫ 教員組織の編成の考え方及び特色	49
⑬ 施設，設備等の整備計画	52
⑭ 管理運営	54
⑮ 自己点検・評価	59
⑯ 情報の公表	60
⑰ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	66
⑱ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	69

① 設置の趣旨及び必要性

1. 北星学園大学社会福祉学部社会福祉学科の設置の趣旨

北星学園の歴史は、明治 20 (1887) 年にアメリカの女性宣教師サラ・C・スミスによって創設された女学校に始まった。新渡戸稲造の助言もあって明治 27 (1894) 年に北星女学校と命名され、プロテスタンティズムを建学の精神とする学園の基礎が築かれた。その後、昭和 37 (1962) 年に北星学園大学が男女共学の四年制として開学し、文学部英文学科・社会福祉学科の 1 学部 2 学科でスタートした。平成 4 (1992) 年には文学研究科社会福祉学専攻 (修士課程) を設置し、大学院を擁する大学となった。平成元 (1989) 年の高齢者保健福祉推進十カ年戦略 (ゴールドプラン) や翌年の社会福祉 8 法改正、平成 6 (1994) 年に「21 世紀福祉ビジョン」が打ち出されていくなかで、高齢者・障がい者・子ども等へのサービス基盤の整備・推進のために福祉計画の策定が自治体に求められるようになった。また、社会福祉ニーズの増大・多様化、経済・財政状況の変化のなかで、より効果的な社会福祉援助の方法としてジェネラリスト・ソーシャルワークが注目されるようになった。これらの社会福祉を取り巻く環境の変化に呼応する形で、平成 8 (1996) 年に文学部社会福祉学科を社会福祉学部へ改組し、福祉計画学科・福祉臨床学科・福祉心理学科の 3 学科を設置した。平成 12 (2000) 年には、大学院も文学研究科を社会福祉学研究科に改め、社会福祉学専攻の博士 (後期) 課程を開設した。福祉計画学科・福祉臨床学科の設置から四半世紀が経つなかで、社会福祉ニーズやその対象の捉え方が変化してきた。社会福祉の支援の場が、施設から在宅へシフトしていく過程で平成 12 (2000) 年に社会福祉法第 1 条で、地域福祉の推進が目的と明記され、また地域社会での制度の狭間の問題が指摘されるようになった。平成 20 (2008) 年には、厚生労働省が「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」を出し、今日のコミュニティソーシャルワーカーの配置の必要性が指摘された。平成 27 (2015) 年に生活困窮者自立支援法が制定された。また、同年に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が打ち出され、社会的孤立など貧困の問題への対処が急務となってきた。平成 28 (2016) 年の閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」、地域共生社会実現本部「我が事・丸ごと」を進めるため、平成 29 (2017) 年に包括的支援体制構築事業 (社会福祉法)、令和 2 (2020) 年に重層的支援体制整備事業 (社会福祉法) が行われることとなり、日本の社会福祉制度がマクロ・メゾ・ミクロのアプローチを総合的に行うことができるように変化し、制度横断的に地域社会や要支援世帯への支援が可能となり、制度の狭間の問題の解消を目指すようになった。そのような社会的な要請に応えるべく、マクロとメゾ領域を得意とする福祉計画学科とミクロ領域を得意とする福祉臨床学科の両方を併せ持つ新学科への再編をすることとなった。

2. 北星学園大学社会福祉学部社会福祉学科の設置の必要性

(1) 社会福祉学への社会的な要請

社会福祉学は、何らかの事情により、地域社会のなかで自立して生活を営むことがで

きなくなった生活全般の事柄に関連して、理論・制度政策・支援方法等について研究する学問である。福祉的な支援は、記録には残らなくとも有史以来、人々が生き残るため、助け合い・支え合いのなかで行われてきた。近現代となり、社会福祉の法制度が整えられてきたが、その支援の形が社会保険制度という形で昇華されてきた。そして、時代の変化のなかで、潜在化しており、認識されづらい制度の狭間の問題を顕在化させ、新たな対象として、常に他の法制度に先駆けて、対応していくものが社会福祉であり、それを研究する学問が社会福祉学である。先に述べたとおり、日本の社会福祉制度がマクロ・メゾ・ミクロのアプローチを総合的に行うことができるよう変化することで、制度横断的に地域社会や要支援世帯への支援が可能となる。そして、制度の狭間の問題の解消を目指すよう構築されてきており、その社会福祉制度に対応する最新の社会福祉学は、現在進行形で社会に求められていると考えている。

(2) 社会福祉の専門性をもった人材養成への社会的要請

前述した社会福祉制度が構築された背景には、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや、生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズ、との間にギャップが生じてきたことにある。

具体的には次に述べるとおりだが、現代社会においては、経済のグローバル化に伴い、都市部では人々の移動性・流動性が高まり、個人主義的傾向の助長と相まって、「異」を排斥する傾向が強まるなど、地域におけるつながりの希薄化・弱体化がみられる。また、地方都市・中山間地域では、過疎化・高齢化の進行に加えて、それを背景とした若年層の人口流出も既に生じており、自治体ならびに生活圏域である地域社会の存続そのものが危機に瀕している。すなわち、都市部と地方都市・中山間地域ともに、地域社会が伝統的に有してきたセーフティーネット機能がますます脆弱化する中で、住民が抱える生活問題が深刻化・多様化・複雑化しつつあり、このような現象は北海道において特に顕著である。

以上のような様相を呈する現代社会では、社会福祉の専門性をもった人材の養成は必要不可欠である。

3. 北星学園大学社会福祉学部社会福祉学科において養成する人材像

社会福祉の専門性をもった人材養成への社会的要請を踏まえ、本学では、地域社会において、「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現を担う人材」「地域社会の活性化・地域づくりを担いうる人材」の養成を目指し、テクノロジーでは代替できない「人ならではの力」を有する人材の輩出を目標とする。

その目標の達成を目指すため、社会福祉学科の卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシー）を次のとおり設定し、学生に修得させる能力を示す。なお、ディプロマ・ポリシーと教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー）の相関関係については、「【資料1】ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）、

科目群の相関関係」に示すとおりである。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 社会福祉学の専門的知識とともに、複雑化・複合化・多様化している個人や家族の生活課題とその背景にある社会構造を多角的に捉えるために必要な社会科学や人文科学の幅広い知識と教養を身につけている。
- (2) 社会生活上の困難に直面する人々に対して、共感をもってその相談に応じるとともに、多様な専門職および組織・機関や地域住民等の関係者と連携・協働できるコミュニケーション力を身につけている。
- (3) 多様な生活問題とその背景にある社会構造の歪み・矛盾を発見し、それらを的確に捉える分析力を身につけている。
- (4) 地域の社会資源を発掘・創造するとともに、住民の生活課題や地域課題の解決に向けて具体的方策を計画・企画・発議できるデザイン力を身につけている。
- (5) 個人や地域社会の課題解決力を支えるとともに、必要に応じて自らが課題解決に取り組むことを直接的・間接的に支える支援力・教育力を身につけている。
- (6) 個別的で複雑化・複合化したニーズを持つ人々に対して、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネス、行政、地域活性化や地域づくりに取り組むことができる企画・実践力を身につけている。
- (7) 自らの専門的知識・技術の向上に取り組み、成長し続けることを可能とするために自己研鑽する力を身につけている。

4. 組織として研究対象とする中心的な学問分野

社会福祉学科は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（文部科学省告示第 39 号）が規定するところの「社会学・社会福祉学関係」に該当するが、以上で示してきた設置の趣旨及び必要性を踏まえ、組織として特に「社会福祉学」を中心的な研究対象とする。

社会福祉学は、社会科学系統に分類されるが、社会福祉ニーズや支援対象者の多様化にともない、幅広い生活保障を行っていくため、社会福祉学にとどまらず、法学、経済学、社会学、教育学、心理学など多方面の学問範囲を包含する学際的特徴を持つ。よって、幅広い視点から人間の権利と福祉を実現する社会と支援のあり方を考察する。

② 学部・学科等の特色

1. 教育の特色

社会福祉学の学びを核としつつ、コミュニケーション力、分析力、デザイン力、支援力・教育力、企画・実践力、研究力を育むことを通して、現代社会を生きる人々や地域社会が抱える諸課題と向き合い、「多様性を認め、共に生きる社会の構築・実現」「地域社会の活性化・地域づくり」に資する人材を養成することを教育研究上の目的とする。

この目的を実現するために、「ソーシャルワーク領域」「地域デザイン領域」「教育臨床領域」という3つの科目領域と10の科目群から構成されるカリキュラムを編成する。

2. 教育内容の特色

(1) 3つの科目領域と10の科目群

① 3つの科目領域の設定

1) ソーシャルワーク領域

ソーシャルワーク領域では、主にソーシャルワーカー養成に向けた対象者理解、法制度等の社会資源の理解、ソーシャルワークの専門的価値・知識・技術の理解・修得等に関する科目を設定する。

2) 地域デザイン領域

地域デザイン領域では、学生たちが持つビジネスや地域づくりといった多様な学びへのニーズに応えるため、企業活動や地方行政等を担える人材養成に向けた社会デザインの理論や実践、ビジネスや地域づくりに必要なマネジメント論、経済学、法学の理解等に関する科目を設定する。

3) 教育臨床領域

教育臨床領域では、福祉の視点・価値観を持ちつつ、多様な個性・ニーズを持つ子供たちに寄り添う教育力を有する人材養成に向けた教育関連科目、様々な対象への理解を深めるための科目を設定する。

② 10の科目群から構成されるカリキュラムの設定

3つの科目領域である「ソーシャルワーク領域」「地域デザイン領域」「教育臨床領域」の重複状況に基づき10の科目群を設定する(【資料2】カリキュラムにおける3領域と10科目群)。

カリキュラムの核となる「社会福祉学科目」には「基盤科目」「展開科目」の2つの科目群を置く。

ソーシャルワーク領域と地域デザイン領域が重複する領域は「福祉デザイン関連科目」、ソーシャルワーク領域と教育臨床領域が重複する領域は「福祉教育関連科目」、地域デザイン領域と教育臨床領域が重複する領域には「社会教育関連科目」をそれぞれ設定する。

他領域との重複がない部分に関し、ソーシャルワーク領域には「ソーシャルワーク専門科目」と「ソーシャルワーク展開科目」、地域デザイン領域には「地域デザイン専門科目」、教育臨床領域には「教育専門科目」「特別支援教育専門科目」をそれぞれ設置する。

3. 高等教育機関としての主たる機能

社会福祉学科が果たす高等教育機関としての主たる機能は、平成 17（2005）年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」第 2 章 3「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」に即していえば、「幅広い職業人養成」、「社会貢献機能」であるといえる。

（1）幅広い職業人養成

社会福祉学科では、現代社会を生きる人々や自分が住み暮らす地域社会が抱える諸課題と向き合い、「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現を担う人材」「地域社会の活性化・地域づくりを担う人材」の養成を目指し、テクノロジーでは代替できない「人ならではの力」を有する人材の輩出を目標とする。具体的には、将来、社会福祉の現場で活躍できる国家資格等を有するソーシャルワーク専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカー）や、国・地方自治体や地域福祉の現場で活躍できる行政職、多様な人々のニーズへ応えるため、地域社会と協働しつつ、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネスや行政（国・地方自治体）、NPO・NGO 等の活動を展開できる人材、及び社会福祉の専門的知識・視点を持った教員などである。

したがって本学科では、これらの人材として成長することを目指すために、①自らの人権や社会正義の感覚を育むこと、②人々の生活課題や地域課題の解決に資する社会福祉学を専門的に学ぶこと、③人々の生活課題とその背景にある社会構造的課題の解決に資する諸学問分野の知識を学ぶこと、④年齢、性別、属性、出自などにかかわらず多様なニーズを持つ人々を支援すること、またそのような人々が暮らしやすい地域づくりに熱意と関心を持つ者を求めており、現代社会が抱える多様で複雑な問題を解決できる社会福祉の学びを土台とした幅広い職業人の養成を目指していく。

（2）社会貢献機能（地域貢献等）

社会福祉学部では、平成 23（2011）年度から地域社会貢献事業として、地域における講演、研修等へ教員を講師として派遣し、その専門性を活かした支援を行ってきている。北海道内の自治体、福祉系団体、教育機関等からの依頼が多く、社会福祉学科になっても講師派遣を継続していくことになる。

また、北海道内の自治体（北海道教育委員会、札幌市、歌志内市、栗山町）と協定を結び、福祉のみならず教育において社会福祉学科となる構成メンバーが派遣される等、当該自治体の地域生活課題への取組みに対して、支援を行ってきた。また、新たに社会福祉法人北海道社会福祉協議会とも協定を結び（令和 4（2022）年 4 月）、北海道内の地域社会の課題解決に向けた支援をすることとなっている。

今後も、社会との連携・協力体制を築き、北海道の福祉活動の推進及び福祉人材の育成を主として、多様な社会ニーズに対する支援に組織として貢献していく。

③ 学部・学科等の名称及び学位の名称

新たな設置趣旨のもと新学科を設置し、その名称及び学位の名称については以下のとおりとする。

なお、学部の名称は、設置趣旨等の変更はないため、「社会福祉学部」のままとする。

学科名称	学位名称
社会福祉学科 [Department of Social Welfare]	学士（社会福祉学） [Bachelor of Social Welfare]

1. 学科の名称

社会福祉学科の学科名称は、既設の福祉計画学科と福祉臨床学科の伝統（実績）と魅力の相乗効果を念頭に置きつつ、「計画＋臨床」にとどまらない、社会福祉学を核とした専門的かつ領域横断的で多様な学びを意識したものである。英訳名称については、国際的な通用性を考慮し、「Department of Social Welfare」とする。

2. 学位の名称

設置趣旨や育成する人材像等を反映し、学位の名称は「学士（社会福祉学）」とする。英訳名称については、国際的な通用性も担保するため、「Bachelor of Social Welfare」とする。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

「①設置の趣旨及び必要性」の「3. 北星学園大学社会福祉学部社会福祉学科において養成する人材像」において記載したとおり、社会福祉学科では「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現を担う人材」「地域社会の活性化・地域づくりを担いうる人材」の養成を目指し、テクノロジーでは代替できない「人ならではの力」を有する人材の輩出を目標とする。その目標の達成を目指すために設定した社会福祉学科のディプロマ・ポリシーに対応した、以下の4つのカリキュラム・ポリシーに則り、教育課程を編成している。なお、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの相関関係については、「【資料1】ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）、科目群の相関関係」に示すとおりである。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 社会福祉学科のミッションである「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現」、「地域社会の活性化・地域づくり」に資する人材養成に向けて、多様な学びを実現する3つの科目領域、各領域の重なりを踏まえた10の科目群を設定する。そ

の核には社会福祉学を位置づけ、社会福祉学に関する基礎的かつ包括的な学びを実現する科目を配置すると同時に、各領域では学生の体験型学習を重視する実習・演習科目を配置する。また、福祉と地域デザイン、地域デザインと教育、教育と福祉という領域横断的な科目を設置する。

- (2) ソーシャルワーク領域には、ミクロレベル（個人・家族・小集団）からメゾレベル（地域）、マクロレベル（制度・政策）までを視野に入れたソーシャルワークの価値・知識・技術を学ぶ科目を配置するとともに、多様な福祉現場における体験的かつ実践的な学習を重視した演習・実習科目を配置する。また、行政や地域福祉の現場において求められる計画立案・実行のために必要な知識・技術を習得するための科目を設置するとともに、多様な人々との共生を学ぶための国際比較福祉に関する科目も配置する。
- (3) 地域デザイン領域には、福祉的視点で企業活動、行政（国・地方自治体）、NPO・NGO等の活動に取り組む能力、あるいはコミュニティ・サービスなどを担うための能力獲得に向けた各種講義科目と実践的科目（実習等）を配置するとともに、地域社会の活性化・地域づくりとしての諸活動を実践できる能力の形成を目指した講義・実習科目を配置する。
- (4) 教育臨床領域には、多様な対象と福祉的視点をもって関わりつつ、適切な教育活動を展開するために必要な福祉・教育に関する包括的な価値・知識・技術を学ぶための科目を配置する。また、教育現場への実習科目を配置するとともに、教育現場・地域社会・家庭の相互作用を踏まえて子どもを理解するために必要な視点の形成に向けて、スクールソーシャルワークに関連する科目を配置する。

2. 科目区分の設定および各科目区分の科目構成とその理由

(1) 大学共通科目及び国際交流関係科目（38単位以上）

「大学共通科目」等については、学則第1条の「キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培う」という目的に対応し、大学全体の卒業認定・学位授与方針に応じて構成される。

北星学園大学 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- 1) キリスト教による人格教育を基礎として、自由・平等・平和の心を得て、知識と知恵を兼ね備えた豊かな「人間性」を有するようになること。
- 2) 人々とともに生きる心を養い、主体性のある真の教養を身につけ、広く社会に貢献することができる「社会性」を持ちつづけることができるようになること。
- 3) 様々な国の人々と心を開いて交流し、異なる文化を理解する国際的視野と判断力を身につけた「国際性」を発揮することができるようになること。

本学の基盤であるキリスト教の基礎知識を身につけ、多様な宗教や文化への理解を深めるための科目群として「キリスト教学」を設け、必修科目として「キリスト教文化入門Ⅰ・Ⅱ」を配置する。そのほか幅広い教養を身につけるため、「人間科学」「人文科学」「自然・数理科学」「社会科学」「地域と世界」の5つの科目群を設け、各科目群から2単位以上を修得する。

加えて、学生が自分の役割を見だし社会に貢献するために主体的な学びを目指す科目群として「キャリア支援」を設け、その下に「キャリア教育科目」「日本語科目」「情報科目」を配置する。「日本語科目」のもとに配置された「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」は、1年次の必修科目とし、実際に文章を作成する過程を通じて、大学及び社会において必要とされる論理的な日本語の運用能力の基礎を習得することを目的としている。また、「情報科目」のもとに配置された「情報入門」「情報活用」についても、同様に1年次の必修科目とし、情報社会に参画する上で適切な態度を身につけることを主な目的として、今後、大学や実社会において直面する情報活用場面で必要となるパソコンの基本知識及び操作技能、コンピュータ・ウイルス、情報の漏洩や改ざん、不正アクセス、著作権侵害など、情報倫理・モラル並びに情報セキュリティに関する基礎知識、情報を取り扱う際の作法などのメディアリテラシーに関する教育を実施する。また、今後の大学生活や社会で必要となる情報活用能力を総合的に涵養することを目的に、調査の企画立案・実施、データの集計・整理・分析、プレゼンテーション等による調査結果報告など、データリテラシーを身につけるような教育もあわせて実施する。

そのほか「外国語」として、「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」を配置し、週2回の授業を2年間実施する。いずれかの語学を選択し、4科目8単位を修得する。また、選択した語学に対応し、例えば「上級英語Ⅰ・Ⅱ」や「外国語演習Ⅰ・Ⅱ（英語）」などの発展科目を配置し、さらに、「海外事情」(p.44参照)では、履修した言語や文化を現地で学ぶことができるような科目を配置した構成とする。また、「国際交流関係科目」は、外国の文化理解、自国の文化の再認識、比較研究などの科目から構成されており、提携大学からの客員教員や本学の教員が担当する英語による授業などが多彩に展開されるとともに、本学が受け入れた交換留学生と共に学ぶことができる。以上の「外国語」や「国際交流関係科目」の目的は単なる言語の修得だけではなく、物事を複眼的に見る力を養成することにもつながる。

(2) 学科専門科目 (74 単位以上)

カリキュラム・ポリシーのとおり、社会福祉学科の専門教育課程の体系は、社会福祉学を核とし、ソーシャルワーク領域、地域デザイン領域、教育臨床領域という3つの科目領域と各領域の重なりを踏まえた10の科目群を設定している。10の科目群はそれぞれ以下の5つの上位科目群に属し、領域横断的な教育体系を学生にもわかりやすく明示できるようにしている(【資料2】カリキュラムにおける3領域と10科目群)。

1) 社会福祉学科目

核となる社会福祉学を学ぶことを目的とした科目群であり、大学での学びの基本的なリテラシーを身につけるとともに、社会福祉学の基礎を学ぶ科目から構成される「基盤科目 (①)」(科目群名の後の○数字は【資料2】に対応。以下、同様。)と、核となる社会福祉学の学びを深化し、研究の力量を身につけていくための科目から構成される「展開科目 (②)」から成る。「基盤科目 (①)」としては、第1 Semesterに「社会福祉学入門」「社会福祉概説Ⅰ」「ソーシャルワーク論の基盤と専門職(共通)」「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)」、第2 Semesterに「社会福祉の歴史と思想」「人間の発達と社会」「社会福祉概説Ⅱ」を必修科目として配置し、学びの基礎固めができるようにしている。

また、「基盤科目 (①)」の「社会福祉基礎ゼミナールⅠ」(第1、2 Semester)、「社会福祉基礎ゼミナールⅡ」(第3、4 Semester) から、「展開科目 (②)」の「社会福祉専門ゼミナールⅠ」(第5 Semester)、「社会福祉専門ゼミナールⅡ」(第6 Semester)、「卒業研究」(第7、8 Semester) まで、少人数のゼミナール活動により社会福祉学領域における研究的力量を育むことのできる科目を配置している。

2) 社会福祉学関連科目

ソーシャルワーク領域、地域デザイン領域、教育臨床領域の3領域を踏まえ、福祉と地域デザイン(「福祉デザイン関連科目 (③)」)、地域デザインと教育(「社会教育関連科目 (④)」)、教育と福祉(「福祉教育関連科目 (⑤)」)という領域横断的な学びを得ることを目的とした科目群である。

「福祉デザイン関連科目 (③)」としては、「地域福祉と包括支援体制Ⅰ」「国際福祉論」「福祉政策論」などを配置し、身近な地域から国際社会まで、メゾ・マクロの視点で福祉的課題をとらえることを学ぶ。さらには、「海外福祉実習」や「災害と福祉」など、現代的な地域課題について実践も含めて学ぶ機会を設けている。

「社会教育関連科目 (④)」としては、「社会教育経営論Ⅰ・Ⅱ」「生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ」「家庭教育と社会教育」「社会教育演習」「社会教育実習」などの社会教育士に関わる科目や、「世界史」「地理学」「日本史Ⅰ・Ⅱ」などの「中学校教諭1種免許状(社会)」に関わる科目を配置している。

「福祉教育関連科目 (⑤)」としては、「障害者福祉論」「児童・家庭福祉論」「障害児教育論」「司法福祉論」などの福祉と教育を多角的に学ぶ科目を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー認定資格に関わる科目が含まれる。

3) ソーシャルワーク科目

ソーシャルワーク領域の専門的学びを得ることを目的とした科目群であり、社会

福祉士国家試験受験資格指定科目（「医学概論」「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）」「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ（専門）」「公的扶助論」「社会保障論Ⅱ」「地域福祉と包括的支援体制Ⅱ」などのほか、演習、実習、実習指導科目が含まれる）を中心としてソーシャルワークの理論と実践を統合的に学ぶ「ソーシャルワーク専門科目（⑥）」と、精神保健福祉国家試験受験資格指定科目（「精神保健ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ」「精神保健福祉の原理Ⅰ・Ⅱ」「精神医学と精神医療Ⅰ・Ⅱ」「精神障害者リハビリテーション論」などのほか、演習、実習、実習指導科目が含まれる）を中心としてさらに専門的なソーシャルワークの知識と技術を身につけるための「ソーシャルワーク展開科目（⑦）」から構成される。

4) 「地域デザイン専門科目（⑧）」

地域デザイン領域の専門的学びを得ることを目的とした科目群である。本格的な地方分権・地域共生社会の展開がみられる現代において地域において解決すべき諸課題は多岐にわたる。この場合の「地域」とは、ミクロでは町内会レベル、マクロでは都道府県レベルまでが想定され、これらの諸階層における問題を具体的・実践的に解決すべく設定された科目群である。

官公庁・民間企業・非営利組織等で地域貢献・社会的起業を展開できるような講義・実習の組み合わせとなる。講義科目としては、「地域デザイン論」「ソーシャル・ビジネス論」「ソーシャル・マネジメント論」などの独自性のある科目を配置しており、実習科目である「地域デザイン実習」では、北海道内における地域生活課題の発見・解決に先進的に取り組んでいる市町村をフィールドに短期体験・調査型の実習を行い、実践力を高めることとする。

これらはもちろん、大前提として本学科の特徴である社会福祉学を核とした学びのもとに展開されることから、地域を基盤とした人間の成長可能性に着目した「人びとの幸せ・よりよい生活の実現」のための能力を高めることを目的としている。そのため、ソーシャルワーク領域及び教育臨床領域での学びも生かしつつ、持続可能な地域社会の実現により焦点化した科目を配置する。

5) 教育科目

教育臨床領域の専門的学びを得ることを目的とした科目群であり、中学校教諭1種免許状（社会）、高等学校教諭1種免許状（公民）の取得のために必要な学修をする「教育専門科目（⑨）」（「倫理学」「憲法Ⅰ・Ⅱ」「現代社会学」など）と特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域）の取得のために必要な学修をする「特別支援教育専門科目（⑩）」（「知的障害者の病理保健」「肢体不自由者の病理保健」「知的障害者教育方法論Ⅰ・Ⅱ」「障害児教育実習」

など) から構成される。

3. 「①設置の趣旨及び必要性」及び「②学部・学科等の特色」に示された趣旨等を実現するための科目の対応関係

「①設置の趣旨及び必要性」に記したとおり、時代の変化のなかで潜在化しており、認識されづらい制度の狭間の問題を顕在化させ、新たな対象として、常に他の法制度に先駆けて、対応していくものが社会福祉であり、それを研究する学問が社会福祉学であるゆえに、変化の目まぐるしい現代にあっては、社会福祉学への社会的要請はより一層増している。本学社会福祉学部は、各時代に応じてその要請に応じてきた歴史がある。そのため社会福祉学科では、「1）社会福祉学科目」をカリキュラムの核におく。

また、社会福祉学を踏まえた実践を展開できる人材として、社会福祉の現場で活躍できるソーシャルワーク専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカー）や、国・地方自治体や地域福祉の現場で活躍できる行政職、多様な人々のニーズへ応えるため、地域社会と協働しつつ、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネスや行政（国・地方自治体）、NPO・NGO等の活動を展開できる人材、及び社会福祉の専門的知識・視点を持った教員などへの社会的要請も大きい。社会福祉学科では、それらの人材を包括的に述べるならば「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現を担う人材」「地域社会の活性化・地域づくりを担いうる人材」であり、「テクノロジーでは代替できない『人ならではの力』」を有する人材と考える。そのため、ディプロマ・ポリシーを設定し、学生に修得させる能力を示したが、各科目群との対応関係については、「【資料1】ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）、科目群の相関関係」に示すとおりである。

4. 履修順序（配当年次）の考え方、必修科目・選択科目の構成とその理由

「大学共通科目」等については、「人間科学」「人文科学」「自然・数理科学」「社会科学」「地域と世界」の5つの科目群から各2単位を選択必修とし、幅広い学問領域の教養が修得できるよう設定されている。また、初年次には、「キリスト教学」から「キリスト教文化入門Ⅰ・Ⅱ」、「日本語科目」から「日本語表現Ⅰ・Ⅱ」、「情報科目」から「情報入門」「情報活用」を必修とし、本学のキリスト教による人格教育の基礎となる知識や、大学及び社会において必要とされる論理的な日本語の運用能力の基礎、加えて情報・データリテラシーを身につけることができるような構成としている。また、「外国語」については、「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」から語学を選択し、4科目8単位の選択必修としている。初年次から2年次の終わりまで4科目8単位を段階的に積み上げていき、確実に語学力を高められるような科目構成としている。そのほか、「国際交流関係科目」を含め学生の興味関心に合わせて、幅広く教養を深められるよう科目を設置している。

専門科目については、上級年次に進むにつれ領域ごとの専門性を高めていくことを想定し、初年次には、「社会福祉学科目」の「基盤科目 (①)」がカリキュラムの中心である。具体的には、大学における学びのリテラシーを身につけるための必修科目（第1、2 Semester）として「社会福祉基礎ゼミナールⅠ」を開講するほか、学科専任教員によるオムニバスで社会福祉学の概要、諸領域の説明を行う必修科目（第1 Semester）として「社会福祉学入門」を開講する。また、社会福祉学の基本的な核を学ぶための科目として、「社会福祉の歴史と思想」「人間の発達と社会」「社会福祉概説Ⅰ」「社会福祉概説Ⅱ」「ソーシャルワーク論の基盤と専門職（共通）」「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）」を必修科目として開講する。これらの初年次導入教育により、社会福祉学の基礎を身につけることが可能である。さらに、「社会福祉学関連科目」4科目、「ソーシャルワーク科目」1科目、「地域デザイン専門科目」2科目、「教育科目」2科目を1年次に履修可能とすることで、各領域の学びに触れる機会を提供し、関連領域の基本的な考え方と学びの多様性を理解しつつ、学生自らがより専門性を高めたいと考える学びの方向性を選択できるような土壌を形成する。

2～4年次においては、核となる社会福祉学の学びを深化し、研究の力量を身につけていくために、「社会福祉学科目」の「基盤科目 (①)」である「社会福祉基礎ゼミナールⅡ」（第3、4 Semester）、「展開科目 (②)」である「社会福祉研究法Ⅰ」「社会福祉専門ゼミナールⅠ」（以上、第5 Semester）「社会福祉専門ゼミナールⅡ」（第6 Semester）、「卒業研究」（第7、8 Semester）を必修科目として開講する。特に「社会福祉専門ゼミナールⅡ」では福祉・地域デザイン・教育それぞれの関心に沿ってテーマを設定し研究デザインを構想、「卒業研究」において卒業論文、自由研究課題、実習報告書いずれかの形態で研究成果をまとめ、4年間の学びを総括できるようにする。

2～4年次における上記と「社会福祉と法」（第3 Semester）以外の学科専門科目は選択科目としている。各学生が履修モデルを参考に、社会福祉士、精神保健福祉士などの国家資格を有するソーシャルワーク専門職や、福祉的視点で企業活動、行政（国・地方自治体）、NPO・NGO 等に従事する人材、学校教員など、卒業後の進路も見据えた学修を展開できるカリキュラム編成としている。

5. 科目の設定単位数の考え方

科目の単位設定については、大学設置基準第21条に基づき、学則第22条に定める単位数算定の基準による。社会福祉学科では、各 Semester における履修登録制限単位数は予習・復習を含む学習時間の確保及び各資格取得のために必要な履修単位数を考慮して年間48単位以下とする。

⑤ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 授業方法、学生数、配当年次の設定

(1) 授業方法

授業は、講義、演習、実習からなる。これらを循環的、段階的に配置し、理論と実践の統合的な学びを可能としている。核となる「社会福祉学科目」では1年次から4年次まで演習を配置し、講義での学びをより主体的に捉えなおす学修機会を設定している。また、「ソーシャルワーク科目」「地域デザイン専門科目」「教育科目」では、実習を設定しているため、実習前の準備と実習後の総括を意識した科目配置とし、丁寧な事前・事後指導を行いながら理論と実践の統合を図る。

一部の授業では、日本福祉大学と共同開発した「eラーニングシステム」を用いる計画である。多様なメディアを利用して授業を行う場合の具体的計画については、後述する「⑥ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画」に示すとおりである（p. 18 参照）。

(2) 学生数

1年次配当の「社会福祉基礎ゼミナールⅠ」、2年次配当の「社会福祉基礎ゼミナールⅡ」は18～20名程度、3年次配当の「社会福祉専門ゼミナールⅠ、Ⅱ」、4年次配当の「卒業研究」は10名程度で編成する。また、2年次から3年次に置かれる「ソーシャルワーク演習（共通）」（社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目）「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」（以上、社会福祉士国家試験受験資格指定科目）、3年次から4年次に置かれる「ソーシャルワーク演習Ⅰ、Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ、Ⅱ（精神）」（以上、精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目）、4年次配当の「スクールソーシャルワーク演習」「スクールソーシャルワーク実習指導」（以上、スクールソーシャルワーク認定資格指定科目）は各資格の養成カリキュラムの規定により1クラス上限20名に定められているが、社会福祉学科では15名以下での実施を想定しており、少人数で実習の事前・事後指導を丁寧に実施する。

(3) 配当年次の設定

1) 1年次（第1、2 Semester）

学科専門科目は前述のとおり、「社会福祉学科目」の「基盤科目（①）」がカリキュラムの中心であり、併せて「社会福祉学関連科目」4科目（「心理学と心理的支援」「ジェンダー論」「生涯学習概論」「社会学と社会システム」）、「ソーシャルワーク科目」1科目（「医学概論」）、「地域デザイン専門科目」2科目（「地域デザイン論」「社会調査方法論」）、「教育科目」2科目（「倫理学」「憲法Ⅰ〔人権〕」）を1年次に履修可能とすることで、各領域の学びに触れる機会を提供し、関連領域の基本的な考え方と学びの

多様性を理解しつつ、学生自らがより専門性を高めたいと考える学びの方向性を選択できるような土壌を形成する。

2) 2年次(第3、4セメスター)

「ソーシャルワーク科目」「地域デザイン専門科目」「教育科目」の各領域科目群において、初年次の基礎的学修を展開し、個人や家族・小集団に対する個別・集団援助(ミクロレベル)から、社会資源の開発・調整や地域福祉活動、福祉組織・機関の管理運営等(メゾレベル)、制度創出・改善に向けソーシャル・アクション等を可能とする制度・政策分析や提言等(マクロレベル)の3つのレベルを視野に入れた学びを開始できるよう、講義や演習を配置している。特に「ソーシャルワーク科目」においては第4セメスターに、多様な福祉現場での「ソーシャルワーク実習」(3年次)に向けた体験的・入門的実習である「ソーシャルワーク入門実習」を社会福祉士国家試験受験資格取得に求められる240時間実習外の社会福祉学科独自の実習として配置し、その導入を第3セメスターにおける「ソーシャルワーク実践論」で行うとともに、事前事後指導を第4セメスターの「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」で実施する。

3) 3年次(第5、6セメスター)

「ソーシャルワーク科目」「地域デザイン専門科目」「教育科目」の各領域科目群において、実習(「ソーシャルワーク実習」「地域デザイン実習」「障害児教育実習」)を軸としながら各領域の専門的な学修を進めていくことができるよう、講義や演習を配置している。また、前述のとおり、「社会福祉学科目」の「展開科目(②)」である「社会福祉研究法Ⅰ」「社会福祉専門ゼミナールⅠ」「社会福祉専門ゼミナールⅡ」の履修により、福祉・地域デザイン・教育それぞれの関心に沿って研究の力量を高める学修を進める。

4) 4年次(第7、8セメスター)

「社会福祉学関連科目」「ソーシャルワーク科目」においてそれぞれ、アドバンスとなる学びの科目を設定している。「社会福祉学関連科目」については「社会教育関連科目」の「社会教育演習」、「福祉教育関連科目」の「スクールソーシャルワーク演習」「スクールソーシャルワーク実習」「スクールソーシャルワーク実習指導」が該当、「ソーシャルワーク科目」については、「ソーシャルワーク展開科目」の「精神障害者リハビリテーション論」「ソーシャルワーク演習Ⅱ(精神)」「ソーシャルワーク実習(精神)」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ(精神)」が該当する。また、前述のとおり、「社会福祉学科目」の「展開科目(②)」である「卒業研究」において卒業論文、自由研究課題、実習報告書いずれかの形態で研究成果をまとめ、4年間の学びを総括できるようにする。

2. 卒業要件と履修指導方法

(1) 卒業要件

卒業に必要な単位数は124単位である。卒業要件及び履修方法の詳細は、以下のとおりである。

学科専門科目から合計74単位以上修得すること。(1)「社会福祉学科目」の「基盤科目」から必修20単位と、「展開科目」から必修10単位を修得すること。(2)「社会福祉学関連科目」の「福祉デザイン関連科目」「社会教育関連科目」「福祉教育関連科目」から各2単位以上を修得すること。(3)上記で修得していない「社会福祉学科目」「社会福祉学関連科目」の科目の中から「ソーシャルワーク科目」「地域デザイン専門科目」「教育科目」の科目の中から38単位を修得すること。

「大学共通科目」は、(1)「人間科学」「人文科学」「自然・数理科学」「社会科学」「地域と世界」から各2単位以上を修得すること。また、「キリスト教学」から必修4単位を修得すること。(2)「キャリア支援」の「日本語科目」から必修4単位、「情報科目」から必修4単位を修得すること。(3)「外国語」の英語Ⅰ～Ⅳ、ドイツ語Ⅰ～Ⅳ、フランス語Ⅰ～Ⅳ、中国語Ⅰ～Ⅳ、韓国語Ⅰ～Ⅳのいずれか4科目8単位を修得すること。(4)

(1)～(3)までの上記で修得すべき単位30単位以外に8単位以上を修得すること。

「大学共通科目」及び「社会福祉学科目」「社会福祉学関連科目」「ソーシャルワーク科目」「地域デザイン専門科目」「教育科目」で修得すべき単位112単位以外に必要な12単位は、上記の修得すべき単位112単位として修得した授業科目以外の「大学共通科目」「学科専門教育科目」「社会福祉学部他学科専門教育科目」「他学部他学科専門教育科目」「国際交流関係科目」から算入できる。ただし、「他学部他学科専門教育科目」「国際交流関係科目」から算入できるのは8単位までである(【資料3】卒業単位表(卒業に必要な最低単位数))。

(2) 履修指導方法

学生が希望する進路を見定め、社会福祉学科の目指す人材へと成長するために、必要な各種の科目を円滑に履修し、4年間の学修を効果的に行うことを目的として、教職員が連携して履修指導を行う。具体的には、各年度初めに学科単位で教員による履修ガイダンスを実施するとともに、特に新入生に対しては、入学時オリエンテーションの際に学科教員により各種資格取得説明を実施するほか、先輩学生(北星ピアサポーター)が個々の履修相談に対応する履修相談会を開催する。また、教育支援課窓口では随時、指導・相談に対応する。

さらに、1年次(第1、2セメスター)において少人数の演習である「社会福祉基礎ゼミナールⅠ」を開講し、18～20名程度の学生に対して1名の教員を担当者として配置して大学における学びのリテラシーを身につけるためのサポートをする。また、2年次

以降においても、「社会福祉基礎ゼミナールⅡ」（2年次配当）、「社会福祉研究法Ⅰ」「社会福祉専門ゼミナールⅠ」「社会福祉専門ゼミナールⅡ」（以上、3年次配当）、「卒業研究」（4年次配当）という少人数の演習を配置しており、教員が細やかな履修相談に応じることのできる体制をとる。加えて、定期的を開催する学科会議の場において学生の学修その他に関する動向を教職員間で共有し、学生が学修面や生活面で危機的状況に陥ることのないよう、日常的な配慮を行う。

3. 履修モデル

社会福祉学科における履修モデルは、「国家資格を備えたソーシャルワーク専門職等を目指す履修モデル」「地域住民・組織と協働し、新たな地域社会を創造することを目指す履修モデル」「教育職員免許状を取得するなど学校教員等を目指す履修モデル」の3つである。

履修モデル1：国家資格を備えたソーシャルワーク専門職等を目指す履修モデル

社会福祉学科の目指す「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現を担う人材」のうち、高度な専門性を備えたソーシャルワーカーや社会福祉主事資格を活かす公務員、福祉施設職員等として将来活躍することを目指す履修モデルである。社会福祉学の学びを土台に、ミクロからマクロまでのソーシャルワーク全般の知識を修得することを基本モデルとし、有資格のソーシャルワーカーを目指す場合には社会福祉士の国家試験受験資格、または社会福祉士と精神保健福祉士両方の国家試験受験資格を取得するための指定科目を中心に履修する。主に社会福祉学関連科目とソーシャルワーク科目を履修するなかで、社会生活上の困難に直面する人々に対して共感をもってその相談に応じることができ、多様な専門職及び組織・機関や地域住民等との関係者と連携・協働できるよう、対象者理解、法制度等の社会資源の理解、ソーシャルワークの専門的価値・知識・技術の理解・修得を進めていく。本履修モデルでは、主に2年次（第3・4 Semester）に社会福祉士国家試験受験資格指定科目を履修することにより、ソーシャルワークのミクロ・メゾレベルの学びを進め、主に3年次（第5・6 Semester）にマクロの視座を養う科目を履修することを想定している。これに加え、社会福祉士国家試験受験資格取得を目指す場合には、3年次（第5・6 Semester）にソーシャルワーク実習や実習指導に関わる指定科目を履修する。その単位取得を前提として、さらに精神保健福祉士国家試験受験資格取得を目指す場合には、3年次（第5・6 Semester）と4年次（第7・8 Semester）に配置された精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目を履修することが必要となる。

なお、社会福祉士国家試験受験資格指定科目に加え、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の認定機関である一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が規定する教育科目等を3年次（第5・6 Semester）と4年次（第7・8 Semester）

一) に履修することも可能である。この履修の過程では、学校教育や教育行政における特性を理解した上で、子どもの発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖や社会的排除を是正する等、学校生活を中心とした子どもとその家庭をエンパワメントするための知識や技術、価値を修得し、子どもとその家庭のみならず、学校環境や教育制度等にもアプローチし、福祉と教育の協働に関与するスクールソーシャルワーカーを目指す(【資料4】国家資格を備えたソーシャルワーク専門職等を目指す履修モデル)。

履修モデル2：地域住民・組織と協働し、新たな地域社会を創造することを目指す履修モデル

現代社会における個人主義化の助長及び地縁の希薄化にともなって複雑な諸課題が生じている。これらの諸課題に対し、社会福祉学の視点から地域社会において多様性を重んじ、持続可能な地域社会の創出につながる価値(倫理)・知識・技術の体系を身につけることを目指し、将来的に様々なレベルでの「地域」において活躍できる人材の輩出を目指す履修モデルである。

さらに、社会生活上の諸課題を地域問題の解決の模索と可能性の発見という視点から捉えなおす。本履修モデルでは必ずしも国家(試験受験)資格の取得にこだわらず、多様で開かれた価値観、知識、技術によって地域間での連携・発展が可能となるよう科目を配置するのみならず、関連諸科目の履修も積極的に推奨し、幅広い学びから応用力・実践力を兼備した人材輩出を目指す。

上記に向け、本履修モデルは地域に関する科目の履修を行ったうえで、「地域デザイン実習(選択)」及び「社会教育関連科目(選択)」の履修なども通じて学びを深め、社会福祉を基盤とした地域協働を実現できるようなものとなることを目指す。なお、これに加えて社会教育関連科目に主に配置されており、文部科学省が規定する科目を履修することによって、社会教育士の称号を取得することも可能である。この履修を通じて、地域に根ざした社会教育を実践する力を修得し、各自治体の行政職員や非営利団体・民間企業、そして学校の職員として活動することができる人材の排出を目指す(【資料5】地域住民・組織と協働し、新たな地域社会を創造することを目指す履修モデル)。

履修モデル3：教育職員免許状を取得するなど学校教員等を目指す履修モデル

福祉の視点・価値観を持ちつつ、障害のある児童・生徒を含めた多様な個性・ニーズを持つ子供たちに寄り添い育てることができるよう、社会福祉学の理解を基盤として、福祉の専門的知識と教育の専門的知識とを併せて修得し、地域社会における多様な教育的実践を目指す履修モデルである。

また、教育職員免許法等に定められた、高等学校教諭1種免許状(公民)の取得に必要な科目等を履修することもできる。そのなかで、現代の日本社会が抱える様々な状況を踏まえ、そこで暮らす子供たちの育つ力・学ぶ力を育てるとともに、より良い

生活と自己実現が可能となる環境への働きかけや、子供自身の生きる力を育てることができる学校教員や子ども・若者に関わる施設職員等としての価値・知識・技術の修得を目指す。

さらに、中学校（社会）及び特別支援学校（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）教諭1種免許状の取得に必要な科目等を主に履修し、特に障害のある児童・生徒にはその特性やニーズを的確に理解し、合理的配慮の促進をしつつ、障害のある児童・生徒の生きる力を育てることができる学校教員としての価値・知識・技術の修得を目指すこともできる。この時に、特別支援教育専門科目を中心に学びながらも、「スクールソーシャルワーク論」等の社会福祉に関する専門科目も履修することによって、教育的視点と福祉的視点を併せ持ち、学校と家庭、関係機関との連携を促進できるような資質の向上を目指す（【資料6】教育職員免許状を取得するなど学校教員等を目指す履修モデル）。

4. 履修科目の年間登録上限（CAP制）の設定

社会福祉学科では、各セメスターにおける履修登録制限単位数は予習・復習を含む学習時間の確保及び各資格取得のために必要な履修単位数を考慮して年間48単位以下とする。特に、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験受験資格取得のために必要な指定科目は学生が計画的に履修し、必要な学修を積み上げていくことができるよう指導する。

⑥ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

1. 学則における規定

大学設置基準第25条及び文部科学省告示第51号に基づき、学則第22条の2第2項において「授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。なお、これにより卒業の要件として修得する単位数は60単位を超えないものとする。」ことを定めている。

2. 実施方法

多様なメディアを高度に利用した授業の実施にあたっては、学内で定めた「eラーニングによる授業基準」に則り、実施している。多様なメディアを高度に利用した授業であることのシラバスへの記載、履修者の学修状況の把握、設問回答や質疑応答など学生との意見交換機会の確保などの対応をしている。また、多様なメディアを高度に利用した授業の実施にあたり、学内手続きとして、事前に担当教員からの申請が必要であり、その内容を教学会議で報告する等、実施について学内で把握する体制を整えている。以上の実施にあたっての取扱いを「eラーニングによる授業基準」として、全教員に配付している「教務の手引き」の中で周知徹底している。さらに、多様なメディアを高度に

利用した授業が適切に運用されるよう、関係するFDの動画や資料を公開し、教職員への研修等にも積極的に取り組んでいる。

⑦ 編入学定員を設定する場合の具体的計画

社会福祉学科では、令和7（2025）年度より3年次の編入学生を受け入れ、定員は5名とする。加えて、2年次の編入学生も受け入れるが、2年次編入学定員については別途設けず定員の範囲内とする。これら編入学生の既修得単位は、入学時に他大学・短期大学・高等専門学校において修得した単位のうち、3年次編入学については72単位を超えない範囲で、2年次編入学については40単位を超えない範囲で認定する。

教育上の配慮としては、入学時のオリエンテーションにおいて本学及び社会福祉学科の特色や教育全般についての理解を図り、編入学後の2年間あるいは3年間で卒業が可能となるように、編入学生の大学卒業後の進路希望や取得希望の資格・免許等によって、履修モデルに応じた履修指導を実施する。

3年次編入学についての具体的な履修モデルは、1年次入学者に提示する「国家資格を備えたソーシャルワーク専門職等を目指す履修モデル」及び「地域住民・組織と協働し、新たな地域社会を創造することを目指す履修モデル」、「教育職員免許状を取得するなど学校教員等を目指す履修モデル」のそれぞれに対応し、卒業後の進路についても、各履修モデルと同様である。なお、履修計画によって、社会福祉士国家試験受験資格や社会教育士の称号を取得することも可能である。（【資料7】編入学生履修モデル（3年次編入学 履修モデル1-①～3年次編入学 履修モデル3-②））

2年次編入学についての具体的な履修モデルも、3年次編入学と同様の学びの分野と進路に応じた各履修モデルに加えて、精神保健福祉士国家試験受験資格を取得し、卒業後には各種社会福祉施設・事業所（主に精神障害分野）や病院（主に精神科）等におけるソーシャルワーク職が主な進路となる履修モデル、中学校（社会科）及び特別支援学校（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）教諭1種免許状を取得し、各種学校の教諭が主な進路となる履修モデルがある（【資料7】編入学生履修モデル（2年次編入学 履修モデル1-①～2年次編入学 履修モデル3-③））

それぞれの履修モデルにおける既修得単位の読替については、「【資料8】編入学生の既修得単位読替表」に示すとおりである。なお、国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士に対応した厚生労働省指定科目について、編入学生がこれらの資格の取得を希望している場合には、既修得単位を認定した他大学が、社会福祉士及び精神保健福祉士それぞれの養成課程を有している場合に限り読替認定の対象とする。

なお、3年次・2年次ともに、取得しようとする資格の種類によっては、履修登録の上限を数単位上回る場合があるが、学科長と相談の上で履修計画を立てるため、GPA等も勘案し、必要最低限となるよう指導する。また、積上指定科目の要件についても、編入学生には適用をしないものの、無理のない履修計画を立てられるように学科長が指導するこ

とが条件である。

⑧ 実習の具体的計画

1. 「ソーシャルワーク実習」／「ソーシャルワーク入門実習」

(1) 実習の目的

社会福祉学科においては、社会福祉士養成のための「ソーシャルワーク実習」(厚生労働省指定実習科目)、「ソーシャルワーク入門実習」(本学独自科目)を設定している。これらの配属実習は、年次を段階的に積み上げて履修するため、社会福祉士国家試験受験資格を取得するためには必修科目となる。「ソーシャルワーク実習」の目的は、指定科目として厚生労働省が定めるように、ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養うことである。これは、ディプロマ・ポリシーに掲げるもののうち、特に「(2) 社会生活上の困難に直面する人々に対して、共感をもってその相談に応じるとともに、多様な専門職および組織・機関や地域住民等の関係者と連携・協働できるコミュニケーション力を身につけている。」こと、また「(3) 多様な生活問題とその背景にある社会構造の歪み・矛盾を発見し、それらを的確に捉える分析力を身につけている。」こと、「(4) 地域の社会資源を発掘・創造するとともに、住民の生活課題や地域課題の解決に向けて具体的方策を計画・企画・発議できるデザイン力を身につけている。」ことの3つの力を養うことに繋がる。

「ソーシャルワーク入門実習」は、次年度に開講される「ソーシャルワーク実習」の2カ所以上の実習施設・機関のうちの1カ所と同一の実習施設・機関で実施することによって、次の諸事項について理解することが目的である。「実習施設・機関の目的、組織、(地域社会の中で果たす)機能・役割を理解する」こと、「実習施設・機関のある地域や支援対象に関する基礎的内容について理解する」こと、そして「『ソーシャルワーク実習』に向けた学習課題を把握する」ことである。ディプロマ・ポリシーとの対応関係についても、上述の「ソーシャルワーク実習」に準じる。

(2) 実習先の確保の状況

「ソーシャルワーク実習」の対象となる実習施設・機関は、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」に基づき、実習指導者要件を満たす職員が所属する施設・機関であり、各種の社会福祉施設や児童福祉施設、老人福祉・介護保険関連施設、障害者支援関連施設、公的機関や病院等である。また、「ソーシャルワーク入門実習」の実習施設・機関は、次年度の「ソーシャルワーク実習」を行う2カ所以上の施設・機関のうち1カ所と原則として同一の施設・機関とする。学生の通学圏内である札幌市近郊や、学生の出身地(帰省先)である主に北海道内に所在する各施設・機関とし、実習生の受入れについて承諾を得ている

【資料9】「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク入門実習」実習受入れ施設一覧。

本学の学生は、大学所在地である札幌市の自宅（保証人の住所）もしくは、札幌市近郊以外の出身のため札幌市内の下宿（アパート等）の居住場所から実習に参加する学生が最も多い。そのため、実習先の確保は、札幌市近郊において行い、学生の希望に基づきながら実習配属先をマッチングする。また、学生の出身地（帰省先：多くは保証人の居住地）周辺において、学生の希望に基づきながら実習受け入れ施設・機関を個別に設定する。これらの配属にあたり、札幌市近郊・帰省先ともに、学生が実習期間中の住居地から、およそ「90分」以内で通勤できる実習先となるように配慮して決定する。本学は自家用車（自動二輪車含む）による通学を禁止していることから、実習への通勤手段も原則として公共交通機関を利用して行わせる。実習施設・機関の立地や公共交通手段の状況によっては、例外的に家族が運転する自家用車による通勤を認める場合もあるが、その許可は社会福祉実習委員会における協議によって行う。

（3）実習先との契約内容

実習の契約は単年度ごとに交わす。契約に際しては、実習受入れ施設・機関の責任者と本学学長との間で「ソーシャルワーク実習委託契約（協定）書」をとりかわすことにより、実習に関する大学・実習施設機関の責任の範囲を明確にする。

実習生は個人情報の守秘義務を遵守することを徹底し、種々の事故防止のため実習中は実習施設の指導に従う旨についても誓約する。

（4）実習水準の確保の方策

1）3段階の実習展開

厚生労働省令により「ソーシャルワーク実習」は、機能の異なる2箇所以上での実習の実施が義務付けられているため、本学では1箇所目の実習を180時間以上、2箇所目の実習を60時間以上となるよう設定する。「ソーシャルワーク入門実習」は本学独自科目であるが、40時間程度の配属実習であり、原則として次年度の「ソーシャルワーク実習」を行う2カ所の実習施設・機関のうち1カ所と同一の実習施設・機関で実施する。

実習科目の展開にあたり、厚生労働省令で指定されている実習指導科目として、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」（2年次後期・第4 Semester）、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」（3年次前期・第5 Semester）、「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」（3年次後期・第6 Semester）を設定し、これらの実習指導科目と各実習科目とを時期的に交互に配置して実施する。すなわち、まずは本学独自の講義科目である「ソーシャルワーク実践論」（2年次前期・第3 Semester）では、ソーシャルワーク実践が行われている各領域について、それぞれの外部講師（現職のソーシャルワーカー）から講義を受け、実習希望選択に向けた興味・関心を喚起する。その後、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」において実習希望選択に基づく実習先への配属マッチング作業を行い、その授業開講期

が終了後の春季休業期間中となる2月から3月上旬にかけて「ソーシャルワーク入門実習」（2年次後期・第4セメスター）に参加する。そして年度が替わり進級し、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」の授業開講期終了後の夏季休業期間中となる8月から9月上旬にかけて「ソーシャルワーク実習」の1箇所目（180時間以上）を実施する。「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」の授業開講期間中に「ソーシャルワーク実習」の2箇所目（60時間以上）を実施する。特に2箇所目の実習は、授業開講期間中であるため、「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」については、各学生の実習期間が正味8日間（約2週間）程度となることから、その配属期間を特別休講期間とし、その前後において1箇所目実習の振り返りと2箇所目実習への準備、そして全ての実習が終了後に総括した振り返り作業を行う。なお、特に2箇所目の実習が授業開講期間中に行われるため、実習指導科目以外で履修する科目については、全学的な理解と協力のもと、オンデマンド学習や特別補講・課題への取り組みとフィードバック等を行うことにより、学生の学修が不十分なものとならないための対策をとる。

このように、2年次（第3・4セメスター）から3年次（第5・6セメスター）にかけて、一貫した指導を展開し、ソーシャルワーク実践についての理解を深めるよう指導する。これら一連の実習科目・実習指導関連科目において修得する知識・技能は、原則として厚生労働省社会・援護局長通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」に定められた「教育内容」に即し、その「ねらい」と「教育に含むべき事項」を各セメスターにおいて順次的・段階的な学びとなるように設定する。

2) 実習指導教員

実習に関する事前・事後指導は、上述の実習指導科目の各クラスにおいて行い、加えて実習期間中の巡回指導・養成校における指導（帰校日指導）、実習前後及び実習中の実習施設・機関との連絡・調整や各種協議、実習生の評価の全てを、科目全体をコーディネートする教員と連携しながら配属実習の各クラス担当教員が一貫して行う。一人の教員が指導する学生の人数は、厚生労働省令に基づき、1クラス20名を上限とするが、履修者の人数によって、1クラスあたり10名～15名程度を担当する。これにより実習生の個別指導を徹底するとともに、実習展開や実習施設・機関との密な連絡・調整を行い、実習指導の質の向上を図る。

3) 社会福祉実習委員会の運営

社会福祉士のみならず、後述する精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカーの各社会福祉実習関係科目を担当する教員から成る社会福祉実習委員会を組織する。本組織は、本学社会福祉学部内に設置されるものの、全学組織図内に位置づけられ、委員会の運営に関する取扱要領を定める。委員会は実習に関する各種のサポートを担当する

実習助手と各種の実習事務を担当する事務職員が陪席のもと、実習関係科目の運営に関する事項を協議し意思決定を行う。

社会福祉実習委員会では、実習施設・機関に関する情報の共有や、各実習関連科目間の情報共有及び意見交換など、必要な対応を協議することによって実習の水準を確保する。

4) 成績評価方法

配属実習においては、各科目について「実習評価表」を設定する。「実習評価表」とは、一般社団法人ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連と表記する）による「ソーシャルワーク実習教育内容・実習評価ガイドライン」の内容を踏まえ、ソ教連の北海道ブロックにて検討され、北海道内の社会福祉士養成のための実習施設・機関が共通の項目によって、実習生の学修達成状況を実習先の実習指導者が評価するためのものである。配属実習の成績評価は、この「実習評価表」の内容を踏まえつつ、実習期間中に取組みを課す各種課題の内容と取組み状況を勘案して、担当教員が評価する。

(5) 実習先との連携体制

1) 実習実施打合せ会の開催

「ソーシャルワーク実習」の開始前に、実習施設・機関と大学との打合せ会を開催し、実習の目的や到達目標等を説明する。打合せ会の全体会では、時事の社会福祉動向や実習教育のあり方についての説明を行う。打合せ会の分科会では、実習先施設・機関の領域や担当教員別の小グループとなり、領域に関連した情報の共有や、指導の具体的な展開方法、また実際に配属する実習生についての情報交換を行う。これらを通して、実習教育における両者の連携を強め、実習指導の質の向上を図る。

2) 実習評価会議の開催

「ソーシャルワーク実習」の1箇所目の実習終了後には、実習指導者と担当教員とが個別に連絡をとり合い、2箇所目の実習に引き継ぐべき事項の確認と、残された実習目標と課題、指導上の留意点などについて情報交換をし、担当教員が中心となって2箇所の実習における連動性を確保する。

2箇所の「ソーシャルワーク実習」の終了後には、原則として全ての実習施設・機関と大学の科目担当者とで会議を開催する。評価会議の全体会では、全体的な実習の実施状況や全体的な課題等について確認し、その後の分科会では、実習先施設・機関の領域や担当教員別の小グループとなり、各実習生個別の実習目標の達成状況や残された学習課題について情報や意見を交換する。これらを通して、次年度に向けた実習教育のあり方の改善や、実習施設・機関と大学との連携をさらに強め、実習指導の質のさらなる向上を図る。

3) 福祉実習相談室と実習事務

実習の運営を支援するため社会福祉学部内に「福祉実習相談室」を設置し、実習指導科目（学内授業）の教材準備や学生からの提出物の管理、また学生の実習参加にあたっての相談を受け、担当教員への橋渡しをするなど、実習教育の展開を補佐する。また、実習施設・機関との契約に関する調整事務などを担当する学内部署と密に連携をとることにより、実習の事前・事後、そして実習中の対応に一貫性をもたせる。

(6) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

実習に際しては、全学生が4月に健康診断を実施する。実習の配属にあたり、「学生票」（個人票）の作成をさせる中で、体調面や合理的配慮の面も含め、学生から実習先に予め伝達をしたい事項を記載させ、それに基づいて大学・実習先が事前に必要な対応を相談し準備をする。また、実習先から特に要望がある場合には、各種の予防接種の受診状況に基づき抗体価検査の実施や予防接種を実施する。特に感染症の流行に際しては、健康管理と感染予防対策に関する講義を実施するとともに、学生には実習直前の行動管理と体調管理の状況を報告させ、感染予防対策を徹底する。

なお、実習期間中に災害・事故等の発生に備え、対応マニュアルを作成し、学生・実習先にも配付することで対応方針を確認する。あわせて、全学生とも「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入しており、実習に参加する学生には、これに加えて感染症による損害・賠償への対応が可能な保険への加入を推奨し、必要な対応を行う。

守秘義務や個人情報保護の重要性、SNS等の利用における注意点については、実習指導科目の授業において取り扱い、社会福祉士法及び介護福祉士法の内容やソーシャルワークの価値・倫理の理解とともに、具体的な対応の仕方を含めて指導する。また、実習期間中に作成する実習記録（実習日誌）の記述においてはマスクの徹底、その作成場所・状況が実習とは無関係の第三者の目に触れないように注意するとともに同居家族へも実践や利用者の情報を話すことは厳禁であること、実習記録や各種の課題をパソコン等で作成し実習指導者や担当教員への提出する場合のファイルの取り扱い（暗号化とパスワードロックの徹底）などについても、具体的な方法を含めて説明し指導する。

(7) 事前・事後における指導計画

1) 事前学習指導

配属実習に参加するために、価値・倫理の理解をはじめとし、ソーシャルワーク実践の理解に必要な知識・技術の修得、それらを踏まえた実習生としての心得等について学ぶことにより、学生自らが実習に参加するための動機づけを養う。

加えて、配属実習の意義と目的、配属先施設・機関の法的根拠を含む諸制度や配属先

施設・機関の利用者・支援対象者・支援対象地域に対する理解、実習施設・機関に所属する各専門職の役割や業務の理解を踏まえて、学生自らがソーシャルワークの理解を目指した実習計画書を作成する。実習計画書は、実習開始前の実習先訪問（事前訪問）によって実習指導者と確認して必要な修正と付加的な学習を行うことなどを通して、最終的には学生・実習指導者・担当教員の三者の合意によって完成させる。これらの学習を通して、学生自らが実習に望むうえでの目的を明確化し、実習参加に対する動機づけを高める。

2) 事後学習指導

配属実習終了後は、各クラスにおいて実習中の成果等を相互に報告することによって、学生は自らの配属先施設・機関の実践のみならず、他学生が参加した実習内容をも知ることによって、よりジェネリックな視点でのソーシャルワーク理解が促される。また実習中の取組み課題である「ソーシャルワーク実習課題研究」の成果報告や実習計画書に基づき各課題の達成状況について振り返り・総括をする中で、広く福祉的实践の現状とソーシャルワーク実践の課題などについて、さらに理解と考察を深める。それら一連の学習を経た後に、実習報告書として記述するとともに、実習指導者を招いた実習報告会にて発表し、実習の成果について配属先施設・機関の実習指導者とも共有することで、実習指導者からフィードバックをもらう機会とする。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

配属実習担当教員の配置は、「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク入門実習」とともに、それぞれ6名ずつ（助教含む）であり、各クラスに所属する学生は原則として年次間で持ち上がりとし、学生・教員間の関係性の醸成とともに一貫した指導が展開されるようにする。各クラスには、教員1名につき、15名程度の学生を配置する。福祉実習相談室に勤務する実習助手は2名で、それぞれ実習に関連した実習先・学生・教員・実習事務間の連絡調整を含むサポート業務を行う。実習事務の担当職員は教育支援課に所属し、学内の他の実習科目も含めた包括的な実習事務業務を行う担当課長1名のほか、2名の事務職員が行う。

「ソーシャルワーク実習」において巡回指導は、クラスの担当教員が実習先を訪問して行う指導と、学生が大学に戻って来ることによって行う帰校制による指導（帰校日指導）がある。実習期間中は週に1回以上、1回の指導につき学生一人1～1.5時間程度を目安とした指導を行う。前述のように、厚生労働省令により「ソーシャルワーク実習」は、機能の異なる2箇所以上での実習の実施が義務付けられているため、本学では1箇所目の実習を180時間以上、2箇所目の実習を60時間以上となるよう設定する。なお、1箇所目の実習は夏季休業期間中であるため担当教員の講義などの業務に支障は生じない。また2箇所目の実習について、実習指導科目は特別休講期間とするため影響はないが、

その他の講義については巡回指導・帰校日指導を組合せて実施し、影響が生じないように日程を調整するなどの体制をとる。「ソーシャルワーク入門実習」については、40時間（5日間程度）となるため巡回指導は実施しないが、電話やメール・各種のオンライン会議システム等を用いて学生とクラス担当教員は相互に連絡を取り合うことができるようにし、必要な助言・指導を適宜実施できる体制をとる。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

配属実習の実習施設・機関は、社会福祉士資格取得後3年以上の相談援助業務の経験を有し、かつ、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」が定める「実習指導者講習会」を受講・修了済みの実習指導者が在籍していることを条件として選定することにより、実習施設・機関における指導者を適切に配置する。

また、厚生労働省令によって、実習指導者は一人で同時に実習生5人までの指導を担当できることと定められているが、本学でもその範囲内となるように実習配属を行い、かつ可能な限り、より少人数の指導体制となるように実施する。

「(5) 実習先との連携体制」「1) 実習実施打合せ会の開催」で述べた打合せ会において、実習開始前に実習指導者と、当該実習生や実習目標の設定・指導方法について情報共有を行う。また、実習期間中にも、巡回指導で実習指導者・学生・担当教員との三者面談を実施することや、帰校日指導における学生への指導・助言内容を指導記録により随時共有することによって、実習の達成目標を確認するとともに、必要な修正を適宜加えていく。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価については、配属実習の実習指導担当教員が評価責務を負う。評価にあたっては、配属先指導者による実習評価表、実習期間中に作成する「ソーシャルワーク実習課題研究」の取組みと内容、巡回指導・帰校日指導における学生の様子や取組み、実習報告書の作成と実習報告会への取組み等を総合して行う。

2. 「ソーシャルワーク実習（精神）」

(1) 実習の目的

社会福祉学科においては、精神保健福祉士養成のための「ソーシャルワーク実習（精神）」（厚生労働省指定実習科目）を設定している。本学科ではこの科目を、社会福祉士養成のための「ソーシャルワーク実習」（厚生労働省指定実習科目）の単位取得を前提として履修できる科目としており、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験資格指定科目を段階的に積み上げて履修することが必要となる。本科目は精神保健福祉士国家試験の受験資格を取得するための必修科目であり、地域の障害福祉サービス事業を行う施

設等（以下、地域機関）と医療機関の2種の機関で合計210時間以上（医療機関90時間以上）の配属実習を実施することが定められている。

「ソーシャルワーク実習（精神）」の目的は、指定科目として厚生労働省が定めるように、精神保健福祉士としてのソーシャルワークに係る専門的知識と技術の理解を基盤に、精神保健福祉現場で試行と省察を反復することにより実践的な技術等を身につけ、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等に総合的に対応できる能力を習得することである。これは「ソーシャルワーク実習」と同様に、ディプロマ・ポリシーに掲げるもののうち、特に「(2) 社会生活上の困難に直面する人々に対して、共感をもってその相談に応じるとともに、多様な専門職および組織・機関や地域住民等の関係者と連携・協働できるコミュニケーション力を身につけている。」こと、また「(3) 多様な生活問題とその背景にある社会構造の歪み・矛盾を発見し、それらを的確に捉える分析力を身につけている。」こと、「(4) 地域の社会資源を発掘・創造するとともに、住民の生活課題や地域課題の解決に向けて具体的方策を計画・企画・発議できるデザイン力を身につけている。」ことの3つの力を養うことに繋がる。「ソーシャルワーク実習（精神）」を履修する学生は3年次に「ソーシャルワーク実習」を履修済みであるため、この3つの力を、特に精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとを対象としたソーシャルワーク実践を通じて発展させていくことが「ソーシャルワーク実習（精神）」において求められる。

（2）実習先の確保の状況

「ソーシャルワーク実習（精神）」の実習先は、地域機関として障害者相談支援事業所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助といった障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センターがあり、医療機関として精神科病院、病院精神科、精神科診療所がある。本学科においては学生の通学圏内である札幌市近郊や、学生の出身地（帰省先）である北海道内に所在する各施設・機関から、実習生の受入れについて承諾を得ている（【資料10】「ソーシャルワーク実習（精神）」実習受入れ施設一覧）。

（3）実習先との契約内容

実習の契約は単年度ごとに交わす。契約に際しては、実習受入れ機関の責任者と本学学長との間で「ソーシャルワーク実習委託契約（協定）書」をとりかわすことにより、実習に関する大学・実習機関の責任の範囲を明確にする。

実習生は個人情報の守秘義務を遵守することを徹底し、種々の事故防止のため実習中は実習機関の指導に従う旨についても誓約する。

(4) 実習水準の確保の方策

1) 2機関の実習展開

厚生労働省令により「ソーシャルワーク実習（精神）」は、地域機関と医療機関の2箇所での実習の実施が義務付けられているため、本学では地域機関を70時間以上、医療機関を140時間以上となるよう設定し、4年次の夏季休業期間を中心に7月初旬から9月末までの間で行えるよう、実習先との調整を行う。

実習科目の展開にあたり、厚生労働省令で指定されている実習指導科目として、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」（3年次後期・第6セメスター）、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」（4年次通年・第7、8セメスター）を設定し、実習の事前事後、及び実習中の指導を切れ目なく実施する。まず「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」において配属実習へのイメージの具体化、モチベーションの向上をはかり、実習希望選択に基づく実習先への配属マッチング作業を行い、実習先へと依頼する。実習希望学生が4年生に進級後、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」において、実習計画の作成や精神保健福祉士に求められる知識・技術の確認を進めながら、主に夏季休業期間を中心に7月初旬から9月末にかけて「ソーシャルワーク実習（精神）」（210時間）を実施する。地域機関実習と医療機関実習の順序は学生の特性や実習先の事情により各々となるが、2機関の実習に連続性を持たせることができるよう、実習担当教員と2機関の実習指導者が連携した指導を実施する。実習後の4年次後期（第8セメスター）においては、事後学習として実習報告会（実習評価全体総括会）を開催するための資料作成や実習報告書（実習総括レポート）の作成を行う。

3年次後期（第6セメスター）から4年次（第7・8セメスター）にかけて、少人数クラスで一貫した指導を展開し、精神保健福祉士のソーシャルワークに関する知識、技術、倫理を定着させ、卒業後、ソーシャルワーク専門職に従事する準備を行う。

2) 実習指導教員

実習に関する事前・事後指導は、上述の実習指導科目の各クラス（2クラスを想定）において行う。加えて実習期間中の巡回指導、実習前後及び実習中の実習機関との連絡・調整や各種の協議、実習生の評価の全てを、「ソーシャルワーク実習（精神）」をコーディネートする教員を中心に各クラス担当教員が連携して実施する。一人の教員が指導する学生の人数は厚生労働省令の定める1クラス20名よりも少なく想定し、履修者の人数による変動はあるが1クラスあたり10名程度を標準とする。これにより実習生の個別指導、実習機関との連絡・調整をきめ細やかに行い、実習指導の質の向上を図る。

3) 社会福祉実習委員会の運営

社会福祉士及び精神保健福祉士並びにスクールソーシャルワーカーの各社会福祉実習関係科目を担当する教員から成る社会福祉実習委員会を組織する。本組織は、北星学園大学社会福祉学部内に設置されるものの、全学組織図内に位置づけられ、委員会の運営に関する取扱要領を定める。委員会は実習に関する各種のサポートを担当する実習助手と各種の実習事務を担当する事務職員が陪席のもと、実習関係科目の運営に関する事項を協議し意思決定を行う。

社会福祉実習委員会では、実習機関に関する情報の共有や、各実習関連科目間の情報共有及び意見交換など、必要な対応を協議することによって実習の水準を確保する。

(5) 実習先との連携体制

1) 実習実施打合せ会の開催

実習開始の前に、実習機関と大学との打合せ会を開催し、実習の目的や到達目標等を説明する。打合せ会では、前年度の「ソーシャルワーク実習（精神）」履修者の就職状況、本年度の履修者の前年度の「ソーシャルワーク実習」の配属先や成果と課題の説明、精神保健福祉士をとりまく社会状況や本学の実習実施方針の確認を行う。あわせて、配属先2機関の実習指導者と実習学生の3者による面談の時間を設け、実習指導者に学生が作成した実習計画書を閲覧してもらい、2機関実習に連続した実習目標を共有し、実習に向けた打合せを行う。これらを通して、学生を中心とした大学、配属先2機関の実習連携体制への意識を高め、実習中の指導の質の向上を図る。

2) 実習報告会及び実習評価会議の開催

実習終了後（11月上旬）には、履修学生全員の実習の成果と課題の報告からなる実習報告会を開催し、終了後、教員と配属先指導者とで実習を振り返る実習評価会議を実施する。実習評価会議においては、年度の実習生の傾向や実習プログラム、実習中に行う事例研究の達成度の共有を行い、その内容を学生に個別にフィードバックしていくことに役立てる。

3) 福祉実習相談室と実習事務

実習の運営を支援するため社会福祉学部内に「福祉実習相談室」を設置し、実習指導科目（学内授業）の教材準備や学生からの提出物の管理、また学生の実習参加にあたっての相談を受け、担当教員への橋渡しをするなど、実習教育の展開を補佐する。また、実習機関との契約に関する調整事務などを担当する学内部署と密に連携をとることで、実習の事前・事後、そして実習中の対応に一貫性をもたせる。

(6) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

実習に際しては、全学生が4月に健康診断を実施する。実習の配属にあたり、「学生票」（個人票）の作成をさせる中で、体調面や合理的配慮の面も含め、学生から実習先に予め伝達をしたい事項を記載させ、それに基づいて大学・実習先が事前に必要な対応を相談し準備をする。また、実習先から特に要望がある場合には、各種の予防接種の受診状況に基づき抗体価検査の実施や予防接種を実施する。特に感染症の流行に際しては、健康管理と感染予防対策に関する講義を実施するとともに、学生には実習直前の行動管理と体調管理の状況を報告させ、感染予防対策を徹底する。

なお、実習期間中に災害・事故等の発生に備え、対応マニュアルを作成し、学生・実習先にも配付することで対応方針を確認する。あわせて、全学生とも「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入しており、実習に参加する学生には、これに加えて感染症による損害・賠償への対応が可能な保険への加入を推奨し、必要な対応を行う。

守秘義務や個人情報保護の重要性、SNS等の利用における注意点については、実習指導科目の授業において取り扱い、ソーシャルワークの価値・倫理の理解とともに、具体的な対応の仕方を含めて指導する。また、実習期間中に作成する実習記録（実習日誌）の記述においてはマスクの徹底、その作成場所・状況が実習とは無関係の第三者の目に触れないように注意するとともに同居家族へも実践や利用者の情報を話すことは厳禁であること、実習記録や各種の課題をパソコン等で作成し実習指導者や担当教員への提出する場合のファイルの取り扱い（暗号化とパスワードロックの徹底）などについても、具体的な方法を含めて説明し指導する。

(7) 事前・事後における指導計画

1) 事前学習指導

実習の事前学習指導に係る科目は、本学では3年次後期より開始する（第6セメスターに「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」、実習前の第7セメスターに「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」を開講）。この時点で履修者はすでに「ソーシャルワーク実習」を終えており、社会福祉学の基礎的知識を有し、ソーシャルワーク実習の重要性、実習先におけるマナー等を十分に理解していることが想定される。ゆえに事前学習指導の目的は、精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目を平行して学習しつつ、そこで育んだ知識・技術をより具体的に醸成し、「ソーシャルワーク実習（精神）」に備えることである。

まずは配属実習の具体的な手順を知ることが実習指導科目の重要な課題となる。そこで、精神保健医療福祉の現状への理解を深め、見学等を通じて関連する機関等の実際を理解するほか、対人援助技術等の確認を行い、記録作成の手法について学ぶ。そのうえで、実習計画を作成し、実習へのモチベーションを高めていく。

2) 事後学習指導

配属実習終了後は、第8セメスターに「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」を開講し、個々の学生が実習体験を意識化、客観化、内面化して、個別の体験を抽象化、体系化していくことを促すために、実習報告会の企画と実施、実習中に実施した事例研究の発表と意見交換、実習報告書の作成を主な内容とする。実習中の成果と課題等を相互に報告することにより、学生は他の学生の実習経験と照らして自身の実習内容を振り返ることができ、多様な機関における精神保健福祉士の実践について、より総合的に理解することにつながる。加えて、学生は自身の思考やコミュニケーションの傾向などについて実習中に得た自己覚知を、他者の視点に触れることでさらに深化していくことになる。また、実習指導者を招いた実習報告会にて発表し、実習の成果について配属先機関の実習指導者とも共有するとともに、実習指導者からフィードバックをもらう機会とする。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

配属実習担当教員の配置について、「ソーシャルワーク実習（精神）」では3名とし、分担・協力して履修学生の巡回指導にあたる。福祉実習相談室に勤務する実習助手は、2名で、それぞれ実習に関連した実習先・学生・教員・実習事務間の連絡調整を含むサポート業務を行う。実習事務の担当職員は教育支援課に所属し、学内の他の実習科目も含めた包括的な実習事務業務を行う担当課長1名のほか、2名の事務職員が行う。

「ソーシャルワーク実習（精神）」における巡回指導は、担当教員が実習先を訪問して行う指導と、学生が大学に戻って来ることによって行う帰校制による指導（帰校日指導）がある。実習期間中は週に1回以上、1回の指導につき学生一人1.5時間程度を目安とした指導を行う。70時間の地域機関実習中に2回の訪問指導、140時間の医療機関実習中に3回の訪問指導と1回の帰校日指導を標準とする。主に夏季休業時間中に実習を行うため、教員の他科目の講義に影響が生じることは少ないが、一部授業期間内に実習が行われる機関もあるため、3名の配属実習担当教員で業務に支障がないよう、分担して巡回指導にあたる。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習機関は、精神保健福祉士資格取得後3年以上の相談援助業務の経験を有し、かつ、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神保健福祉士実習指導者講習会の実施について」が定める「実習指導者講習会」を受講・修了済みの実習指導者が在籍していることを条件として選定することにより、実習機関における指導者を適切に配置する。

また、厚生労働省令によって、実習指導者は一人で同時に実習生5人までの指導を担

当できることと定められているが、本学でもその範囲内となるように実習配属を行い、かつ可能な限り、より少人数の指導体制となるように実施する。

「(5) 実習先との連携体制」「1) 実習実施打合せ会の開催」で述べた打合せ会において、実習開始前に実習指導者と、当該実習生や実習目標の設定・指導方法について情報共有を行う。また、実習期間中には、巡回指導で実習指導者・学生・担当教員との三者面談もしくは実習指導者・担当教員の二者面談を実施するほか、帰校日指導において留意すべき点があった際には実習指導者への電話連絡等により適宜共有し、実習の進捗と達成目標を随時確認しながら、実習指導者と担当教員が協力して実習の運営にあたる。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価については、配属実習の実習指導担当教員が評価責務を負う。評価にあたっては、配属先指導者による実習評価表、実習期間中に作成する事例研究の取組みと内容、巡回指導・帰校日指導における学生の様子や取組み、実習報告書の作成と実習報告会への取組み等を総合して行う。

3. 「スクールソーシャルワーク実習」

(1) 実習の目的

スクールソーシャルワーカーによる実践を体験的に理解し、実践の視点と方法を修得することを目的とする。ディプロマ・ポリシーに掲げるもののうち、特に「(1) 社会福祉学の専門的知識とともに、複雑化・複合化・多様化している個人や家族の生活課題とその背景にある社会構造を多角的に捉えるために必要な社会科学や人文科学の幅広い知識と教養を身につけている。」こと、「(3) 多様な生活問題とその背景にある社会構造の歪み・矛盾を発見し、それらを的確に捉える分析力を身につけている。」こと、「(5) 個人や地域社会の課題解決力を支えるとともに、必要に応じて自らが課題解決に取り組むことを直接的・間接的に支える支援力・教育力を身につけている。」ことの3つの力を養成することを踏まえ、具体的には次の5点の修得を目指す。①実践の場で、子どもや家族への支援だけではなく、学校や関係機関との協働や援助関係の形成について学ぶ。②子ども・家族・学校・教育現場の現状を知り、学校組織や学校運営、教育委員会組織のほか、教育センターや適応指導教室による支援などの基本的理解と実際を体験的に学ぶ。③ミクロおよびメゾ実践を通して、スクールソーシャルワーカーにおける知識と技術について具体的かつ実的に理解する。④学校と関係機関とのチームアプローチや多職種連携、市町村の子ども相談体制におけるネットワークなどに関する理解を深める。⑤教育の場で活躍できる社会福祉士として求められる資質を養う。

(2) 実習先の確保の状況

学校教育をフィールドとしながら、社会福祉の専門性と実践力を有するスクールソーシャルワーカーを養成することを目指すスクールソーシャルワーク実習の実習先は、教育委員会や学校等が対象となる。学生の通学圏内である札幌市・石狩市・江別市に所在する各施設のほか、学生の帰省先として比較的多い地域における各施設から、実習生の受入れについて承諾を得ている（【資料 11】「スクールソーシャルワーク実習」 実習受入れ施設一覧）。

(3) 実習先との契約内容

資格の認定機関である一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の規程書類に基づき、実習先としての協力の承諾を取り交わしている。また、年度当初に依頼書を送付し、実習承諾の回答書を提出してもらう。

実習生は個人情報の守秘義務を遵守することを徹底し、種々の事故防止のため実習中は実習施設の指導に従う旨についても誓約する。

(4) 実習水準の確保の方策

1) 実習指導教員

実習に関する事前・事後指導や実習巡回指導、実習前後の実習施設との協議、実習生の評価を、実習指導教員が一貫して行う。これにより実習生の個別指導を徹底し、きめ細やかな学生指導、実習施設との綿密な連絡・調整を行い、実習の質の向上を図る。

2) 社会福祉実習委員会の運営

社会福祉士及び精神保健福祉士並びにスクールソーシャルワーカーの各社会福祉実習関係科目を担当する教員から成る社会福祉実習委員会を組織する。本組織は、北星学園大学社会福祉学部内に設置されるものの、全学組織図内に位置づけられ、委員会の運営に関する取扱要領を定める。委員会は実習に関する各種のサポートを担当する実習助手と各種の実習事務を担当する事務職員が陪席のもと、実習関係科目の運営に関する事項を協議し意思決定を行う。

社会福祉実習委員会では、実習施設・機関に関する情報の共有や、各実習関連科目間の情報共有及び意見交換など、必要な対応を協議することによって実習の水準を確保する。

(5) 実習先との連携体制

1) 福祉実習相談室と実習事務

実習の運営を支援するため社会福祉学部内に「福祉実習相談室」を設置し、実習指導科目（学内授業）の教材準備や学生からの提出物の管理、また学生の実習参加にあたっ

ての相談を受け、担当教員への橋渡しをするなど、実習教育の展開を補佐する。また、実習機関との契約に関する調整事務などを担当する学内部署と密に連携をとることにより、実習の事前・事後、そして実習中の対応に一貫性をもたせる。

2) 実習報告会及び実習評価会議の開催

実習開始前と実習中に実習先との綿密な連絡・調整や巡回指導を行うが、実習後も実習報告会へ実習指導者を招き、グループ協議を通じて実践的な知見からの助言・指導を得る。また、実習報告会終了後には、実習指導者及び実習指導教員により実習評価会議を開催し、事前準備や実習中の指導課題、評価のあり方、大学と実習先との連携・協働のあり方などについて総括を行う。これらを通して、当該年度と次年度の実習教育における両者の役割分担や連携・協働のあり方を吟味し、実習内容と実習指導の向上を図る。

(6) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

実習に際しては、全学生が4月に健康診断を実施する。実習の配属にあたり、「学生票」（個人票）の作成をさせる中で、体調面や合理的配慮の面も含め、学生から実習先に予め伝達をしたい事項を記載させ、それに基づいて大学・実習先が事前に必要な対応を相談し準備をする。また、実習先から特に要望がある場合には、各種の予防接種の受診状況に基づき抗体価検査の実施や予防接種を実施する。特に感染症の流行に際しては、健康管理と感染予防対策に関する講義を実施するとともに、学生には実習直前の行動管理と体調管理の状況を報告させ、感染予防対策を徹底する。

なお、実習期間中に災害・事故等の発生に備え、対応マニュアルを作成し、学生・実習先にも配付することで対応方針を確認する。あわせて、全学生とも「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入しており、実習に参加する学生には、これに加えて感染症による損害・賠償への対応が可能な保険への加入を推奨し、必要な対応を行う。

守秘義務や個人情報保護の重要性、SNS等の利用における注意点については、実習指導科目の授業において取り扱い、ソーシャルワークの価値・倫理の理解とともに、具体的な対応の仕方を含めて指導する。

(7) 事前・事後における指導計画

1) 事前学習指導

実習に臨むための知識や技術、価値を修得し、福祉と教育における協働の視点を獲得することを通して、実習生としての心得等について学び、実習参加についての意思を明確にできるよう指導する。

また、教育現場における実習の意義と目的を理解するとともに、実習先施設等の制度や組織などの特徴、スクールソーシャルワーカーの役割や業務、連携のあり方について

理解するよう指導する。以上から、実習に必要な基本的な知識を積み上げ、それを基に実習計画書と事前学習報告書の作成に取り組み、実習における目標と課題を明確にさせる。

2) 事後学習指導

実習終了後は、実習における成果や課題等について、報告や議論をする事後学習を実施する。また、実習中に取り組んだ個別支援計画について報告と議論をし、スクールソーシャルワークにおける教育と福祉の協働の視点を振り返る。以上から、自ら設定した実習目標と課題の達成状況について総括し、実習報告書の作成に取り組みさせる。さらに、実習指導者を招いた実習報告会を開催し、実習の成果と課題について共有する機会を設ける。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

スクールソーシャルワーク実習指導教員の配置は、1名である。実習助手の代替となる実習助教1名が、実習に関連した連絡調整を含むサポートを行う。実習助教は、実習事務担当職員と連携しながら業務に当たる。

実習指導及び実習ともに、1名の実習指導教員をそのまま配置し、巡回指導も同じ教員が実施することにより一貫した指導を行う。

巡回指導計画としては、教員1名が10名程度の実習生を、実習期間中、1回の巡回指導を行うこととする。授業開講期（4年次の前期または後期）に実習を行う場合が一般的であるが、1実習施設に複数の学生を配属し、1実習施設につき計1回の巡回指導であるため、通常講義の業務に支障がでない体制となっている。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設における実習指導者は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の規程に基づき、学校において現にスクールソーシャルワーカーとして業務に従事している者、またはその他施設・機関等においてスクールソーシャルワーク業務に従事している者等を条件とし、実習施設における指導者として適切に配置する。

また、実習開始前に実習指導者と、当該実習生や実習目標の設定・指導方法について情報共有を行う。また、実習期間中にも、巡回指導で実習指導者・学生・担当教員との三者面談を実施することによって、実習の達成目標を確認するとともに、必要な修正を適宜加えていく。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価については、実習指導教員が評価責務を負う。評価にあたっては、実習指導者からの評価票、実習巡回での学生の様子、実習目標の到達度、実習前後のレポート等

を総合し、実習指導教員が最終評価を行う。

4. 「教育実習Ⅰ・Ⅱ（中学校・高等学校）」／「障害児教育実習」

（1）実習の目的

本学では、教職課程を履修し教員免許の取得を希望する学生への指導を全学的に取り組んでおり、学科教育の一環として位置付けている。社会福祉学科のディプロマ・ポリシーに掲げるもののうち、特に「（2）社会生活上の困難に直面する人々に対して、共感をもってその相談に応じるとともに、多様な専門職および組織・機関や地域住民等の関係者と連携・協働できるコミュニケーション力を身につけている。」「（5）個人や地域社会の課題解決力を支えるとともに、必要に応じて自らが課題解決に取り組むことを直接的・間接的に支える支援力・教育力を身につけている。」ことの2つの力を養成することを踏まえて「教育科目」という科目群を設けている。

このほか、教員免許の取得に必要な科目は、「教育実習Ⅰ・Ⅱ（中学校・高等学校）」をはじめ、本学教職課程において配置しており、本学教職課程において設定しているディプロマ・ポリシーに掲げる教員像を目指すにあたって、必要な能力を修得することが目的である。本学教職課程で設定しているディプロマ・ポリシーは、次に示すとおりである。

北星学園大学 教職課程におけるディプロマ・ポリシー

- ① 人を育てる活動に対する情熱や目的意識をいつまでも持ち続けることができ、自分を愛するように児童・生徒や保護者に寄り添い、理解し、連携することに努力を惜しまない教師。
- ② 教科専門に関する学問的知識や教育的指導力の研鑽に努め、教師としての教養や技能・実践力を身につけ、責務の自覚を兼ね備えた教師。
- ③ 総合的な人間力としての主体性や積極性・行動力を発揮し、コミュニケーション能力を駆使して、チームワークや協調性を大切にし、社会に貢献する独立人としての教師。

（2）実習先の確保の状況

札幌市立中学校における教育実習については、従来から中学校校長会との協議に基づき配当された中学校の承諾を得て実施している。また、道内公立高校からも必要に応じて受入れ承諾を得ているほか、本学が属する学校法人北星学園が設置している北星学園女子中学高等学校及び北星学園大学附属高等学校並びに北星学園余市高等学校とも連携を取り、実習生の受入れ承諾を得て実施する計画である。

さらに、特別支援学校については、道内で特別支援教育免許の取得ができる大学間と道内特別支援学校校長会とで連携組織（北海道特別支援教育実習連絡協議会）を作り、

計画的に実習生の受入れ調整を行っている（【資料 12】「教育実習 I・II（中学校・高等学校）」「障害児教育実習」実習受入れ施設一覧）。

なお、実習先が札幌市以外となる場合の実習参加者は、原則、その地域出身者となるため、学生の移動についても問題はない。

（３）実習先との契約内容

実習先との契約が必要な場合は、必要に応じて適切に交わし、大学と受け入れ先実習校との責任及び役割について明確にしている。

大学独自の実習先への配慮としては、特に特別支援学校の教育実習において、病弱や肢体不自由など障害のある児童生徒が通う特別支援学校での実習があることから、実習生全員にはしかの抗原抗体検査の結果提出を求めており、不明の場合は大学から援助して抗原抗体検査を受けさせることにしている。また、昨今の新型コロナウイルス感染症禍に鑑み、実習校から指定があった場合は、PCR 検査を行うこととしている。

さらに、事前のガイダンス内で、実習で知り得た個人情報の取り扱いに関する注意事項について説明するとともに、個人情報保護に関する教育委員会からの通知文書等を確認するようにしている。実習中の事故防止に関しても同様の扱いをしており、万が一の事故に備えて保険も完備している。

（４）実習水準の確保の方策

3 年次には事前の実習ガイダンスに参加し指導を受けることを義務付け、さらに、実習を終えた 4 先生による実習報告会と教員採用試験合格体験報告会への出席を推奨し、4 年次に控える中学校・高等学校での教育実習に向けたイメージの具体化、教員採用試験に対するモチベーションの向上をはかり、実習水準の質を高めるような事前指導を行っている。

実習期間中は、実習校と連絡を密にしながら、原則実習生一人に本学教員が 1 名実習校を訪問し、授業を参観して実習校の担当教員とともに実習生の指導にあたる。この訪問教員については、教職課程専任教員のみならず、学科教員にも分担して担当することにより、大学をあげての教員養成に取り組んでいる。実習に際しては、学生に「学習指導案」を作成させ、指導教員からの指導を受けるようにしており、実習終了後も実習の反省を報告し、報告集としてまとめている。

（５）実習先との連携体制

全学的に教職課程を実施する体制において、中核となる組織として教職課程センターを設置している。当センターに、教職課程センター委員会を設置し、教育実習を含む教職課程に関する諸事項について審議し、意思決定を行う。

そのうえで、実習受け入れ校及び北海道教育委員会や札幌市教育委員会等の関係機

関との連絡調整等を担う学内組織として、教職課程センターに教職支援室を設置している。関係機関等との調整のほか、実習に向けての教材準備や学生からの提出物の管理、また学生の実習参加にあたっての相談を受け、担当教員への橋渡しをするなど、実習教育の展開を補佐する。さらに、教職課程センターに属する教員や教務・実習事務を担当する職員等と密に連携をとることにより、実習の事前・事後、そして実習中の対応に一貫性をもたせた体制をとっている。

(6) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

実習の配属にあたり、体調面や合理的配慮の面も含め、特別な対応が必要な場合は個別に実習校と相談し、必要な準備をする。また、実習校から特に要望がある場合には、各種の予防接種の受診状況に基づき抗体価検査の実施や予防接種を実施する。特に感染症の流行に際しては、健康管理と感染予防対策に関する講義を実施するとともに、学生には実習直前の行動管理と体調管理の状況を報告させ、感染予防対策を徹底する。

なお、実習期間中に災害・事故等の発生に備え、全学生とも「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入し、学生へのガイダンスを行い、実習に参加する学生には、これに加えて感染症による損害・賠償への対応が可能な保険への加入を推奨し、必要な対処を行う。

守秘義務や個人情報保護の重要性、SNS等の利用における注意点については、事前のガイダンスや実習指導科目の授業において取り扱い、教育実習の意義理解とともに、具体的な対応の仕方を含めて指導する。

(7) 事前・事後における指導計画

1) 事前学習指導

3年次では、教育実習事前ガイダンスとして、附属高校教員による「実習の心構え」、本学教員による「教育実習とは」「教育実習の諸注意」「教育実習受入れ内諾手続きについて」をテーマとしたガイダンスを行う。

4年次では、本学教員による「教育実習の意義と目的」「教育実習日誌の書き方」「教育実習生的一天」「学習指導案の書き方」「教育実習の具体的方法」をテーマに教師としての心構えを確認している。また、附属高校や学園内高校の現職教員による模擬授業を受け、教師として指導法についての学びを深める。そのうえで、学生が実際に模擬授業を実施することによって授業展開スキルを身につける。

そのほか本学では、すでに他学科における既存の教職課程で、以下の教員養成に係る教育の質の向上に取り組んでおり、上記の事前学習とあわせて新学科においても同様の取り組みを行うものとしている。

- ① 2年次に教職課程必修科目として「特別支援教育概論」（半期2単位）を設置し、

すべての校種・教科の教員免許取得希望者に対して、特別支援に関する科目を必修化し、今日、教員に求められている特別支援教育に関する知識と理解を深める。

- ② 札幌市教育委員会と北海道教育委員会による、それぞれの「学生ボランティア事業」と連携し、教育実習前から学校現場における臨床経験を積むことを可能とする。
- ③ 本学を卒業した教員と連携した「北星学園大学障害児教育夏季セミナー」に、在学生は無料で参加できる体制をとり、特に特別支援教育免許の取得を希望する学生への学びの機会を提供する。

2) 事後学習指導

事後指導は、4年次に全体での指導と個別の指導に分けて行っている。全体では、実習報告会を開催し、教育実習で学んだことを科目や校種ごとの小グループで発表・討論及び実習受け入れ校の教員を交えての反省会を実施し、教育実習による学びの成果と課題を深める取り組みをする。個別には、レポート提出による指導と実習巡回訪問教員による事後指導を行う。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

本学科では、免許教科として中学校一種社会及び高等学校一種公民の担当教員として4名ずつ、特別支援一種（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の担当教員として3名を配置している。また、大学として教職支援室を設けており助手を2名配置している。

巡回指導計画としては、教職課程センターが、巡回の方針及び巡回指導担当者を決定している。担当教員に加え、学科全教員の協力体制のもと巡回指導を計画しており、日常の学生指導や講義に支障がでない体制となっている。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

それぞれの実習校により、教育実習実施の教科・領域に応じた担当教員が配置されていることを事前に確認し、適切な指導が行われるよう教育実習担当教員が実習指導教諭と連絡を取り合う体制を整えている。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価体制は、教職課程センターにて取り扱う。教育実習担当教員による成績原案を受けて教職課程センターの判定会議にて検討することとしている。

単位認定方法は、3年次の事前ガイダンスに出席することを前提に、「実習校からの評価内容」「実習後のレポート提出」により総合的に評点をつけ、単位認定を行う。

5. 「社会教育実習」

(1) 実習の目的

ディプロマ・ポリシーに掲げるもののうち、特に「(1) 社会福祉学の専門的知識とともに、複雑化・複合化・多様化している個人や家族の生活課題とその背景にある社会構造を多角的に捉えるために必要な社会科学や人文科学の幅広い知識と教養を身につけている。」こと、「(5) 個人や地域社会の課題解決力を支えるとともに、必要に応じて自らが課題解決に取り組むことを直接的・間接的に支える支援力・教育力を身につけている。」こと、「(6) 個別的で複雑化・複合化したニーズを持つ人々に対して、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネス、行政、地域活性化や地域づくりに取り組むことができる企画・実践力を身につけている。」ことの3つの力を養成することを踏まえ、具体的には次の2点の修得を目指す。①社会教育施設の現場と社会教育士の仕事を理解すること。②学習者への対応能力を実践的に身につけること。

(2) 実習先の確保の状況

実習先は浦河町教育委員会であり、所在地、受入れ可能人数は、「【資料 13】「社会教育実習」実習受入れ施設一覧」に示すとおりである。

実習先を遠隔地に設定している意図としては、札幌という大都市ではない小規模自治体の社会教育に触れることによって、社会教育行政の全体像を把握することができることにある。また、現在は都市部出身の学生が多く、郡部を訪れることが少ない。食物などの生産地に足を踏み入れることで、都市と郡部の共存共栄の必要性を体感してもらう。

また、実習先までの学生の移動手段と配慮については、公共交通機関（都市間バス）で移動することを前提に、運行時刻に合わせて実習スケジュールを組む計画である。なお、大学と実習施設は乗り換えもなく、バス1本だけで移動ができ、さらには大学と実習施設はともに都市間バスのターミナル・停留所から徒歩でそれぞれ5分・1分と近く便利であり、移動の負担が軽減される。

(3) 実習先との契約内容（感染予防対策・保険等の加入状況）

実習先との契約は特にしていないが、事前指導なかで実習での心得・注意事項として、公務員としての守秘義務や住民への適切な対応、また新型コロナウイルス感染症対策等について指導している。

(4) 実習水準の確保の方策

実習の具体的内容として、はじめに事前指導で実習先の社会教育主事（実習指導者）が、現地小学生と交流するための学習プログラムの立案指導を行なう。現地での実習では、実習生が立案した学習プログラムを実習生が学習支援者となり実践し、学習者と交流を図る。また、教育長をはじめとした教育委員会職員への挨拶、各社会教育施設の見

学や体験学習、社会教育事業の運営補助をする。事後指導では、実習を振り返ることで、社会教育現場の理解を深めていく。

これらの実習から、学習者に対応する力量、社会教育職員の仕事内容及び地域や社会教育施設への理解、日誌を書くことによる自己評価能力の涵養、ハウレンソウ（報告、連絡、相談）の習慣を身につける。

成績評価方法は、実習先の社会教育主事（実習指導者）による、4段階の評価とコメントを参考資料とする。また、担当教員が訪問した際に、実習状況を観察し、これらを総合的に判断しつつ、担当教員が成績評価を行なう。

（５）実習先との連携体制

１）実習先との事前協議

実習先の社会教育主事（実習指導者）と、電話、電子メールで大まかな協議を実施し、必要に応じて現地を訪れる。なお、既設学科である福祉計画学科では、同実習をすでに行っている。令和3（2021）年度が実習実施の初年度であったため、現地に赴き面談し、詳細部分の具体化を図るとともに共通理解を行っている。

２）実習時の連絡体制

実習指導者と担当教員は、お互いに連絡先を知らせているため、日常的にやり取りすることが可能である。また、実習期間の半分ほどではあるが、担当教員が実習先を訪れて視察することになっている。

（６）実習の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策としては、実習先から指定があった場合は、PCR 検査を行うこととしている。陽性の場合は実習に参加できず、また、体調不良の場合も、実習への参加を見合わせる体制で行う。

また、保険等の加入状況としては、全学生が入学時に、「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」「学生医療互助会」に加入している。

守秘義務や SNS の利用への対応については、事前指導で注意喚起する。

（７）事前・事後における指導計画

１）事前学習指導

担当教員と実習指導者によって行なう。事前指導のなかで、学習プログラムを作成してもらい、さらには、実習の目標を自分で立ててもらおう。また、現地を事前に理解するよう指導する。

２）事後学習指導

実習先での振り返りを、実習指導者と担当教員によって行なう。また、学生が全日程を終えてから、実習の自己評価を行なう。さらに、実習によって気づいたこと

について文章化してもらい、場合によっては教員からコメントする。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習後半に実習先を、担当教員が訪問し視察する。ただし、外部の教員が指導することで混乱を招く恐れがあるため、基本的には現地の実習指導者に任せるべきだと考えているが、必要に応じて実習指導者と協議のうえ適切に指導する体制をとる。実習の担当教員は一人であるが、実習先は一か所で収まる見込みであり問題なく対応できる。仮に一か所で収まらない場合は、近隣自治体に実習受け入れを依頼する。近隣であるため、巡回指導の大幅な負担増にはならない。教員の移動手段は、基本的には公共交通機関を利用する。

また、基本的に講義と実習を同時期に担当することはない。実習を、土日祝日及び月曜を挟んだ4日間とする方針であり、土日祝日は授業日ではないうえに、月曜日は実習のためだけの講義日となるよう調整されるため問題ない。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設である総合文化会館には、社会教育主事が配置されている。この社会教育主事が中心になって実習生の指導をしてもらうが、ほかに男女数名の社会教育課職員が事務室におり、適宜協力してもらうことになっている。また、浦河町にはその他の社会教育施設である図書館や博物館にも、司書や学芸員が配置されている。社会教育全般について理解するためには、専門職員が整っている自治体である。

また、実習指導者の選定は、当該自治体が最終的に決定するが、実習施設は専門職である社会教育主事が配置されている施設を選んでいる。社会教育主事に対する研修は、毎年、全北海道的な研修と日高管内社会教育主事会による研修に参加しており、本実習における実習指導者に対する研修に代替することは、打合せなどを通して本学学生の事情や本学の教育課程の状況について説明を行なうことで対応している。その際に、実習の達成目標を含めた情報共有を図っている。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、現地の実習指導者と担当教員の各1名で、総合的に行なう。実習指導者に現地での専門家としての評価をしてもらう。その評価を参考に、担当教員が実習日誌や事前事後の指導における学生の姿勢を考慮して最終的に評価を下す。

⑨ 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

資格養成にかかる学外実習を除く、社会福祉学科の主な学外実習としては、「1. 海外福祉実習」、「2. 地域デザイン実習」、「3. 海外事情」があげられる。

1. 海外福祉実習

海外（主に福祉先進国）において行う実習として、社会福祉学科（「福祉デザイン関連科目」）で実施している短期体験型の「海外福祉実習」（実習期間 10 日間程度）を科目として開講する。

（1）実習先の確保の状況

実習先は本学の社会福祉学科科目担当教員が確保する。実習先の確保にあたっては、現地実習コーディネーターと調整し、これまでの実習生の受入れ実績を踏まえ、受入れ承諾の見込みがある教育機関に対してメール添付ファイルで実習依頼書（英文）を送付し、受入れ教育機関と現地実習コーディネーターで調整・交渉し、現地の福祉系団体の実習先の確保を図る。実習先は、これまでに実績のあるニュージーランド・クライストチャーチにあるカンタベリー大学とその周辺の福祉系団体とし、受入れ可能人数は 20 名である。

（2）実習先との連携体制

実習期間には、現地実習コーディネーターと科目担当教員が、常に受入れ先の福祉系団体へ実習生と共に訪問する。必要があれば現地教育機関の教員スタッフも同行する。福祉系団体への訪問の前後には、現地実習コーディネーターが、訪問の日時等を電話・メールで確認し、学生の状況に合わせた指導を行う等、実習先との連携を密に取りつつ、海外福祉実習を行う。

また、不測の事態に備えて、実習中の事故等を対象とする保険に加入するとともに、緊急対応体制を整える。

（3）成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、海外福祉実習の事前・事後学習及び実習先での学修状況に基づき、科目担当教員が行い、評価結果に基づいて卒業要件に算入できる 4 単位として、単位認定する。

2. 地域デザイン実習

北海道内の地域生活課題の著しい地域で行う実習として、社会福祉学科（「地域デザイン専門科目」）で実施している短期体験・調査型の「地域デザイン実習」（実習期間 10 日間程度）を科目として開講する。

（1）実習先の確保の状況

実習先は本学の社会福祉学科科目担当教員が確保する。実習先の確保にあたっては、

現地実習コーディネーターと調整し、これまでの実習生の受入れ実績を踏まえ、受入れ承諾の見込がある機関・団体・個人に対して電話・メールで交渉し、受け入れの承諾が得られた実習先に郵送で実習依頼書を送付し、実習先の確保を図る。実習先は、これまで実績のある、札幌市厚別区もみじ台まちづくりセンター、大学と協定を結ぶ歌志内市とし、受入れ可能人数は15名である。

(2) 実習先との連携体制

実習期間には、現地実習コーディネーターと科目担当教員が、基本的に実習先に実習生と共に訪問する。実習先への訪問の前後には、現地実習コーディネーターもしくは科目担当教員が、訪問の日時等と電話・メールで確認し、学生の状況に合わせた指導を行う等、実習先との連携を密に取りつつ、地域デザイン実習を行う。

また、不測の事態に備えて、実習中の事故等を対象とする保険に加入するとともに、緊急対応体制を整える。

(3) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、地域デザイン実習の事前・事後学習及び実習先での学修状況に基づき、科目担当教員が行い、評価結果に基づいて卒業要件に算入できる2単位として、単位認定する。

3. 海外事情

「大学共通科目」において、履修した言語や文化を現地で学ぶことができる「海外事情」を科目として開講する。渡航期間は3週間から1カ月以内であり、本学が外国語科目として開講している英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語が母国語の国々の大学を研修先とする。

(1) 研修先の確保の状況

研修先は、大学の交換留学協定校のほか、各言語の担当教員が開拓し、以下の大学等を確保している。

【「海外事情」の研修先一覧】

科目	研修先	所在地	受け入れ可能人数
海外事情 (英語)	シドニー大学	オーストラリア	20名
	オーストラリアンパシフィックカレッジ(APC)		
	ハワイ大学 ウェストオアフ校	アメリカ (ハワイ)	20名

海外事情 (ドイツ語)	マルティン・ルター大学 ハレ・ヴィッテンベルク ヴィッテンベルク校	ドイツ	20名
海外事情 (フランス語)	アリアンス・フランセーズ/クレルモン＝フェラン大学 カヴィラム校	フランス	20名
海外事情 (中国語)	東海大学 (交換留学協定校)	台湾	20名
海外事情 (韓国語)	カトリック大学 (交換留学協定校)	韓国	20名

(2) 研修先との連携体制

研修先との連携は、各言語担当教員が中心に行う。研修期間中は、原則、担当教員が引率し、研修先大学との直接的連携や、学生指導、リスク管理等を行う。研修実施中の緊急対応については、担当教員が対応するほか、言語教育部門及び国際教育課並びに教育支援課が窓口となり、連携して対応を行う。

(3) 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価は、研修プログラムへの参加と研修先での成績、帰国後のレポート等により科目担当教員が行い、評価結果に基づいて、卒業要件に算入できる2単位として、単位認定する。

(4) その他特記事項

研修前には、各言語においてオリエンテーションを実施する。危機管理、異文化等について学習し、海外渡航に備える。また、海外旅行保険加入を義務付け、海外留学生安全協会の緊急事故支援システムに加入する。

⑩ 取得可能な資格

社会福祉学科では、卒業要件に含まれる所定の指定科目を履修し、単位を修得することで、社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を可能とする(国家資格)。

さらに、上記の受験資格を取得するための所定の指定科目に加え、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の認定機関である一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が規定する指定科目を履修し、単位を修得することで、スクールソーシャルワーカーの認定資格(民間資格)を取得することを可能とする(社会福祉士・精神保健福祉士の有資格(登録)者であることが必要)。

また、卒業要件に含まれる社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第9条の4第3号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する指定科目を履修し、単位を修

得することで、社会教育士の称号を取得することができる（国家資格）。

加えて、卒業要件に含まれる科目の他、教職関連科目の単位を修得することで、中学校教諭1種免許状（社会）及び高等学校教諭1種免許状（公民）並びに特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域）の資格を取得することを可能とする（国家資格）。

その他、各法律又は政令等の定めるところにより、それぞれの必須条件を具備するものに与えられる任用資格として「社会福祉主事」「児童指導員」「児童福祉司」「身体障害者福祉司」「知的障害者福祉司」の取得を可能とする（国家資格）。

以上の取得可能な資格について、いずれも取得することを修了要件としない。

【社会福祉学部社会福祉学科で取得可能な資格一覧】

資格の名称	国家資格	民間資格	備考
社会福祉士国家試験受験資格	○		受験資格の取得が可能
精神保健福祉士国家試験受験資格	○		
スクールソーシャルワーカー (認定資格)		○	認定資格の取得が可能
中学校教諭1種免許状（社会）	○		資格の取得が可能
高等学校教諭1種免許状（公民）	○		
特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域)	○		
社会教育士（称号）	○		称号の取得が可能
社会福祉主事（任用資格）	○		任用資格の取得が可能
児童指導員（任用資格）	○		
児童福祉司（任用資格）	○		
身体障害者福祉司（任用資格）	○		
知的障害者福祉司（任用資格）	○		

⑪ 入学者選抜の概要

1. 社会福祉学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、以下のとおり入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）を定める。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

社会福祉学科では、現代社会を生きる人々や自分が住み暮らす地域社会が抱える諸課題と向き合い、「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現」「地域社会の活性化・

地域づくり」に資する人材の養成を目的としている。具体的な人材像としては、将来、社会福祉の現場で活躍できる国家資格を有するソーシャルワーク専門職（社会福祉士・精神保健福祉士・SSW）や、国・地方自治体行政や地域福祉の現場で活躍できる行政職、多様な人々のニーズへ応えるため、地域社会と協働しつつ、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネスや行政（国・地方自治体）、NPO・NGO等の活動を展開できる人材、及び社会福祉の専門的知識・視点を持った教員などである。

したがって、本学科では、これらの人材として成長することを目指すために、以下のような入学者を求める。

- 1) 自らの人権や社会正義の感覚を育む者
- 2) 人々の生活課題や地域課題の解決に資する社会福祉学を専門的に学ぶ者
- 3) 人々の生活課題とその背景にある社会構造的課題の解決に資する諸学問分野の知識を学ぶ者
- 4) 年齢、性別、属性、出自などにかかわらず多様なニーズを持つ人々を支援する者、また、そのような人々が暮らしやすい地域づくりに熱意と関心を持つ者

このように、本学科に入学を希望する者は、他者や社会に関心を持つことによって自ら問いを発し、それを踏まえて自律的に学習することができる意欲とスキルが必要である。また、入学者選抜においては、高等学校卒業レベルの基礎的知識とともに、他者と連携・協働するためのコミュニケーション力などを多面的・総合的に評価する。

2. 社会福祉学科の選抜方法及び選抜体制

社会福祉学科は入学定員を120名とし、入学者の選抜についてはアドミッション・ポリシーを踏まえ、以下の多様な選抜方法と多元的な評価尺度を用いて志願者の能力・資質を適切に評価判定する入学試験を実施し、社会福祉学部教授会が合否を判定する。

(1) 一般選抜

一般選抜は、1日のみの日程であるが、本学を含め6会場で実施する。募集人員は52名である。高等学校又は中等教育学校における学習の基本的達成度と論理的思考力を問い、本学科で学ぶために必要な基礎的な能力を学力試験により評価・判定する。また、志願者が志願時に記入した主体性等にかかわる記述に基づき主体性等を評価する。

(2) 大学入学共通テスト利用選抜

大学入学共通テスト利用選抜は、Ⅰ期とⅡ期の2期に分けて実施する。募集人員はⅠ期8名、Ⅱ期3名である。広範囲にわたる基礎学力の修得度をみるために、本学独自の試験は課さず、大学入学共通テストのみを課して、評価・判定する。また、志願者が志

願時に記入した主体性等にかかわる記述に基づき主体性等を評価する。

(3) 学校推薦型選抜

本学科が選定した指定校から推薦を受けた志願者を対象に、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書に基づいた入学者選抜を実施する。募集人員は30名である。高等学校又は中等教育学校における学習歴に配慮し、評定平均値を設定する。学習成績のみならず、高等学校又は中等教育学校での様々な活動や成果（生徒会活動、クラブ活動、社会活動：ボランティア活動等、キリスト教の教会活動、その他の評価すべき活動等）も考慮する。事前に示した課題や指定文献に基づく面接・口頭試問を実施することにより、本学科で学ぶ目的・意欲とともに、課題に対する理解力・表現力を確認する。

なお、指定するキリスト教学校教育同盟加盟高等学校及び本学園内の高等学校には、各高等学校との信頼関係に基づきそれぞれ募集人員枠を設定し、実施する。

(4) 総合型選抜

本学科への入学を強く希望する多様な能力・資質を持つ志願者を対象に、学科の特性を踏まえた入学者選抜を実施する。募集人員は25名である。選抜は1次選考（書類）と2次試験（学力試験）により行われ、本学科で学ぶ目的・意欲とともに、文章理解力・表現力・コミュニケーション力を評価・判定する。特に2次試験では、面接等を通じて学科の学びに適した学力及び意欲・関心を備えているかを評価・判定する。また、合格者に対しては本学科が指定する入学前教育に積極的に取り組むことを求める。

(5) 社会人選抜

高等学校等を卒業した社会人（満25歳以上または満22～24歳で高等学校等を卒業後4年以上経過している者）で、改めて大学で学修する確固たる志願理由を持つ者に対して入学者選抜を実施する。募集人員は2名である。選抜では、英語、論文、面接を課し、英語は本学における勉学に必要な基礎的能力の有無を審査する。論文では、主題の理解力、論理的文章構成力、表現力及び一般基礎知識などについて評価する。面接では、本学志願の動機・理由などについて試問する。

(6) 帰国生徒選抜

外国の教育制度に基づく教育を受けて帰国する生徒のための入学者選抜を実施する。募集人員は若干名である。選抜では、英語、小論文、面接を課し、英語は本学における勉学に必要な基礎的能力の有無を審査する。小論文では、読解力、表現力、論理性、創造性等総合力を判定する。面接では、本学科志願の動機・理由などについて試問する。

(7) 外国人留学生選抜

日本で大学教育を受けたいと希望し、本学科の教育理念に共感できる者を受け入れるため、外国人留学生に対する入学者選抜を実施する。募集人員は若干名である。選抜では、英語、日本語、面接を課し、英語、日本語は本学における勉学に必要な基礎的能力の有無を審査する。面接では、本学科志願の動機・理由などについて試問し、日本語による会話・コミュニケーション能力等についても確認する。留学生の日本語能力等の資格要件は特に設けないが、日本語能力試験N1（幅広い場面で使われる日本語を理解できる）に準ずる程度の日本語能力が必要とされることを事前に示し、その能力を有しているかを選抜試験によって評価・判定する。なお、募集においては、外国人登録証明書または在留カードの写し、身元保証書を提出書類に含める。入学手続き時には、経費計画書、預金残高証明書及び預金通帳の写し、身元保証人の在職証明書及び住民票等を求め、経費支弁能力を確認する。入学後の在籍管理については、在留カードの提出を毎年求め、在留資格等の確認をしつつ、出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するほか、退学者・除籍者・所在不明者の定期報告等（法務省・文部科学省で定めた留学生の在籍管理の枠組みにおいて求める取組み）を実施する。

(8) 編入学者選抜

他大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等からの編入生を受け入れるための入学者選抜を実施する。募集人員は5名である。選抜では、英語、論文を課し、英語は本学における勉学に必要な基礎的能力の有無を審査する。論文では、理解力、論理的文章構成力、表現力及び一般基礎知識等について評価する。

3. その他

前述した多様な選抜方法で学生を受け入れるほか、科目等履修生の受け入れも行う。定員は特に設けてはいないが、一般学生の学修環境に支障が出ない範囲で受け入れることとする。

⑫ 教員組織の編制の考え方及び特色

1. 教員配置の基本的考え方

社会福祉学科では「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現を担う人材」「地域社会の活性化・地域づくりを担いうる人材」の養成を目指し、テクノロジーでは代替できない「人ならではの力」を有する人材の輩出を目標とする。この目標の達成を目指すために設定したディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシーに則り、教育課程を編成している。カリキュラム・ポリシーのとおり、社会福祉学科の専門教育課程の体系は、社会福祉学を核とし、「ソーシャルワーク領域」「地域デザイン領域」「教育臨床領域」という3つの科目領域と各領域の重なりを踏まえた10の科目群を設定してい

る（【資料2】カリキュラムにおける3領域と10科目群）。この10の科目群における教員配置の基本的な考え方については、以下のとおりである。

「社会福祉学科目」の「基盤科目(①)」と「展開科目(②)」は、核となる社会福祉学を学ぶことを目的とした科目が配置されており、本学科の学びの中心となる重要な科目群であるため、専任教員が協力体制で多くの科目を担当することとしている。

「ソーシャルワーク領域」「地域デザイン領域」「教育臨床領域」の3領域を踏まえた領域横断的な学びを得ることを目的とした「社会福祉学関連科目」では、次のような教員配置を基本としている。福祉と地域デザインの重複領域に設定された「福祉デザイン関連科目(③)」では、身近な地域から国際社会まで、メゾ・マクロの視点で福祉的課題をとらえることを学ぶため、各分野に精通した専任教員を中心に配置する。教育と福祉の重複領域に設定された「福祉教育関連科目(⑤)」では、教育と福祉を多角的に学ぶ科目を配置するため、各分野に精通した専任教員のほか、兼担・兼任教員も交えた教員配置とする。また、スクールソーシャルワーカー認定資格に関わる科目には、専任教員を配置する。地域デザインと教育の重複領域に設定された「社会教育関連科目(④)」では、主に社会教育士に関連する科目等については、その専門分野の研究をしている兼任教員が中心に担当し、「世界史」「地理学」「日本史Ⅰ・Ⅱ」などの社会科教員免許に関わる科目については、兼担・兼任教員が中心に担当することとしている。

「ソーシャルワーク領域」の専門的学びを得ることを目的とした「ソーシャルワーク科目」では、社会福祉士国家試験受験資格指定科目を中心としてソーシャルワークの理論と実践を統合的に学ぶ「ソーシャルワーク専門科目(⑥)」と、精神保健福祉国家試験受験資格指定科目を中心としてさらに専門的なソーシャルワークの知識と技術を身につけるための「ソーシャルワーク展開科目(⑦)」から構成される。本学がこれまで積み上げてきた教育を継続して展開するために、これらの科目の多くは専任教員が担当する教員配置としている。

「地域デザイン領域」の専門的学びを得ることを目的とした「地域デザイン専門科目(⑧)」では、「地域デザイン論」「ソーシャル・マネジメント論」「医療経済学」「労働法」など、官公庁・民間企業・非営利組織等で地域貢献・社会的起業・社会教育を展開できることを目的とした科目が置かれている。分野の異なる各科目に適した教員を配置するため専任・兼担・兼任教員を配置し、専門的な学びを教授できる教員配置とする。

「教育臨床領域」の専門的学びを得ることを目的とした「教育科目」では、中学校教諭(社会科)、高等学校教諭(公民科)等の教員免許取得のために必要な学修をする「教育専門科目(⑨)」と、特別支援学校教諭の教員免許取得のために必要な学修をする「特別支援教育専門科目(⑩)」から構成される。これらの科目には、各分野に精通した専任・兼担・兼任教員を配置し、それぞれの専門分野に対応する教員配置を行う。

2. 核となる科目や必修科目における教員配置

3領域の核となる社会福祉学を学ぶことを目的とした「社会福祉学科目」に、必修科目を配置している。「基盤科目(①)」として、第1 Semesterに「社会福祉学入門」「社会福祉概説Ⅰ」「ソーシャルワーク論の基盤と専門職(共通)」「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)」、第2 Semesterに「社会福祉の歴史と思想」「人間の発達と社会」「社会福祉概説Ⅱ」を必修科目として配置し、学びの基礎固めができるようにしている。「社会福祉学入門」については、学科専任教員によるオムニバス形式の授業となり、社会福祉学の概要(歴史・理念・価値・目的・分野・ソーシャルワークなど)について理解することを目的とした科目である。また、「基盤科目(①)」の「社会福祉基礎ゼミナールⅠ」(第1、2 Semester)、「社会福祉基礎ゼミナールⅡ」(第3、4 Semester)から、「展開科目(②)」の「社会福祉専門ゼミナールⅠ」(第5 Semester)、「社会福祉専門ゼミナールⅡ」(第6 Semester)、「卒業研究」(第7、8 Semester)まで、少人数のゼミナール活動により社会福祉学領域における研究的力量を育むことのできる科目を必修科目として配置している。前述した学科の学びの核となるこれらの全ての科目は、教授と准教授で構成された専任教員を含めた教員配置とする。

3. 実務経験のある専任教員の配置

社会福祉学科では、国家試験受験資格取得に限定せず広く社会福祉学を学ぶために必須とする実践現場のリアリティを背景とする教育展開を指向しており、社会福祉施設・団体や官公庁、学校現場など福祉に関わる多様な実務経験を有する教員を配置する。また、多くの教員は北海道内での地域貢献活動等による研究実践フィールドを有しており、理論だけではなく臨床経験から得られた知見を教育活動に反映させている。

4. 教員組織の研究分野と研究体制

社会福祉学科を編成する専任教員の多くは、社会福祉学を専門としているが、さらに社会学、社会保障学、障害学、教育心理学、ジェンダー学など社会福祉学の関連分野を研究領域とする教員も含まれている。

教員個々の研究活動は、それぞれの所属学会を中心に行われるが、社会福祉学部シンポジウムを学部内の他学科と共同で開催し、卒業生や学生への社会福祉学最新情報の発信とともに、参加した卒業生達との交流により臨床現場での知見を得る研究機会も定期的に持っている。

また、これまでに地域社会と積み上げてきた協定に基づく連携(北海道教育委員会・札幌市・歌志内市・栗山町)に加え、令和4(2022)年度から社会福祉法人北海道社会福祉協議会と、地域福祉の課題解決に向けた共同研究及び事業の立案を連携・協力事項に含めた協定を締結する。このことで、今後はさらに本学科の主な研究分野である社会福祉学及びそれに関連した学問分野の研究活動の活性化を図ることができ、本学科の研究の深化

が見込まれる。

5. 教員組織の年齢構成

社会福祉学科の教員組織構成は、教授9名、准教授3名、講師1名の計13名である。また、完成年度の3月31日時点における年齢構成は、40歳代3名、50歳代5名、60歳代4名、70歳以上が1名である。

本学の定年年齢は、「北星学園就業規則」第18条に定めるとおりである（【資料14】北星学園就業規則第18条（抜粋））。大学に所属する教員の定年年齢は、65歳に達した年度末までである。ただし、定年を経過した後においても、必要によって期間を定めて改めて勤務することを命じた場合には、70歳に達した年度末まで採用することがある。50歳代の教員が中心となりバランスがとれているものの、今後の教員補充に関しては、専門領域を勘案しながら、若い世代の教員採用も積極的に行い、年齢層に著しい偏りが生じないように調整していくこととしている。

⑬ 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は札幌市厚別区大谷地に校地として112,726㎡を有している。現在、そこに3学部（文学部・経済学部・社会福祉学部）及び3研究科（文学研究科、経済学研究科、社会福祉学研究科）並びに北星学園大学短期大学部を設置しており、校地・施設は共用としている。大学の完成年度（令和8（2026）年度）における収容定員は、3,306人である。

校地には、運動施設としてメインアリーナ・サブアリーナ・フィットネスルーム等を備えた体育館（5,657.11㎡）、弓道場（66.24㎡）、屋外運動場として多目的グラウンド・第2グラウンド・野球場・テニスコート（計38,851.79㎡）を設けており、現状の活動において十分な環境を有している。また、中庭には学生が休息できるスペースを有しており、広く利用されている。

今回の設置計画は学部及び大学全体の収容定員の増加に係るものではなく、既存の環境にも不足はないため、新たな校地及び運動場の整備・拡大は計画していない。

2. 校舎等施設の整備計画

キャンパスには学生が主に授業を受講する校舎（A館、B館、C館）やチャペル、図書館、第1・第2研究棟、サークル棟、大学会館（食堂、生協店舗、学生ラウンジ）、センター棟（カフェ、国際ラウンジ、ラーニングcommons）及び学生交流会館等が設けられており、建物の総面積は58,671㎡である。講義室を54室、演習室を32室、実験室を14室、情報実習室を13室（パソコン514台）備えており、教員の研究室の状況を含め現状の教育研究活動の展開に不足はない。研究室は個室で整備されており、オフィスア

ワーなど学生の教育上の情報管理等の機密性の観点からも、プライバシーが十分確保される環境を整えている。

社会福祉学部については、福祉実習相談室・資料室や福祉臨床実習室などを備え、教室等においては他学部と共用で運用してきた実績があり、社会福祉学科においては既存の施設・設備のままで修学が可能である。

また、総合的にも現状の施設は使用にあたり十分な環境を有しており、教育環境及び学生が大学生を送るうえで支障はないと言えるため、新学科設置による校舎等施設の整備は計画していない。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館の合計所蔵資料数は、令和5（2023）年度の開設時には約58万冊となる見込みである。雑誌約440種、視聴覚資料約1万点以上、電子ジャーナル・データベースは約140種類を整備しており、今後も学修や教育・研究に必要な学術情報を適切に選定・収集・整理・保存していく。

社会福祉学関係の学術雑誌は、「賃金と社会保障」や「月刊福祉」等の和雑誌72タイトルを継続して購入している（【資料15】「学術雑誌等」一覧）。

外国雑誌は電子ジャーナルを積極的に導入し、10タイトルを個別契約している。また、福祉分野を含むアグリゲータ系のパッケージも複数導入し、福祉分野に特化した「SocINDEX with Full Text」（EBSCOhost社）だけでも約1,500タイトルが利用できる。さらに論文単位の購読であるPay per viewや、オープンアクセスを含めて膨大な数の全文閲覧・ダウンロードが可能となっている。また、これら電子ジャーナルの利用のために、ディスカバリーシステム（統合検索システム）を運用し、簡便な検索から全文やAbstractsにナビゲートする環境を整備している。

データベースでは、ソーシャルワークの理論から実践を詳述したEncyclopedia of Social Workを導入、また、日本語のデータベースでは、医学・心理学分野の論文情報を昭和54（1979）年以降約6,000誌網羅した「医中誌WEB」を導入し情報収集の環境を整備している。

蔵書検索（OPAC）ではジャーナルや二次情報のデータベース、その他インターネット上の有用な情報資源等あらゆる学術情報への入口を図書館ホームページに集中させている。最も主要な二次情報である国立情報学研究所（NII）の「CiNii」の検索結果は、OPACとリンクさせ、図書や論文の検索と自館の所蔵検索が同時にできる仕組みを持たせている。さらに貸出予約や複写依頼、学外からのデータベースアクセス、新着案内（アラートサービス）などのポータル機能（My Library）をツールとして利用することができる。

社会福祉学科にかかわる図書等については、既設の福祉計画学科及び福祉臨床学科で蓄積してきた本学図書館保有の蔵書、雑誌、電子ジャーナル・データベースの活用を基

本とし、ソーシャルワーク、福祉教育、地域デザイン等の領域を中心に教育研究に応じた社会福祉学系の図書を完成年度までにさらに約 6000 冊の充実を図る予定である。

本学図書館では、閲覧座席数 448 席、情報検索設備（検索端末台数）は 18 台、マルチメディアフロアに PC28 台を設置している。さらに無線 LAN の敷設により館内のどこでも使用できるノート PC20 台を提供している。開館時間については、学生の自習時間を確保するために、通常授業期間中の平日は 8：45 から 22：00、土曜日 8：45 から 20：00、日曜日及び一部の祝日も 12：00 から 17：00 まで開館している。また、休業期間中も月曜日から土曜日の全日 20：00 まで開館している。

職員は、専任 7 名、臨時職員 2 名の他、7 名に換算する業務委託スタッフの合計 16 名で構成している。

⑭ 管理運営

本学における管理運営体制として、学則及び大学規程の定めるところにより、以下のとおり権限と役割を明確化しながら運営している。

1. 大学評議会

大学規程に規定された事項について審議し、適切な手続きのもとで学長意思決定が行われるよう大学評議会を設置している。

(1) 構成員

学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、附属高等学校長、事務局長、事務局次長、大学事務部長の他、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各 3 人、大学事務局により選出された事務・用務職員 5 人で構成される。ただし、学長は、大学評議会の審議事項に関連して特に必要と認めた場合には、附属高等学校により選出された教育職員 2 名を加えることができる。

(2) 審議事項

- ・ 本学における教育及び研究の計画に関する事項
- ・ 本学の管理運営に係る予算の方針及び編成に関する事項
- ・ 学部、学科及び大学院研究科の設置及び廃止に関する事項
- ・ 学長、副学長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、図書館長、学生支援委員長、国際教育センター長、学生相談センター長、学習サポートセンター長、キャリアデザインセンター長、社会連携センター長、総合研究センター長、総合情報センター長、入学試験センター長、広報委員長、アクセシビリティ支援室長、企画運営会議委員及び北星学園理事の選任に関する事項

- ・学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、第8条第7号及び同条第11号に定める評議員、学科長、部門長、教職課程センター長、図書館長、学生支援委員長、国際教育センター長、学生相談センター長、学習サポートセンター長、キャリアデザインセンター長、社会連携センター長、総合研究センター長、総合情報センター長、心理臨床センター長、入学試験センター長、広報委員長、アクセシビリティ支援室長並びにチャプレンの任期に関する事項
- ・チャプレンの任免に関する事項
- ・教育職員の定年に関する事項
- ・大学学則、短期大学部学則、大学院学則及び本学諸規程の制定並びに改廃に関する事項
- ・本学の点検評価に関する事項
- ・学長の諮問した本学に関する事項
- ・学長の諮問した附属高等学校に関する事項
- ・その他大学の組織及び運営に関する重要な事項

2. 部局長会議

部局長会議は、学長を補佐して北星学園大学の日常業務及び連絡調整を行い、学長の下で全学の統一的な業務執行を行なうとともに、本学の運営に係る重要事項及び中長期的課題について必要な政策討議及び決定を行なうことを目的としている。

(1) 構成員

学長、副学長、各学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、事務局長で構成される。ただし、学長が特に必要と認めた事項に関しては、附属高等学校長を加えることができる。なお、部局長会議には、事務局次長及び大学事務部長が陪席する。

(2) 審議事項

- ・教員の人事計画に関する事項
- ・入学者選抜の合否調整に関する事項
- ・ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントに関する事項
- ・その他学長の諮問した事項

なお、企画運営会議から上程された事項、教学会議から上程された事項及びその他学長が必要と認めた事項については、部局長会議で審議のうえ、大学評議会に付議する。

3. 企画運営会議

企画運営会議は、北星学園大学の中長期的総合整備計画に従い、その経営部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案することを目的としている。

(1) 構成員

学長、副学長、学部及び短期大学部に所属する教育職員のうちから学長により任命された者各1人、事務局長、事務局次長、大学事務部長、企画広報課長で構成される。

(2) 審議事項

- ・経営部面に係る総合整備計画の策定に関する事
- ・学部、短期大学部、大学院及び学科等の将来計画の立案に関する事
- ・組織及び管理・運営の改革の立案に関する事
- ・財務計画の立案に関する事
- ・予算編成方針の立案に関する事
- ・予算原案の立案に関する事
- ・施設・設備の維持・整備及び施設・設備の拡充計画の立案に関する事
- ・校地の利用計画の立案に関する事
- ・社会連携センター等の社会連携及び生涯学習に係る基本方針の企画立案に関する事
- ・広報活動に係る基本方針の企画立案に関する事
- ・その他学長の諮問した事項

なお、経営部面に係る総合整備計画の策定に関する事、校地の利用計画の立案に関する事及びその他学長の諮問した事項は、部局長会議の議を経て、大学評議会に付議する。

4. 教学会議

北星学園大学大学院、北星学園大学及び北星学園大学短期大学部の中長期的総合整備計画に従い、その教育及び研究部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案することによって、教育の質保証及び教学マネジメントを推進することを目的として、教学会議を設置している。議長である学長は教学会議を代表し、その会務を総括するが、学長は議長の権限を副学長に委譲することができる。

(1) 構成員

学長、副学長、各学部長、短期大学部長、各学科長、共通科目部門長、言語教育部門長、教職課程センター長、大学事務部長、教育支援課第一課長、教育支援課第二課長で構成される。ただし、学長及び副学長は、教学会議の審議事項に関連して特に必要と認められた場合には、国際教育センター長、学生相談センター長、キャリアデザインセンター長、総合情報センター長、入学試験センター長、学習サポートセンター長、アクセシビリティ支援室長及び副研究科長を加えることができる。

(2) 審議事項

- ・教育及び研究部面に係る総合整備計画の策定に関する事
- ・全学的な教育課程の基本方針の立案、検証及び評価等に関する事
- ・大学院における教育研究の基本に関する事
- ・入試政策及び選抜制度に係る基本方針の立案に関する事
- ・キャリアデザイン教育を含む就職支援に係る基本方針の立案に関する事
- ・国際教育に係る基本方針の立案に関する事
- ・教育及び研究の情報化に係る基本方針の立案に関する事
- ・共通科目部門、言語教育部門及び教職課程センターの人事に関する事（ただし、採用及び昇格に関する選考を除く）
- ・学科、共通科目部門、言語教育部門及び教職課程センターにおける教育並びに研究の計画に係る連絡調整に関する事
- ・学生の転部及び転科に係る基礎資格等の調整に関する事
- ・定期試験の実施に関する事
- ・大学教育改革支援事業等の申請に係る学内選定に関する事
- ・副専攻に関する事
- ・学生の修学指導に関する事
- ・高大連携活動に関する事
- ・障害のある学生の支援に関する事
- ・学生による授業評価アンケートに関する事
- ・その他学長又は副学長の諮問した事項

5. 教授会

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置している。学部長が招集し議長となり、議長又は議長職務代行者及び構成員の3分の2以上の出席により成立することとし、月1～2回程度の開催を予定している。

(1) 構成員

原則、各学部所属の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する（ただし、教育職員の採用及び昇格並びに教育職員の懲戒解職のための教授会の構成は、「北星学園大学 教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」及び「北星学園大学 評議会及び教授会規則」の定めるところによる）。

(2) 審議事項

北星学園大学学則第52条に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- ・教育課程のうち専門教育科目に関する事項

- ・学生の入学、編入学、留学、転学部及び転学科、休学、復学、再入学、退学並びに除籍及び賞罰に関する事項
- ・学生の試験、単位の授与、単位の認定及び学位の授与並びに卒業に関する事項
- ・特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生、外国人留学生、交換留学生及び国内留学生の取扱いに関する事項
- ・学部の人事に関する事項
- ・学長、副学長又は学部長の諮問した事項
- ・その他学部の組織及び運営に関する事項

北星学園大学学則第 52 条第 II 項において「学部長は、前項の審議事項のうち、学長が決定すべき事項については、すみやかに学長に報告するものとする。」と規定しており、学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確にしている。

その他、大学規程第 45 条に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- ・学部における教育及び研究の計画に関する事項
- ・学生の教育指導及び学業評価に関する事項
- ・学部及び学科に係る予算の方針及び編成に関する事項
- ・学部の専門教育科目、短期大学部の一般教育科目・専門教育科目における学科目及び授業科目の設置並びに廃止に関する事項
- ・学部の専門教育科目、短期大学部の一般教育科目・専門教育科目における授業科目の担任又は分担に関する事項
- ・学部長、第 8 条第 6 号に定める評議員、スミス・ミッションセンター運営委員、研究支援委員及び総合情報センター運営委員の選任並びに辞任に関する事項
- ・教育職員の採用に関する事項
- ・教育職員の昇格に関する事項
- ・教育職員の退職（辞職及び定年退職）に関する事項
- ・学部の専門教育科目、短期大学部の一般教育科目・専門教育科目における非常勤講師及び臨時講師の委嘱に関する事項
- ・国内外研修者の選考に関する事項
- ・サバティカルを取得する教育職員の選考に関する事項
- ・派遣国際交流教員の選考に関する事項
- ・客員教員の受入に関する事項
- ・名誉教授に関する事項
- ・学科の設置及び廃止に関する事項

なお、学部における教育及び研究の計画に関する事項、専門教育科目における学科目及び授業科目の設置並びに廃止に関する事項は必要に応じて教学会議に、学部及び学

科に係る予算の方針及び編成に関する事項は企画運営会議に付議する。

⑮ 自己点検・評価

本学における内部質保証に関する基本的な考え方は、「その目的と社会的使命を果たすために、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、大学教育の質保証及び向上を推進する」として、「内部質保証に関する方針」に定めている。

内部質保証の定義は、同方針に「自己点検・評価に基づく恒常的及び継続的な改善によって質の向上を図り、教育研究等及び管理運営財務等の状況が適切な水準にあることを学内外に公表し、もって本学の説明責任を果たすこと」と規定している。

点検評価については、北星学園大学学則第3条に定めるとおり、「教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う」としている。

以上の基本的な考え方に基づいて、次のとおり自己点検評価活動を主とする内部質保証への取組みを実施している。

1. 実施体制

本学は、自己点検評価・内部質保証委員会を設置し、「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に基づき、本学の教育研究、管理運営及び財務処理等が、法令及び大学諸規程に則り適切に遂行されているか否かを公正かつ客観的な観点から点検評価を行い、内部質保証に努めるための全学的な体制を整備している。自己点検評価・内部質保証委員会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、事務局長、事務局次長、大学事務部長及び IR 内部質保証課長で構成され、委員長は学長をもって充てることとし、組織図上では学長の直轄組織として位置づけられている。

2. 実施方法及び結果の活用

本学では毎年度、学部、短期大学部、大学院及び図書館その他の部局（以下「各部局」という）で自己点検評価活動を実施している。具体的には、自己点検評価・内部質保証委員会が、各部局に自己点検評価報告書の提出を求めることで、各部局における当年度の活動への取組み状況を確認し、全学的観点から評価及び助言を行うことによって内部質保証システムが有効に機能するよう適切に実施している。自己点検評価・内部質保証委員会は、自らも自己点検評価報告書を作成し、その活動が「自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に基づき、適切に実施されているか年度ごとに点検評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。また、年度の途中には、自己点検評価・内部質保証委員会が各部局の課題への取組み状況を確認・助言することで内部質保証の実質化に努めている。さらに、本学独自の外部評価及び在学生評価等を通して、課題を洗い出し、関係部局に改善を促すことによって、改善・向上に向けた取組みを行っている。

なお、平成 27 (2015) 年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審し、適合（適格）認定を受けている。次の認証評価の受審は令和 4 (2022) 年度を予定しており、その結果を踏まえて、今後もさらなる教育・研究の向上に努めていくとともに自己改革を行っていく。

3. 結果の公表

自己点検評価活動を主とする内部質保証への取組みは、毎年度大学公式ウェブサイトにおいて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。具体的には、内部質保証に関する方針、自己点検評価報告書、自己点検評価資料を公表している。

認証評価機関による外部評価に関する取組みについても、認証評価結果、自己点検・評価報告書、大学基礎データを大学公式ウェブサイトにおいて同様に公表している。

4. 評価項目

自己点検評価及び内部質保証に関する規程の第 4 条に定めている通り、以下に掲げる事項について点検評価を行う。

- ・本学の在り方及び目標に関すること
- ・管理運営の在り方、組織及び機構に関すること
- ・教育研究活動等の在り方及び目標に関すること
- ・教育課程、教育組織及び教育活動に関すること
- ・研究組織及び研究活動に関すること
- ・財務、施設設備及び環境に関すること
- ・学生の募集及び選抜に関すること
- ・学生の課外活動、福利厚生及び就職に関すること
- ・図書館及び学術情報の提供に関すること
- ・スミス・ミッションセンターの活動に関すること
- ・国際交流に関すること
- ・社会との連携交流に関すること
- ・その他点検評価に関して必要な事項

⑩ 情報の公表

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、在学生・保護者・卒業生・受験生等に向けて、広く大学の情報（大学の使命、目的、大学の運営状況、教育・研究活動等）を発信している。また、北星学園大学・北星学園大学短期大学部ガバナンス・コードに基づき、法令上の情報公表、自主的な情報公開を行い、透明性の確保に努めている。

大学公式ウェブサイトの「情報の公表」ページ (<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>) を中心に、必要な情報を主体的に発信している。具体的な公表の内容については、以下のと

おりである。

1. 大学の教育研究上の目的に関すること

本学の「建学の精神」「ミッション・ステートメント」「教育研究目的と教育方針」に関する情報を大学公式ウェブサイト内に掲載し、本学の教育研究上の目的に関する情報を公表している。これらの情報は、大学公式ウェブサイトの「情報の公表」ページにある「教育研究上の目的」からもアクセスできるようにしている。

(1) 「建学の精神」

HOME > MENU > 大学案内 > 建学の精神

https://www.hokusei.ac.jp/ideal/founding_principle/

(2) 「ミッション・ステートメント」

HOME > MENU > 大学案内 > ミッション・ステートメント

<https://www.hokusei.ac.jp/ideal/mission/>

(3) 「教育研究目的と教育方針」

HOME > MENU > 大学案内 > 教育研究目的と教育方針

<https://www.hokusei.ac.jp/ideal/policy/>

2. 教育研究上の基本組織に関すること

本学が設置している「学部・学科・研究科の名称」や「組織・構成図」のほか、「学則」「寄附行為」「役員名簿」「役員の報酬等の支給基準」等に関する情報を大学公式ウェブサイト内に掲載している。これらの情報は、大学公式ウェブサイトの「情報の公表」ページにある「基本組織について」からもアクセスできるようにしている。

(1) 「学部・学科・研究科の名称」

HOME > MENU > 情報の公表 > 学部・学科・研究科の名称

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

(2) 「組織・構成図」

HOME > MENU > 大学案内 > 大学概要 > 組織・構成図

<https://www.hokusei.ac.jp/about/organization/>

(3) 「学則」

HOME > MENU > 大学案内 > 大学概要 > 学則

<https://www.hokusei.ac.jp/about/regulations/>

(4) 「寄附行為」

HOME > MENU > 情報の公表 > 寄附行為

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

(5) 「役員名簿」

HOME > MENU > 情報の公表 > 役員名簿

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

(6) 「役員の報酬等の支給基準」

HOME > MENU > 情報の公表 > 役員の報酬等の支給基準

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

「北星学園大学教員情報閲覧サービス」内に、各教員が有する学位・業績等の情報を掲載している。また、教員数については、「専任教職員数」「職階別教員数・専任教員と非常勤講師の比率・専任教員1人当たりの在籍学生数」「専任教員年齢別構成」などの情報を大学公式ウェブサイトの「情報の公表」ページにある「教員に関する情報」からアクセスできるようにしている。

(1) 「北星学園大学教員情報閲覧サービス」

HOME > MENU > 大学案内 > 大学概要 > 教員情報 > 北星学園大学教員情報閲覧サービス

<http://www2.hokusei.ac.jp/hguhp/KgApp>

(2) 「専任教職員数」

HOME > MENU > 大学案内 > 大学概要 > 教員情報

<https://www.hokusei.ac.jp/about/faculty/#01>

(3) 「教員組織（職階別教員数・専任教員と非常勤講師の比率・専任教員1人当たりの在籍学生数）」

HOME > MENU > 情報の公表 > 教員組織（職階別教員数・専任教員と非常勤講師の比率・専任教員1人当たりの在籍学生数）

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

(4) 「専任教員年齢別構成」

HOME > MENU > 情報の公表 > 専任教員年齢別構成

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

4. 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

大学・学部・学科ごとに定める入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）のほか、「入学定員・入学者推移」「収容定員・在学生数」「卒業（修了）生数」をそれぞれ大学公式ウェブサイト内に掲載している。また、「就職実績」ページには、「就職率」「就職者数」「進学者数」「業種別就職状況」「過去3年間の主な就職先」など就職状況に関する情報を掲載している。これらの情報に関連するデータを含め、大学公式ウェブサイトの「情報の公表」ページにある「学生に関する情報」からアクセスできるようにしている。

(1) 「学生に関する情報」

HOME > MENU > 情報の公表 > 学生に関する情報

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

(2) 「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」

・大学

HOME > MENU > 大学案内 > 北星学園大学の理念 > 教育研究目的と教育方針

<https://www.hokusei.ac.jp/ideal/policy/>

・文学部（各学科含む）

HOME > MENU > 学部・学科 > 文学部 > アドミッション・ポリシー

https://www.hokusei.ac.jp/humanities/hm_admission/

・経済学部（各学科含む）

HOME > MENU > 学部・学科 > 経済学部 > アドミッション・ポリシー

https://www.hokusei.ac.jp/economics/ec_admission/

・社会福祉学部（各学科含む）

HOME > MENU > 学部・学科 > 社会福祉学部 > アドミッション・ポリシー

https://www.hokusei.ac.jp/social_welfare/sw_admission/

(3) 「入学定員・入学者推移」

HOME > MENU > 情報の公表 > 入学定員・入学者推移

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/student-2/>

(4) 「収容定員・在学生数」

HOME > MENU > 情報の公表 > 収容定員・在学生数

<https://www.hokusei.ac.jp/about/student/>

(5) 「卒業（修了）生数」

HOME > MENU > 情報の公表 > 卒業（修了）生数

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/student-6/>

(6) 「就職実績（就職率・就職者数・進学者数・業種別就職状況・過去3年間の主な就職先）」

HOME > MENU > 就職・キャリア > 就職実績

https://www.hokusei.ac.jp/carrer/career_result/

5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

各学科のカリキュラムを大学公式ウェブサイト内に掲載し、「情報の公表」ページにある「授業に関する情報」からアクセスできるようにしている。

また、授業科目ごとの「授業方法」「内容」「年間（半期）の授業計画」等に関する情報は、「WEB シラバス」において公表している。

(1) 「授業に関する情報」

HOME > MENU > 情報の公表 > 授業に関する情報

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

(2) 「北星学園大学 WEB シラバス」

HOME > MENU > 情報の公表 > シラバス（講義要項）

<https://pota.hokusei.ac.jp/campusweb/slbssrch.do>

6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

「成績評価と GPA 制度について」「卒業要件・修了要件」を大学公式ウェブサイト内に掲載し、「情報の公表」ページにある「学修の成果に係る評価及び卒業・修了の認定基準」からアクセスできるようにしている。

(1) 「成績評価と GPA 制度について」

HOME > MENU > 情報の公表 > 成績評価と GPA 制度について

https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/grading_gpa/

(2) 「卒業要件・修了要件」

HOME > MENU > 情報の公表 > 卒業要件・修了要件

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

7. 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

「キャンパスマップ」「施設紹介」ページを設け、具体的に各建物の特徴や機能を大学公式ウェブサイト内で紹介している。「情報の公表」ページにある「キャンパスに関する情報」からもアクセスできるようにしている。

(1) 「キャンパスマップ」「施設紹介」

HOME > MENU > 大学案内 > キャンパスマップ、施設紹介

<https://www.hokusei.ac.jp/campusmap/>

8. 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

学生から徴収する授業料・教育充実費・入学金等の学費、並びにその他諸会費に関する情報を大学公式ウェブサイト内に掲載している。「情報の公表」ページにある「学費・諸納付金に関する情報」からもアクセスできるようにしている。

(1) 「学費・諸納付金」

HOME > MENU > 大学案内 > 学生生活 > 学費・諸納付金

<https://www.hokusei.ac.jp/campuslife/tuition/>

9. 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

本学が実施している学生生活全般に関する情報を大学公式ウェブサイト内の「学生生活」に、就職・進路支援に関する情報を「キャリアデザインセンター」にそれぞれ掲載している。

「情報の公表」ページにある「学生の修学、心身の健康、進路選択に係る支援」からもアクセスできるようにしている。

(1) 「学生生活」

HOME > MENU > 大学案内 > 学生生活

<https://www.hokusei.ac.jp/campuslife/>

(2) 「キャリアデザインセンター」

HOME > MENU > 就職・キャリア > キャリアデザインセンター

https://www.hokusei.ac.jp/carrer/career_center/

10. その他

(1) 「認証評価結果」

HOME > MENU > 情報の公表 > 認証評価

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/evaluation/>

(2) 「自己点検・評価」

HOME > MENU > 情報の公表 > 自己点検評価報告書

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/evaluation2/>

(3) 「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」

HOME > MENU > 情報の公表 > 学位授与方針

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

(4) 「学位論文評価の基準」

HOME > MENU > 情報の公表 > 学位論文評価の基準

<https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/>

⑰ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学における教員の教育力向上と、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、次のとおり教育内容等の改善を図るための組織的な研修等を実施する。

1. 実施体制

大学設置基準第25条の3、第42条の3の規定に基づき、本学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という）を推進するため、「北星学園大学 FD・SDに関する規程」を定め、FD・SD委員会を設置している。学長、副学長、各学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生部長、事務局長をもって構成し、事務局次長と大学事務部長が陪席する。また、FDに係る事項を扱う場合は教育支援課長が、SDに係る事項を扱う場合は人事課長が陪席する。

委員会は、「北星学園大学 求める教職員像及び人材育成の目標・方針」に基づき、全学的なFD・SDの基本方針を体系的に策定し、これを推進するとともに、全学的な観点から本学のFD・SDの実施体制及びその内容について点検・評価し、FD・SDの実施組織に対して適切な助言・指導を行い、管理・把握・調整することを任務としている。

このFD・SD委員会が主体となって、組織的な研修を推進するような体制を整備している。

2. 実施計画

「北星学園大学 求める教職員像及び人材育成の目標・方針」の中で掲げる4つの人材育成の目標・方針に基づいて、以下の通りFD・SDを計画している。なお、本学で開催されるFD・SDのほか、学外で開催されるFD・SDプログラムへの出席も含む計画とする。

(1) 建学の精神とキリスト教（プロテスタント）に基づく教育を実践するため、自学の歴史や理念を含む大学コミュニティの理解・浸透を図る

- ・北星学園新任職員研修会（学内）
新任教職員を対象として、採用があれば年1回実施する。
- ・キリスト教学校教育同盟夏期学校（学外）
新任職員を対象としている学外研修であり、年1回の実施予定である。
- ・キリスト教学校教育同盟大学新任教員研修会（学外）
新任教員を対象としている学外研修であり、年1回の実施予定である。
- ・BASE研修会（学内）
若手職員を対象とし、採用人数によって実施年度を決める。大学職員に必要な様々な知識を複数回に渡ってテーマ別に実施する研修プログラムである。
- ・学園研修会（学内）
学園教職員を対象としており、年1回実施する。

(2) アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つの教育方針を適切に運用していくため、FD・SDの充実を目指す

- ・学科FD、研究科FD（学内）
教員を対象として、各学科・研究科で年1回以上実施する。
- ・学部FD、部門FD（学内）
教員を対象として、各学部・部門で必要に応じて実施する。
- ・FD・SD委員会等が主催の全学的な研修会（学内）
教職員を対象として、必要に応じて実施する。

(3) 教学、経営・管理、財政を含む総合的な大学マネジメント能力と、自己が有する知識・スキルを土壌とした専門的な能力を養成・向上させるため、目的別に研修を実施・提供する

- ・BASE研修会（学内）
若手職員を対象とし、採用人数によって実施年度を決める。大学職員に必要な様々な知識を複数回に渡ってテーマ別に実施する研修プログラムである。
- ・予算編成にかかるSD（学内）

教職員を対象として、年1回実施する。年度によって、補助金制度や認証評価制度に関する事など、その時に必要とされるサブテーマを定めて実施する。

- ・ 公的研究費・研究活動研修会（学内）
教職員を対象として、年1回実施する。
- ・ FD・SD委員会等が主催の全学的な研修会（学内）
教職員を対象として、必要に応じて実施する。
- ・ 各部署で企画する研修会（学内）、個別に参加する研修会（学外）
総合的な大学マネジメント能力、専門的な能力の養成・向上させるために、必要に応じて各部署で研修会を企画・実施する。そのほか、適宜、学外への研修会に参加する。
- ・ 大学SD研修会（学内）
職員を対象として、年1回実施する。個別に参加している学外研修会の中から、全学で共有すべきテーマを選定し、研修参加者自らが職員に対して伝達する研修会である。

（4）役職や経験に応じて、求められる資質の向上と必要な知識・スキルを身につけるため、階層別に研修を実施・提供する

- ・ 初任者研修会（学外）
新任職員を対象としている学外研修であり、年1回の実施予定である。
- ・ BASE研修会（学内）
若手職員を対象とし、採用人数によって実施年度を決める。大学職員に必要な様々な知識を複数回に渡ってテーマ別に実施する研修プログラムである。
- ・ 中堅実務者研修会（学外）
中堅職員を対象としている学外研修であり、年1回の実施予定である。
- ・ 中堅指導者研修会（学外）
中堅職員を対象としている学外研修であり、年1回の実施予定である。
- ・ 課長職相当者研修会（学外）
課長職相当者を対象としている学外研修であり、年1回の実施予定である。
- ・ 課長事務長研修会（学内）
課長事務長を対象として、年1回実施している。

以上のように、4つの人材育成の目標・方針に基づいたFD・SDを計画している。教員の教育力向上と、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためにも、FD・SDの在り方について点検・評価しながら研究し、組織的かつ体系的な取組みを確立できるよう、今後も改善を続けていく。

3. その他

授業内容・方法等の改善を図る取り組みとしてFDのほか、隔年で学生による授業評価アンケートを実施している。その結果を各教員が授業改善に役立てているほか、学長による授業評価アンケート結果を基にした授業改善に係るFDを実施している。

また、平成26(2014)年度からFD・SD委員会の前身であるFD委員会において、併設する短期大学部との合同によるモデルティーチング顕彰制度を導入しており、「モデルティーチング顕彰制度実施要項」に基づき、授業評価アンケート結果に基づくモデルティーチング実践教員を顕彰し、その授業を公開することによって教育の質向上を図っている。

そのほか、「国内外大学視察研修制度」「大学間職員短期派遣研修」など、職員の自己研鑽を啓発できるような研修制度を整えている。

⑩ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組みについて

本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るため、キャリアデザインプログラムを実施している。全学的な合意の下、毎週水曜日Ⅲ講目をキャリアデザインプログラム専用時間と位置づけ、この時間帯を活用し、正課内外でのプログラムを通年開講している。正課内のプログラムとしては、2年次にキャリア教育科目「職業と人生」を配置している。働くことの意味を自ら考察できる内容となっており、大学共通科目として卒業単位に算入することができる。

また、社会福祉学科として、入学後の早い段階から社会福祉領域における職業的自立を視野に入れて学ぶことができるよう、「社会福祉学入門」(1年次前期)、「社会福祉概説Ⅰ・Ⅱ」(1年次前期・後期)、「ソーシャルワーク論の基盤と専門職(共通)」(1年次前期)を必修科目として配置している。

また、社会福祉士と精神保健福祉士の国家資格取得を目指す「ソーシャルワーク科目」は、社会福祉専門職としての意義と使命を学び、社会福祉領域における社会的・職業的自立を促すものである。1年次後期(「医学概論」)から、4年次(「精神障害者リハビリテーション論」等)まで、系統的・体系的に履修できるよう展開している。

さらに、「地域デザイン専門科目」では、国・地方自治体や地域福祉の現場で活躍できる行政職や、地域社会と協働するNPO・NGO等の活動を展開できる人材養成を目指す科目を、「教育科目」では、社会福祉の専門的知識・視点も併せ持った教育職を目指す科目を配置している。

上記とも関連する様々な現場実習として、「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習(精神)」「スクールソーシャルワーク実習」「海外福祉実習」「地域デザイン実習」「障害児教育実習」等を配置している。これらの現場体験を通して、現実に派生する課題と、それらに向き合う専門職の価値をリアルに学ぶことから、社会貢献を基盤とする社会的・

職業的自立について深めることができるよう指導を展開する。以上から、「多様性を認め合い共に生きる社会の構築・実現を担う人材」「地域社会の活性化・地域づくりを担いえる人材」を育成し、テクノロジーでは代替できない「人ならではの力」を有する人材の養成を目指す。

2. 教育課程外の取組みについて

教育課程内では社会福祉領域における社会的・職業的自立を図るために必要な能力を養うための指導が中心となるが、教育課程外では広く一般社会において必要な同様の能力を身につけることを目的とした以下の取組みを実施し、包括的に必要な能力を涵養する。

前述したキャリアデザインプログラムとして、3、4年次に開講している正課外のプログラムにおいて、就職活動に合わせてインターンシップ説明会・各種対策講座・学内企業説明会等を開催し、実際の就職活動に欠かせない情報をタイムリーに提供し、社会的・職業的自立に必要な力を養う。また、航空業界、公務員、教員等、業種や職種に特化したプログラムも展開することで、各志望先において必要な能力や準備を教授する。社会福祉学科に関する取組みとしては、福祉分野の就職活動の流れやポイント、準備方法について説明する「福祉ガイダンス」や、卒業生による国家試験受験体験報告や国家試験の重要性について説明する「社会福祉士国家試験ガイダンス」を実施し、教育課程内での指導を補完する。学内企業説明会では、民間企業だけでなく、公務員・非営利団体・医療・福祉分野（専門職）も参加しており、実績のある企業等との接触機会を提供する。

こうした取り組みのほか、キャリアカウンセラーの資格を有する職員による個別相談等を適宜行うことで、個々人に合わせたキャリア形成の支援をし、総合的な就職支援策を展開する。

3. 適切な体制の整備について

大学規程第6章第3節に基づき学科会議を置き、学科における教育課程の適切な運用を含む組織運営体制を整えている。このなかで、主に社会福祉領域における教育課程内の社会的・職業的自立に関する指導について、必要に応じて協議できる体制となっている。

また、本学はキャリアデザインセンターを設置し、キャリアデザインセンター規程に基づき、学生の就職等の進路選択を支援するための活動を企画している。その活動の総括をするとともに、学生の就職先を広く開拓し、学生がその資質や能力に適した就職先を確保できるよう支援を行っている。キャリアデザインセンターには、キャリアデザイン支援委員会を置き、センター長と学科に所属する教員のうち学科会議により指名された各1名、就職支援課長により構成され、各学科と連携を図りながら支援をする体制を整えている。

また、令和2（2020）年度からは、これまで縦割りであった学生支援体制を改め、学生支援委員会、学生相談センター、アクセシビリティ支援室、学習サポートセンター、キャ

リアデザインセンターを「学生部」として位置付け、学生部長を議長とする学生支援連絡会議を新たに設置した。学生部長を中心に、組織間における連絡調整を円滑にし、また個別事例などの情報交換を行い、学生支援のさらなる充実を図っている。

以上のことから、教育課程内外にわたって社会的・職業的自立に関して学内で緊密に連携を取りながら指導する体制が整っているといえる。

以上

北星学園大学
社会福祉学部 社会福祉学科
設置の趣旨等を記載した書類

【資料目次】

- 資料 1 ディプロマ・ポリシー (DP) 及びカリキュラム・ポリシー (CP)、科目群の相関関係
- 資料 2 カリキュラムにおける 3 領域と 10 科目群
- 資料 3 卒業単位表 (卒業に必要な最低単位数)
- 資料 4 国家資格を備えたソーシャルワーク専門職等を目指す履修モデル
- 資料 5 地域住民・組織と協働し、新たな地域社会を創造することを目指す履修モデル
- 資料 6 教育職員免許状を取得するなど学校教員等を目指す履修モデル
- 資料 7 編入学生履修モデル
- 資料 8 編入学生の既修得単位読替表
- 資料 9 「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク入門実習」実習受入れ施設一覧
- 資料 10 「ソーシャルワーク実習 (精神)」実習受入れ施設一覧
- 資料 11 「スクールソーシャルワーク実習」実習受入れ施設一覧
- 資料 12 「教育実習 I・II (中学校・高等学校)」「障害児教育実習」実習受入れ施設一覧
- 資料 13 「社会教育実習」実習受入れ施設一覧
- 資料 14 北星学園就業規則第 18 条 (抜粋)
- 資料 15 「学術雑誌等」一覧

ディプロマ・ポリシー (DP) 及びカリキュラム・ポリシー (CP)、科目群の相関関係

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

- (1) 社会福祉学の専門的知識とともに、複雑化・複合化・多様化している個人や家族の生活課題とその背景にある社会構造を多角的に捉えるために必要な社会科学や人文科学の幅広い知識と教養を身につけている。
- (2) 社会生活上の困難に直面する人々に対して、共感をもってその相談に応じるとともに、多様な専門職および組織・機関や地域住民等の関係者と連携・協働できるコミュニケーション力を身につけている。
- (3) 多様な生活問題とその背景にある社会構造の歪み・矛盾を発見し、それらを的確に捉える分析力を身につけている。
- (4) 地域の社会資源を発掘・創造するとともに、住民の生活課題や地域課題の解決に向けて具体的方策を計画・企画・発議できるデザイン力を身につけている。
- (5) 個人や地域社会の課題解決力を支えるとともに、必要に応じて自らが課題解決に取り組むことを直接的・間接的に支える支援力・教育力を身につけている。
- (6) 個別的で複雑化・複合化したニーズを持つ人々に対して、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネス、行政、地域活性化や地域づくりに取り組むことができる企画・実践力を身につけている。
- (7) 自らの専門的知識・技術の向上に取り組み、成長し続けることを可能とするために自己研鑽する力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

- (1) 社会福祉学科のミッションである「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現」、「地域社会の活性化・地域づくり」に資する人材養成に向けて、多様な学びを実現する3つの科目領域、各領域の重なりを踏まえた10の科目群を設定する。その核には社会福祉学を位置づけ、社会福祉学に関する基礎的かつ包括的な学びを実現する科目を配置すると同時に、各領域では学生の体験型学習を重視する実習・演習科目を配置する。また、福祉と地域デザイン、地域デザインと教育、教育と福祉という領域横断的な科目を設置する。
- (2) ソーシャルワーク領域には、マイクロレベル (個人・家族・小集団) からメゾレベル (地域)、マクロレベル (制度・政策) までを視野に入れたソーシャルワークの価値・知識・技術を学ぶ科目を配置するとともに、多様な福祉現場における体験的かつ実践的な学習を重視した演習・実習科目を配置する。また、行政や地域福祉の現場において求められる計画立案・実行のために必要な知識・技術を習得するための科目を設置するとともに、多様な人々との共生を学ぶための国際比較福祉に関する科目も配置する。

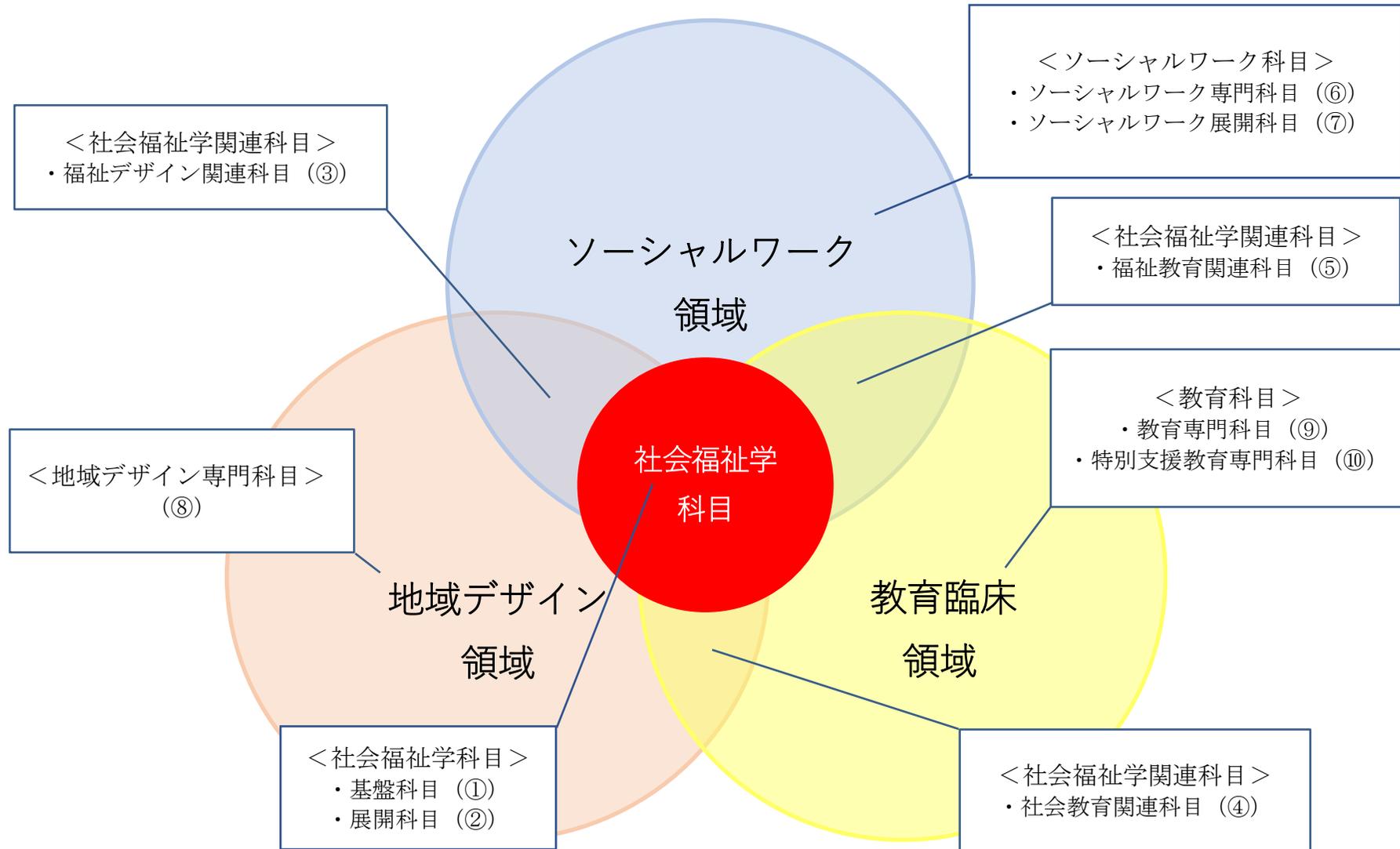
- (3) 地域デザイン領域には、福祉的視点で企業活動、行政(国・地方自治体)、NPO・NGO等の活動に取り組む能力、あるいはコミュニティ・サービスなどを担うための能力獲得に向けた各種講義科目と実践的科目(実習等)を配置するとともに、地域社会の活性化・地域づくりとしての諸活動を実践できる能力の形成を目指した講義・実習科目を配置する。
- (4) 教育臨床領域には、多様な対象と福祉的視点をもって関わりつつ、適切な教育活動を展開するために必要な福祉・教育に関する包括的な価値・知識・技術を学ぶための科目を配置する。また、教育現場への実習科目を配置するとともに、教育現場・地域社会・家庭の相互作用を踏まえて子どもを理解するために必要な視点の形成に向けて、スクールソーシャルワークに関連する科目を配置する。

ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）、科目群の相関関係を示した表

ディプロマ・ポリシー（DP）	カリキュラム・ポリシー（CP）との対応	科目群（※資料2参照）との対応
<p>（1）社会福祉学の専門的知識とともに、複雑化・複合化・多様化している個人や家族の生活課題とその背景にある社会構造を多角的に捉えるために必要な社会科学や人文科学の幅広い知識と教養を身につけている。</p>	<p>CP（1）として「多様な学びを実現する3つの科目領域、各領域の重なりを踏まえた10の科目群」を設定し、その核に「社会福祉学を位置づけ、社会福祉学に関する基礎的かつ包括的な学びを実現する科目を配置」、また、「福祉と地域デザイン、地域デザインと教育、教育と福祉という領域横断的な科目を設置」することにより、社会福祉学の専門的知識とともに、学際的な知識と教養を身につけることを可能にしている。</p>	<p>1) 社会福祉学科目 ・基盤科目（①） ・展開科目（②） 2) 社会福祉学関連科目 ・福祉デザイン関連科目（③） ・社会教育関連科目（④） ・福祉教育関連科目（⑤）</p>
<p>（2）社会生活上の困難に直面する人々に対して、共感をもってその相談に応じるとともに、多様な専門職および組織・機関や地域住民等の関係者と連携・協働できるコミュニケーション力を身につけている。</p>	<p>CP（1）として「多様な学びを実現する3つの科目領域」を設定することにより、ソーシャルワーク、地域デザイン、教育臨床の各視点で人々の生活課題を捉える力と多様な人々への共感を育む。また、3領域それぞれにおいて「学生の体験型学習を重視する実習・演習科目を配置」では、演習におけるグループ・ディスカッションやロール・プレイを通じてコミュニケーション力の育成をはかり、それを実習において実際の多様な専門職及び組織・機関等や地域住民等との連携・協働する機会を体験するなかで、さらに向上させていく。つまり、DP（2）の力の土壌となる思想や理念を講義で学び、演習等において方法を身につけ、実習において実践することを意図している。</p>	<p>3) ソーシャルワーク科目 ・ソーシャルワーク専門科目（⑥） ・ソーシャルワーク展開科目（⑦） 4) 地域デザイン専門科目（⑧） 5) 教育科目 ・教育専門科目（⑨） ・特別支援教育専門科目（⑩）</p>
<p>（3）多様な生活問題とその背景にある社会構造の歪み・矛盾を発見し、それらを的確に捉える分析力を身につけている。</p>	<p>CP（2）としてソーシャルワーク領域に「ミクロレベル（個人・家族・小集団）からメゾレベル（地域）、マクロレベル（制度・政策）までを視野に入れたソーシャルワークの価値・知識・技術を学ぶ」科目を配置することにより、ミクロレベルの生活問題からマクロレベルの社会構造までを理解し、分析できる力を育成する。</p>	<p>2) 社会福祉学関連科目 ・福祉デザイン関連科目（③） ・福祉教育関連科目（⑤） 3) ソーシャルワーク科目 ・ソーシャルワーク専門科目（⑥） ・ソーシャルワーク展開科目（⑦）</p>

<p>(4) 地域の社会資源を発掘・創造するとともに、住民の生活課題や地域課題の解決に向けて具体的方策を計画・企画・発議できるデザイン力を身につけている。</p>	<p>CP(2)としてソーシャルワーク領域に「行政や地域福祉の現場において求められる計画立案・実行のために必要な知識・技術を習得する」ための科目を設置することにより、社会資源の発掘・創造や課題解決のための計画作成のための理論や理念、方法を身につけ、実践的に活用できることを意図している。また、CP(2)に「多様な人々との共生を学ぶための国際比較福祉に関する科目も配置」とあるように、DP(4)の住民は多様な国籍・人種を想定している。さらに、CP(3)として地域デザイン領域に「地域社会の活性化・地域づくりとしての諸活動を実践できる能力の形成」を目指した講義・実習科目を配置することにより、既存の福祉の枠組みに縛られず、諸課題に取り組むデザイン力を育成する。</p>	<p>2) 社会福祉学関連科目 ・福祉デザイン関連科目 (③) 3) ソーシャルワーク科目 ・ソーシャルワーク専門科目 (⑥) ・ソーシャルワーク展開科目 (⑦) 4) 地域デザイン専門科目 (⑧)</p>
<p>(5) 個人や地域社会の課題解決力を支えるとともに、必要に応じて自らが課題解決に取り組むことを直接的・間接的に支える支援力・教育力を身につけている。</p>	<p>CP(4)として教育臨床領域に「多様な対象と福祉の視点をもって関わりつつ、適切な教育活動を展開するために必要な福祉・教育に関する包括的な価値・知識・技術を学ぶ」ための科目を配置することにより、福祉と教育がともに人と関わる学問・実践領域であることに自覚的に学修し、子どもをはじめとする人の課題解決能力を育て、支援者や教育者として支えるために必要な理論や理念、方法を身につける。また、特に福祉と教育の連動を学ぶことのできる科目として「スクールソーシャルワークに関連する科目を配置」している。</p>	<p>2) 社会福祉学関連科目 ・社会教育関連科目 (④) ・福祉教育関連科目 (⑤) 5) 教育科目 ・教育専門科目 (⑨) ・特別支援教育専門科目 (⑩)</p>
<p>(6) 個別的で複雑化・複合化したニーズを持つ人々に対して、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネス、行政、地域活性化や地域づくりに取り組むことができる企画・実践力を身につけている。</p>	<p>CP(3)として地域デザイン領域に「福祉的視点で企業活動、行政(国・地方自治体)、NPO・NGO等の活動に取り組む能力」「コミュニティ・サービスなどを担うための能力」「地域社会の活性化・地域づくりとしての諸活動を実践できる能力」の形成を目指した講義・実習科目を配置することにより、共生の志向と福祉マインドを持って地域の諸課題を解決するために企画し、実践できる力を身につける。</p>	<p>2) 社会福祉学関連科目 ・福祉デザイン関連科目 (③) ・社会教育関連科目 (④) 4) 地域デザイン専門科目 (⑧)</p>
<p>(7) 自らの専門的知識・技術の向上に取り組み、成長し続けることを可能とするために自己研鑽する力を身につけている。</p>	<p>CP(1)として、社会福祉学科のカリキュラムの核に社会福祉学を位置づけ、「社会福祉学に関する基礎的かつ包括的な学びを実現する」科目を配置することにより、学問を専門的に学ぶことの意味や意義を理解し、自己学習の習慣を身につける。「社会福祉学に関する包括的学びを実現する科目」の中には、社会福祉学の学びを深化し、研究の力量を身につけていく科目を含んでいる。</p>	<p>1) 社会福祉学科目 ・基盤科目 (①) ・展開科目 (②)</p>

カリキュラムにおける3領域と10科目群



卒業単位表（卒業に必要な最低単位数）

		単位数					
		必修	選択				
大学 共通 科目	人間科学		2	8	大学共通計		
	人文科学		2				
	自然・数理科学		2				
	社会科学		2				
	地域と世界		2				
	キリスト教	4					
	キャリア支援	キャリア教育					
		日本語科目	4				
		情報科目	4				
	外国語		8				
計	12	18	8		38		
学科 専門 教育 科目	社会福祉学科目	基盤科目	20	38	12※	専門教育計	
		展開科目	10				
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目					2
		社会教育関連科目					2
		福祉教育関連科目					2
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目					
		SW展開科目					
	地域デザイン専門科目						
	教育科目	教育専門科目					
		特別支援教育専門科目					
計	30	6	38		74		
社会福祉学部他学科専門教育科目							
他学部他学科専門教育科目							
国際交流関係科目							
副専攻科目							
計		42	24	46	12	12	
合計		124				124	

※ この12単位に、「他学部他学科専門教育科目」「国際交流関係科目」から算入できるのは8単位までである。

社会福祉学科 履修モデル1-①：マイクロからマクロまでのソーシャルワーク全般の知識を修得し、地域社会における福祉的实践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 公務員（社会福祉主事）、各種社会福祉施設・事業所職員

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学 共通 科目	人間科学	体育実技Ⅰ（通年）	1	体育実技Ⅰ（通年）	1					2	38				
	人文科学			文化人類学	2			心理学Ⅰ	2	心理学Ⅱ		2	6		
	自然・数理科学			科学と人間	2								2		
	社会科学	日本国憲法	2				平和学	2					4		
	地域と世界	北海道・北方地域文化論Ⅰ	2	北海道・北方地域文化論Ⅱ	2								4		
	キリスト教	キリスト教文化入門Ⅰ◎	2	キリスト教文化入門Ⅱ◎	2								4		
	キャリア支援	キャリア教育科目											0		
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2							4		
情報科目		情報入門◎	2	情報活用◎	2						4				
外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2			8				
国際交流コース											0	0			
専門 科目	社会福祉学科 科目	基盤科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2					22		
			ソーシャルワークの発展と専門職（共通）◎	2	人間の発達と社会◎	2									
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2									
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（共通）◎	2									
			社会福祉基礎ゼミナールⅠ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅣ（通年）◎	1					
	社会福祉学 関連科目	福祉デザイン 関連科目	福祉デザイン関連科目				地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	国際福祉論	2	社会福祉調査論	2		12	
			社会教育関連科目				高齢者福祉論	2	心理学と心理的支援	2	福祉政策論	2			
			福祉教育関連科目				ジェンダー論	2			社会保障法	2			
	ソーシャルワーク 科目	SW専門科目					障害者福祉論	2	社会学と社会システム	2	福祉財政論	2	スクールソーシャルワーク論	2	10
							児童・家庭福祉論	2							
							ソーシャルワークの基礎と専門職（専門）	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	社会福祉管理運営論	2	公的扶助論	2	
							ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（専門）	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（専門）	2	保健医療と福祉	2			
	SW展開科目						ソーシャルワーク演習（共通）	2						18	
							ソーシャルワーク実践論	2							
地域デザイン 専門科目	地域デザイン論	2											4		
教育科目	教育専門科目					倫理学	2						2		
	特別支援教育専門科目												0		
修得単位数		24	24	23	15	18	10	6	4	124	124				

◎必修

社会福祉学科 履修モデル1-②：社会福祉士国家試験受験資格を取得し、ソーシャルワーク実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 各種社会福祉施設・事業所、病院等におけるソーシャルワーク職

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学 共通科目	人間科学	体育実技Ⅰ(通年)	1	体育実技Ⅰ(通年)	1					2	38				
	人文科学	現代社会と倫理	2					心理学Ⅰ	2	心理学Ⅱ		2			
	自然科学・数理学	物質の世界	2									2			
	社会科学	平和学	2				日本国憲法	2				4			
	地域と世界				北海道・北方地域文化論Ⅰ	2	北海道・北方地域文化論Ⅱ	2				4			
	キリスト教	キリスト教文化入門Ⅰ◎	2	キリスト教文化入門Ⅱ◎	2							4			
	キャリア支援	キャリア教育科目										0			
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2						4			
		情報科目	情報入門◎	2	情報活用◎	2						4			
	外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2			8			
国際交流コース										0	0				
専門科目	社会福祉学 科目	基盤科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2				22			
			ソーシャルワーク論の基礎と専門職(共通)◎	2	人間の発達と社会◎	2									
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2									
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(共通)◎	2									
			社会福祉基礎ゼミナールⅠ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅣ(通年)◎	1					
	展開科目						社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2	卒業研究(通年)◎	2	10		
	社会福祉学 関連科目	福祉デザイン 関連科目	福祉デザイン関連科目		心理学と心理的支援	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	社会福祉調査論	2			8		
			社会教育関連科目				高齢者福祉論	2							
			福祉教育関連科目		社会学と社会システム	2	社会保障Ⅰ	2	権利擁護を支える法制度	2	司法福祉論	2		2	
							障害者福祉論	2							
	ソーシャルワーク 科目	SW専門科目			医学概論	2	ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	社会福祉管理運営論	2	47		
							ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(専門)	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(専門)	2	保健医療と福祉	2			
									公的扶助論	2					
							ソーシャルワーク演習(共通)	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	4		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	2
							ソーシャルワーク実践論	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3
									ソーシャルワーク入門実習	2	ソーシャルワーク実習(通年)	4		ソーシャルワーク実習(通年)	4
SW展開科目											4				
地域デザイン 専門科目											0				
教育科目	教育専門科目										0				
	特別支援教育専門科目										0				
修得単位数	24	24	25	21	24	11	8	6	143	143					

◎必修

社会福祉士(厚労省指定科目)

社会福祉学科 履修モデル1-③：社会福祉士国家試験受験資格と精神保健福祉士国家試験受験資格を取得し、より専門的なソーシャルワーク実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 各種社会福祉施設・事業所（主に精神障害分野）、病院（主に精神科）等におけるソーシャルワーク職

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計							
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期									
大学 共通科目	人間科学	体育実技Ⅰ（通年）	1	体育実技Ⅰ（通年）	1					2	38						
	人文科学	現代社会と倫理	2					心理学Ⅰ	2	心理学Ⅱ		2					
	自然・数理科学	物質の世界	2									2					
	社会科学	平和学	2					日本国憲法	2			4					
	地域と世界							北海道・北方地域文化論Ⅰ	2	北海道・北方地域文化論Ⅱ		2					
	キリスト教学	キリスト教文化入門Ⅰ◎	2	キリスト教文化入門Ⅱ◎	2							4					
	キャリア支援	キャリア教育科目											0				
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2							4				
		情報科目	情報入門◎	2	情報活用◎	2							4				
	外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2			8					
国際交流コース										0	0						
専門 科目	社会福祉学 科目	基礎科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2				22					
			ソーシャルワーク論の基礎と専門論（共通）◎	2	人間の発達と社会◎	2											
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2											
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（共通）◎	2											
			社会福祉基礎ゼミナールⅠ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅣ（通年）◎	1							
	展開科目					社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究（通年）◎	2	卒業研究（通年）◎	2	10					
	社会福祉学 関連科目	福祉デザイン 関連科目	心理学と心理的支援	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2			10				
					高齢者福祉論	2	社会福祉調査論	2									
			社会教育関連科目							社会保障法	2			2			
			福祉教育関連科目		社会学と社会システム	2	社会保障論Ⅰ	2	権利擁護を支える法制度	2	司法福祉論	2			12		
	ソーシャルワーク 科目	SW専門科目	医学概論	2	ソーシャルワークの基礎と専門論（専門）	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	社会福祉管理運営論	2			47				
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（専門）	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（専門）	2	保健医療と福祉	2							
							公的扶助論	2									
					ソーシャルワーク演習（共通）	2	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	2	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	4	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	2					
					ソーシャルワーク実践論	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3					
		SW展開科目				ソーシャルワーク入門実習	2	ソーシャルワーク実習（通年）	4	ソーシャルワーク実習（通年）	4						
					精神保健ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	精神保健ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	精神医学と精神医療Ⅰ	2	精神医学と精神医療Ⅱ	2	総合演習Ⅰ	2	39		
							精神保健福祉の原理Ⅰ	2			現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	精神障害者リハビリテーション論	2			
											ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）	2	精神保健福祉の原理Ⅱ	2		ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）	2
											精神保健福祉制度論	2	ソーシャルワーク実習（精神）（通年）	4		ソーシャルワーク実習（精神）（通年）	4
								ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）（通年）	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（精神）（通年）	2				
地域デザイン 専門科目											0						
教育科目	教育専門科目										0						
	特別支援教育専門科目										0						
修得単位数		24	24	25	23	26	21	21.5	15.5	180	180						

◎必修

社会福祉士（厚労省指定科目）

精神保健福祉士（厚労省指定科目）

社会福祉学科 履修モデル1-④：社会福祉士国家試験受験資格とスクールソーシャルワーカー資格を取得し、より専門的なソーシャルワーク実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 各種社会福祉施設・事業所、病院等、学校・教育委員会等におけるソーシャルワーク職

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計						
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
大学 共通科目	人間科学	体育実技Ⅰ(通年)	1	体育実技Ⅰ(通年)	1					2	38					
	人文科学	現代社会と倫理	2					心理学Ⅰ	2	心理学Ⅱ		2				
	自然・数理科学	物質の世界	2									2				
	社会科学	平和学	2				日本国憲法	2				4				
	地域と世界				北海道・北方地域文化論Ⅰ	2	北海道・北方地域文化論Ⅱ	2				4				
	キリスト教	キリスト教文化入門Ⅰ◎	2	キリスト教文化入門Ⅱ◎	2							4				
	キャリア支援	キャリア教育科目										0				
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2						4				
		情報科目	情報入門◎	2	情報活用◎	2						4				
	外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2			8				
国際交流コース										0	0					
専門科目	社会福祉学科目	基礎科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2				22				
			ソーシャルワーク論の基礎と専門職(共通)◎	2	人間の発達と社会◎	2										
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2										
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(共通)◎	2										
			社会福祉基礎ゼミナールⅠ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅣ(通年)◎	1						
	展開科目						社会福祉研究Ⅰ◎	2		卒業研究(通年)◎	2	10				
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目			心理学と心理的支援	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2					10			
							高齢者福祉論	2			現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2				
			社会教育関連科目								社会福祉調査論	2	2			
			福祉教育関連科目			社会学と社会システム	2	社会保障Ⅰ	2	権利擁護を支える法制度	2	司法福祉論	2	スクールソーシャルワーク論	2	2
								障害者福祉論	2					スクールソーシャルワーク演習(通年)	2	2
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目			医学概論	2	ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	社会福祉管理運営論	2				
							ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(専門)	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(専門)	2	保健医療と福祉	2				
									社会保障論Ⅱ	2						
									公的扶助論	2						
							ソーシャルワーク演習(共通)	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	4	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	2		
							ソーシャルワーク実践論	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3		
							ソーシャルワーク入門実習	2	ソーシャルワーク実習(通年)	4	ソーシャルワーク実習(通年)	4				
											総合演習Ⅰ	2	総合演習Ⅱ	2	4	
地域デザイン専門科目											0					
教育科目	教育専門科目										0					
	特別支援教育専門科目										0					
教職の基礎的 理解に関する 科目・教職団 体科目	教育の基礎的理解に関する科目								教育行政論(A)	2		2				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						教育相談論(B)	2				2				
修得単位数	24	24	25	23	24	13	14.5	8.5	156	156						

◎必修

社会福祉士(厚労省指定科目)

スクールソーシャルワーク(ノ教連指定)

社会福祉学科 履修モデル2-①：地域住民・組織と協働し、新たな地域社会を創造することを目指す履修モデル

[卒業後の進路] 官公庁、民間企業、非営利団体等の職員

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学 共通 科目	人間科学	体育実技Ⅰ	1	体育実技Ⅰ	1					2	38				
	人文科学			文化人類学	2	現代社会と倫理	2			4					
	自然・数理科学			科学と人間	2					2					
	社会科学	社会学Ⅰ	2			ジェンダーと社会	2			4					
	地域と世界	北海道・北方地域文化論Ⅰ	2			北海道・北方地域文化論Ⅱ	2			4					
	キリスト教	キリスト教文化入門Ⅰ◎	2	キリスト教文化入門Ⅱ◎	2					4					
	キャリア支援	キャリア教育科目			職業と人生	2						2			
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2						4			
		情報科目	情報入門◎	2	情報活用◎	2						4			
外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2	8						
国際交流	国際交流コース									0	0				
専門 科目	社会福祉学科目	基盤科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2				20			
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	人間の発達と社会◎	2									
			ソーシャルワーク論の基盤と専門論(共通)◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2									
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2											
		社会福祉基礎ゼミナールⅠ◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅣ◎	1						
	展開科目						社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2	卒業研究(通年)◎	2	10		
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	国際福祉論	2	社会福祉調査論	2			14		
					高齢者福祉論	2			福祉政策論	2					
					海外福祉実習(通年)	2	海外福祉実習(通年)	2							
					ジェンダー論	2	現代資本主義論	2	社会保障法	2					
		社会教育関連科目			家庭教育と社会教育	2			青少年問題と社会教育	2			10		
		福祉教育関連科目		社会学と社会システム	2	福祉財政論	2		障害者福祉論	2			8		
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目					地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	保健医療と福祉	2			4		
		SW展開科目											0		
	地域デザイン専門科目		地域デザイン論	2	社会調査方法論	2			ソーシャル・ビジネス論	2	ソーシャル・マネジメント論	2	地方自治論	2	20
									医療経済学	2	労働法	2	行政法	2	
										地域デザイン実習(通年)	2	地域デザイン実習(通年)	2		
教育科目	教育専門科目											0			
	特別支援教育専門科目											0			
修得単位数		24	24	23	19	22	8	2	2	124	124				

◎必修

社会福祉学科 履修モデル2-②：社会教育士を取得し、地域社会における社会教育実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 官公庁、民間企業、非営利団体や学校等の職員

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学 共通 科目	人間科学				生涯スポーツⅠ（通年）	1	生涯スポーツⅠ（通年）	1		2					
	人文科学		文化人類学	2	現代社会と倫理	2				4					
	自然・数理科学		科学と人間	2						2					
	社会科学	社会学Ⅰ	2		ジェンダーと社会	2				4					
	地域と世界	北海道・北方地域文化論Ⅰ	2		北海道・北方地域文化論Ⅱ	2				4					
	キリスト教	キリスト教文化入門Ⅰ◎	2	キリスト教文化入門Ⅱ◎	2					4					
	キャリア支援	キャリア教育科目			職業と人生	2					2				
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2					4				
		情報科目	情報入門◎	2	情報活用◎	2					4				
	外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2		8				
国際交流コース										0					
専 門 科 目	社会福祉学 科目	基礎科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2							
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	人間の発達と社会◎	2									
			ソーシャルワーク論の基礎と専門論（共通）◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2									
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2											
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（共通）◎	2											
			社会福祉基礎ゼミナールⅠ◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅣ◎	1					
	社会福祉学 関連科目	福祉デザイン 関連科目			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	国際福祉論	2	社会福祉調査論	2					
					高齢者福祉論	2	福祉政策論	2							
		社会教育 関連科目	生涯学習 概論（通年）	2	生涯学習概論（通年）	2	ジェンダー論	2	現代資本主義論	2	社会保障法	2	社会教育演習（通年）	2	
						社会教育経営論Ⅰ	2	社会教育経営論Ⅱ	2	青少年問題と社会教育	2				
						生涯学習支援論Ⅰ	2	生涯学習支援論Ⅱ	2						
						家庭教育と社会教育	2								
						社会教育実習（通年）	4	社会教育実習（通年）	4						
						社会学と社会システム	2								
		福祉教育 関連科目							障害者福祉論	2					
									児童・家庭福祉論	2					
		ソーシャル ワーク科目	SW専門科目			地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	保健医療と福祉	2						
			SW展開科目												
		地域デザイン 専門科目				地域デザイン論	2	ソーシャル・ビジネス論	2	ソーシャル・マネジメント論	2	地方自治論	2	労働法	2
								医療経済学	2	地域デザイン実習（通年）	2	行政法	2		
						社会調査方法論	2	地域デザイン実習（通年）	2						
教育科目	教育専門科目											0			
	特別支援教育専門科目											0			
修得単位数		23	23	23.5	23.5	25	9	6	4	137	137				

◎必修

社会教育士（文科省指定科目）

社会福祉学科 履修モデル3-①：教育と福祉に関する知識を修得し、地域における多様な教育的実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 児童館・放課後児童クラブ等の子ども・若者に関わる施設職員、教育関連企業等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
大学 共通 科目	人間科学	体育実技Ⅰ(通年) 1	体育実技Ⅰ(通年) 1							2	38	
	人文科学			心理学Ⅰ 2	文化人類学 2					4		
	自然・数理科学	環境と人間Ⅰ 2	環境と人間Ⅱ 2							4		
	社会科学		ジェンダーと社会 2	日本国憲法 2						4		
	地域と世界	日本の文化Ⅰ 2	日本の文化Ⅱ 2							4		
	キリスト教学	キリスト教文化入門Ⅰ◎ 2	キリスト教文化入門Ⅱ◎ 2							4		
	キャリア支援	キャリア教育科目										0
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎ 2	日本語表現Ⅱ◎ 2								4
		情報科目	情報入門◎ 2	情報活用◎ 2								4
	外国語	英語Ⅰ 2	英語Ⅱ 2	英語Ⅲ 2	英語Ⅳ 2					8		
国際交流	国際交流コース									0	0	
専門 科目	社会福祉学科目	基盤科目	社会福祉学入門◎ 2	社会福祉の歴史と思想◎ 2	社会福祉と法◎ 2						20	
			ソーシャルワーク論の基盤と専門性(共通)◎ 2	人間の発達と社会◎ 2								
			社会福祉概説Ⅰ◎ 2	社会福祉概説Ⅱ◎ 2								
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎ 2									
		社会福祉基礎ゼミナールⅠ(通年)◎ 1	社会福祉基礎ゼミナールⅠ(通年)◎ 1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎ 1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎ 1							
	展開科目					社会福祉研究Ⅰ◎ 2		卒業研究(通年)◎ 2	卒業研究(通年)◎ 2	2	10	
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目				国際福祉論 2	福祉政策論 2				4	
		社会教育関連科目	ジェンダー論 2		家庭教育と社会教育 2	現代哲学 2	日本経済論Ⅰ 2				12	
		福祉教育関連科目			社会保障論Ⅰ 2	社会学と社会システム 2	障害児教育論 2	スクールソーシャルワーク論 2			14	
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目									0	
		SW展開科目									0	
	地域デザイン専門科目										0	
	教育科目	教育専門科目		倫理学 2	法学概論 2	憲法Ⅰ〔人権〕 4	憲法Ⅱ〔統治機構〕 4				22	
					現代社会学 2	現代政治学 2	国際経済学Ⅰ 2					
特別支援教育専門科目				国際政治学 2		社会思想史 2				4		
修得単位数		24	24	23	21	22	6	2	2	124	124	

◎必修

社会福祉学科 履修モデル3-②：高等学校教諭1種免許状（公民）を取得し、学校教員を目指す履修モデル

【卒業後の進路】高等学校（公民科）教諭、児童館・放課後児童クラブ等の子ども・若者に関わる施設職員等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学共通科目	人間科学	体育実技Ⅰ（通年）	体育実技Ⅰ（通年）	1						2	38				
	人文科学				心理学Ⅰ	2	文化人類学	2		4					
	自然科学・数理科学	環境と人間Ⅰ	2	環境と人間Ⅱ	2					4					
	社会科学			ジェンダーと社会	2	日本国憲法	2			4					
	地域と世界	日本の文化Ⅰ	2	日本の文化Ⅱ	2					4					
	キリスト教	キリスト教文化入門Ⅰ◎	2	キリスト教文化入門Ⅱ◎	2					4					
	キャリア支援	キャリア教育科目										0			
		日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2						4			
		情報科目	情報入門◎	2	情報活用◎	2						4			
	外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2			8			
国際交流コース										0					
専門科目	社会福祉学科科目	基礎科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2				20			
			ソーシャルワーク論の基礎と専門職（共通）◎	2	人間の発達と社会◎	2									
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2									
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2											
			社会福祉基礎ゼミナールⅠ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅣ（通年）◎	1					
	展開科目						社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究（通年）◎	2	卒業研究（通年）◎	2	10		
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目					国際福祉論	2	福祉政策論	2	社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2	4
		社会教育関連科目			ジェンダー論	2	現代哲学	2	日本経済論Ⅰ	2					12
		福祉教育関連科目				社会保障Ⅰ	2	社会学と社会システム	2	障害者福祉論	2	スクールソーシャルワーク論	2		14
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目					権利擁護を支える法制度	2	児童・家庭福祉論	2					0
		SW展開科目							障害児教育論	2					0
	地域デザイン専門科目													0	
	教育科目	教育専門科目			法学概論	2	現代政治学	2	国際経済学Ⅰ	2	倫理学	2	憲法Ⅱ（統治機構）	4	22
					現代社会学	2		現代社会学	2	社会思想史	2	憲法Ⅰ（人権）	4		
				国際政治学	2										
特別支援教育専門科目							聴覚障害教育論	2	視覚障害教育論	2			4		
教育実践に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教職入門（A）	2	教育学（B）	2	教育行政論（A）	2	教育心理学（B）	2					10	
	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				特別活動・総合的な学習の時間の指導法（A）	2	教育相談論（B）	2	生徒・進路指導の理論と実践（B）	2				8	
	教育実践に関する科目				教育方法論（A）	2					教育実習事前事後指導（通年）	1	教育実習事前事後指導（通年）	1	5
											教育実習Ⅱ（高等学校）（通年）	1	教育実習Ⅱ（高等学校）（通年）	1	
教科及び教科の指導法に関する科目										社会科教育法Ⅱ（公民）	2	公民科教育法（A）	2	4	
修得単位数	24	24	25	23	24	16	9.5	5.5	151	151					

◎必修

教職科目

教科：高等学校（公民）

社会福祉学科 履修モデル3-③：中学校（社会）及び特別支援学校教諭1種免許状を取得し、特別支援教育の実践を目指す履修モデル

【卒業後の進路】中学校（社会科）教諭、特別支援学校（中等部）教諭、放課後等デイサービスの障害児福祉施設職員等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計			
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
大学共通科目	人間科学	体育実技Ⅰ（通年）	体育実技Ⅰ（通年）	1						2	38		
	人文科学				心理学Ⅰ	2	文化人類学	2		4			
	自然・数理科学	環境と人間Ⅰ	2	環境と人間Ⅱ	2					4			
	社会科学			ジェンダーと社会	2	日本国憲法	2			4			
	地域と世界	日本の文化Ⅰ	2	日本の文化Ⅱ	2					4			
	キャリア支援	キャリア教育科目								4			
	キャリア支援	日本語科目	日本語表現Ⅰ◎	2	日本語表現Ⅱ◎	2				4			
	キャリア支援	情報科目	情報入門◎	2	情報活用◎	2				4			
	外国語	英語Ⅰ	2	英語Ⅱ	2	英語Ⅲ	2	英語Ⅳ	2	8			
	国際交流コース									0			
専門科目	社会福祉学科科目	基礎科目	社会福祉学入門◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	社会福祉と法◎	2				20	
			ソーシャルワーク論の基礎と専門論（共通）◎	2	人間の発達と社会◎	2							
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2							
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2									
			社会福祉基礎ゼミナールⅠ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅠ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1			
	展開科目						社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究（通年）◎	2	10		
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目					国際福祉論	2			2	18	
		社会教育関連科目			地理学	2	現代資本主義論	2	日本史Ⅰ【近代】	2	日本史Ⅱ【近現代】		2
		福祉教育関連科目			知的障害者の心理	2	障害者の心理	2	障害児教育論	2	スクールソーシャルワーク論		2
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目			肢体不自由者の心理	2						11	
		SW展開科目										0	
	地域デザイン専門科目										0		
	教育科目	教育専門科目					法学概論	2	現代政治学	2	社会思想史	2	23
		特別支援教育専門科目			知的障害教育方法論Ⅰ	2	知的障害教育方法論Ⅱ	2	知的障害者の病理保健	2	肢体不自由者の病理保健	2	
			病弱教育方法論	2	肢体不自由教育方法論	2	病弱者の病理保健	2	重複障害・LD等教育論	2	聴覚障害教育論	2	
教職の基礎的知識・技能を習得する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教職入門（A）	2	教育学（B）	2	教育行政論（A）	2	教育心理学（B）	2			10	
	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育方法論（A）	2	道徳教育の理論と実践	2	特別活動・総合的な学習の時間の指導法（B）	2			10	
	教育実践に関する科目								生徒・進路指導の理論と実践（B）	2			
											教育実習事前事後指導（通年）	4	教育実習事前事後指導（通年）
教科及び教科の指導法に関する科目										教育実習Ⅰ（中学校）（通年）	2	教育実習Ⅰ（中学校）（通年）	2
												教職実践演習（中・高）	2
修得単位数	24	24	23	23	23.5	23.5	15	9	165	165			

◎必修

教職科目

教科：中学校（社会）

教科：特別支援

社会福祉学科 3年次編入学：履修モデル1-①：マイクロからマクロまでのソーシャルワーク全般の知識を修得し、地域社会における福祉的实践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 公務員（社会福祉主事）、各種社会福祉施設・事業所職員

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
大学 共通 科目	人間科学								0	0				
	人文学								0					
	自然・数理科学								0					
	社会科学								0					
	地域と世界								0					
	キリスト教学								0					
	キャリア支援	キャリア教育科目									0			
		日本語科目									0			
情報科目									0					
外国語								0						
国際関係 科目	国際交流コース								0	0				
専門 科目	社会福祉学科 科目	基盤科目				社会福祉と法◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2	14				
						ソーシャルワーク論の発展と専門職（共通）◎	2	人間の発達と社会◎	2					
					社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2						
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2								
		展開科目				社会福祉研究法Ⅰ◎	2	社会福祉研究法Ⅱ	2	卒業研究（通年）◎	2	卒業研究（通年）◎	2	52
	社会福祉学 関連科目	福祉デザイン関連科目				地域福祉と包括的支援体制！	2		福祉政策論	2	4			
		社会教育関連科目				ジェンダー論	2		社会保障法	2	4			
		福祉教育関連科目							福祉財政論	2	スクールソーシャルワーク論	2	4	
	ソーシャルワーク 科目	SW専門科目				ソーシャルワークの基礎と専門職（専門）	2		ソーシャルワーク演習（共通）	2	8			
						ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（専門）	2							
		SW展開科目				ソーシャルワーク実践論	2							
	地域デザイン 専門科目							精神保健福祉の原理Ⅰ	2		2			
教育科目	教育専門科目						倫理学	2		2				
	特別支援教育専門科目									0				
修得単位数		0	0	0	0	22	14	12	4	52	52			

出身大学・短期大学・高等専門学校における単位修得状況を精査の上、72単位（専門科目30単位を含む）を超えない範囲で認定する。

- ◎必修
- 社会福祉士（厚労省指定科目）
- 精神保健福祉士（厚労省指定科目）
- スクールソーシャルワーク（ノ教連指定）

社会福祉学科 3年次編入学：履修モデル1-②：社会福祉士国家試験受験資格を取得し、ソーシャルワーク実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 各種社会福祉施設・事業所、病院等におけるソーシャルワーク職

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計						
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
大学 共通 科目	人間科学								0	0						
	人文学								0							
	自然・数理科学								0							
	社会科学								0							
	地域と世界								0							
	キリスト教								0							
	キャリア支援	キャリア教育科目									0					
		日本語科目									0					
情報科目									0							
外国語								0								
国際交流科目	国際交流コース								0	0						
専門 科目	社会福祉学科目	基盤科目					社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2	16					
							社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2						
							ソーシャルワーク論の基礎と専門Ⅰ(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2						
							ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(共通)◎	2						
						社会福祉研究法Ⅰ◎	2		卒業研究(通年)◎	2		卒業研究(通年)◎	2			
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目					地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	心理学と心理的支援	2	高齢者福祉論	2	8			
											社会福祉調査論	2				
		社会教育関連科目										0				
	ソーシャルワーク科目	福祉教育関連科目					社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2			12			
											司法福祉論	2		権利擁護を支える法制度	2	
		SW専門科目						社会保障論Ⅰ	2	社会学と社会システム	2	児童・家庭福祉論	2	47		
								障害者福祉論	2							
								ソーシャルワークの基礎と専門Ⅰ(専門)	2	医学概論	2	保健医療と福祉	2		社会保障論Ⅱ	2
								ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(専門)	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(専門)	2	社会福祉管理運営論	2		公的扶助論	2
												地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2			
								ソーシャルワーク演習(共通)	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	2		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	2
		SW展開科目												4		
地域デザイン専門科目											0					
教育科目	教育専門科目										0					
	特別支援教育専門科目										0					
修得単位数		0	0	0	0	26	24	26	21	97	97					

出身大学・短期大学・高等専門学校における単位修得状況を精査の上、72単位(専門科目30単位を含む)を超えない範囲で認定する。

◎必修

社会福祉士(厚労省指定科目)

社会福祉学科 3年次編入学：履修モデル2-①：地域住民・組織と協働し、新たな地域社会を創造することを目指す履修モデル

[卒業後の進路] 官公庁、民間企業、非営利団体等の職員

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
大学 共通 科目	人間科学									0	0			
	人文科学									0				
	自然・数理科学									0				
	社会科学									0				
	地域と世界									0				
	キリスト教学									0				
	キャリア支援	キャリア教育科目										0		
		日本語科目										0		
		情報科目										0		
外国語									0					
国際交流科目	国際交流コース									0	0			
専門 科目	社会福祉学科目	基盤科目					社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2			14	
							社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2				
						ソーシャルワーク論の基礎と専門論(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2					
						ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2							
		展開科目					社会福祉研究法Ⅰ◎	2		卒業研究(通年)◎	2	卒業研究(通年)◎	2	10
						社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2					
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目					地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		福祉政策論	2		4	
		社会教育関連科目					ジェンダー論	2		社会保障法	2		4	
	ソーシャルワーク科目	福祉教育関連科目											0	
		SW専門科目											0	
		SW展開科目											0	
	地域デザイン専門科目							地域デザイン論	2	ソーシャル・ビジネス論	2	労働法	2	20
								ソーシャル・マネジメント論	2	地方自治論	2		医療経済学	2
							地域デザイン実習(通年)	2	地域デザイン実習(通年)	2		社会調査方法論	2	
教育科目	教育専門科目											0		
	特別支援教育専門科目											0		
修得単位数		0	0	0	0	22	14	8	8	52	52			

◎必修

出身大学・短期大学・高等専門学校
における単位修得状況を精査の上、7
2単位(専門科目30単位を含む)を超
えない範囲で認定する。

社会福祉学科 3年次編入学：履修モデル3-①：教育と福祉に関する知識を修得し、地域における多様な教育的実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 児童館・放課後児童クラブ等の子ども・若者に関わる施設職員、教育関連企業等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得 単位数	単位数 合計				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
大学 共通 科目	人間科学									0	0			
	人文科学									0				
	自然・数理科学									0				
	社会科学									0				
	地域と世界									0				
	キリスト教学									0				
	キャリア支援	キャリア教育科目										0		
		日本語科目										0		
		情報科目										0		
外国語									0	0				
国際 交流 科目	国際交流コース									0	0			
専 門 科 目	社会福祉学科目	基盤科目					社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2			14	
							社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2				
						ソーシャルワーク論の基礎と専門論（共通）◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2					
						ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2							
		展開科目					社会福祉研究法Ⅰ◎	2		卒業研究（通年）◎	2	卒業研究（通年）◎	2	10
							社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2				
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目								国際福祉論	2			2
		社会教育関連科目						ジェンダー論	2	現代哲学	2			6
		福祉教育関連科目						家庭教育と社会教育	2					
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目						児童・家庭福祉論	2	社会学と社会システム	2	障害児教育論	2	6
		SW展開科目												0
		地域デザイン専門科目												0
教育科目	教育専門科目						現代社会学	2	憲法Ⅰ〔人権〕	4	国際経済学Ⅰ	2	14	
	特別支援教育専門科目						宗教学	2	倫理学	2	社会思想史	2		
	特別支援教育専門科目												0	
修得単位数		0	0	0	0		22	20	8	2	52	52		

◎必修

出身大学・短期大学・高等専門学校
における単位修得状況を精査の上、7
2単位（専門科目30単位を含む）を超
えない範囲で認定する。

社会福祉学科 3年次編入学：履修モデル3-②：高等学校教諭1種免許状（公民）を取得し、学校教員を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 高等学校（公民科）教諭、児童館・放課後児童クラブ等の子ども・若者に関わる施設職員等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
大学共通科目	人間科学									0		
	人文科学									0		
	自然・数理科学									0		
	社会科学									0		
	地域と世界									0		
	キリスト教									0		
	キャリア支援	キャリア教育科目									0	
		日本語科目									0	
		情報科目									0	
	外国語									0		
国際交流コース									0			
専門科目	社会福祉学科目	基礎科目					社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2	14	
		展開科目					社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2		
							ソーシャルワーク論の基礎と専門職（共通）◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2		
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目					ソーシャルワーク論の理論と方法Ⅰ（共通）◎	2				
		社会教育関連科目					社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究（通年）◎	2	卒業研究（通年）◎	2
		福祉教育関連科目					社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2		
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目							国際福祉論	2	福祉政策論	2
		SW展開科目							現代哲学	2	日本経済論Ⅰ	2
									社会学と社会システム	2	社会保険論Ⅰ	2
	地域デザイン専門科目										4	
	教育科目	教育専門科目							国際経済学Ⅰ	2	現代政治学	2
									社会思想史	2		
		特別支援教育専門科目							法学概論	2		
	教職の基礎的専門科目に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目										12
		道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目										0
教育実践に関する科目												
教科及び教科の指導法に関する科目												
修得単位数	0	0	0	0	24	24	19.5	11.5	79	79		

出身大学・短期大学・高等専門学校における単位修得状況を精査の上、72単位（専門科目30単位を含む）を超えない範囲で認定する。

◎必修
 教職科目
 教科：高等学校（公民）

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル1-①：ミクロからマクロまでのソーシャルワーク全般の知識を修得し、地域社会における福祉の実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 公務員（社会福祉主事）、各種社会福祉施設・事業所職員

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学 共通 科目	人間科学								0	4					
	人文科学			文化人類学	2				2						
	自然・数理科学								0						
	社会科学			平和学	2				2						
	地域と世界								0						
	キリスト教学								0						
	キャリア支援	キャリア教育科目									0				
		日本語科目									0				
情報科目									0						
外国語								0							
国際関係科目	国際交流コース								0	0					
専門 科目	社会福祉学科目	基盤科目			社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2			16				
					社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2							
					ソーシャルワーク論の基礎と専門論（共通）◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2							
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2									
					社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1							
		展開科目					社会福祉研究法Ⅰ◎	2	社会福祉研究法Ⅱ	2	卒業研究（通年）◎	2	卒業研究（通年）◎	2	12
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	心理学と心理的支援	2	社会福祉調査論	2					12
		社会教育関連科目			高齢者福祉論	2	国際福祉論	2	福祉政策論	2					
		福祉教育関連科目			ジェンダー論	2			社会保障法	2					
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目			ソーシャルワークの基礎と専門論（専門）	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	社会福祉管理運営論	2	公的扶助論	2			18
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（専門）	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（専門）	2	保健医療と福祉	2					
					ソーシャルワーク実践論	2			ソーシャルワーク演習（共通）	2					
		SW展開科目					精神保健福祉の原理Ⅰ	2	精神保健福祉の原理Ⅱ	2					4
	地域デザイン専門科目								地域デザイン論	2					2
	教育科目	教育専門科目					倫理学	2							2
特別支援教育専門科目														0	
修得単位数		0	0	25	23	24	8	2	2	84	84				

◎必修

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル1-②：社会福祉士国家試験受験資格を取得し、ソーシャルワーク実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 各種社会福祉施設・事業所、病院等におけるソーシャルワーク職

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学 共通 科目	人間科学									0	4				
	人文科学			文化人類学	2					2					
	自然・数理科学									0					
	社会科学			平和学	2					2					
	地域と世界									0					
	キリスト教									0					
	キャリア支援	キャリア教育科目										0			
		日本語科目										0			
		情報科目										0			
外国語									0						
国際交流	国際交流コース									0	0				
専門 科目	社会福祉学 科目	基礎 科目		社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2					18			
				社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2								
				ソーシャルワーク論の基礎と専門論(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2								
				ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(共通)	2								
				社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1								
			展開 科目				社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2	卒業研究(通年)◎	2	10		
	社会福祉学 関連科目	福祉デザイン関連科目			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	心理学と心理的支援	2	社会福祉調査論	2	高齢者福祉論	2	8		
		社会教育関連科目					社会保障法	2				2			
		福祉教育関連科目			社会保障論Ⅰ	2	社会学と社会システム	2	障害者福祉論	2	権利擁護を支える法制度	2	司法福祉論	2	12
	ソーシャルワーク 科目	SW専門 科目			ソーシャルワークの基礎と専門論(専門)	2			社会福祉管理運営論	2	社会保障論Ⅱ	2	保健医療と福祉	2	47
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(専門)	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(専門)	2			公的扶助論	2			
											地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2			
											医学概論	2			
					ソーシャルワーク演習(共通)	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	4	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	2			
					ソーシャルワーク実践論	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3			
						ソーシャルワーク入門実習	2	ソーシャルワーク実習(通年)	4	ソーシャルワーク実習(通年)	4				
		SW展開 科目									総合演習Ⅰ	2	総合演習Ⅱ	2	4
	地域デザイン 専門科目												0		
	教育科目	教育専門科目											0		
		特別支援教育専門科目											0		
修得単位数		0	0	23	23	22	21	12	4	105	105				

◎必修

社会福祉士(厚労省指定科目)

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル1-③：社会福祉士国家試験受験資格と精神保健福祉士国家試験受験資格を取得し、より専門的なソーシャルワーク実践を目指す履修モデル

【卒業後の進路】各種社会福祉施設・事業所（主に精神障害分野）、病院（主に精神科）等におけるソーシャルワーク職

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計						
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
大学共通科目	人間科学								0	4						
	人文科学			文化人類学	2				2							
	自然・数理科学								0							
	社会科学			平和学	2				2							
	地域と世界								0							
	キリスト教学								0							
	キャリア支援	キャリア教育科目									0					
		日本語科目									0					
		情報科目									0					
	外国語								0							
国際交流コース								0	0							
専門科目	社会福祉学科目	基盤科目			社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2			18					
					社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2								
					ソーシャルワーク論の基礎と専門職（共通）◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2								
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（共通）◎	2								
					社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ（通年）◎	1								
							社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究（通年）◎	2		卒業研究（通年）◎	2			
		展開科目					社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2	10					
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	心理学と心理的支援	2	社会福祉調査論	2	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	10			
		社会教育関連科目							社会保障法	2	高齢者福祉論	2				
		福祉教育関連科目			社会保障論Ⅰ	2	社会学と社会システム	2	障害者福祉論	2	司法福祉論	2		権利擁護を支える法制度	2	
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目			ソーシャルワークの基礎と専門職（専門）	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	社会福祉管理運営論	2	社会保障論Ⅱ	2	保健医療と福祉	2	47	
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（専門）	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（専門）	2			公的扶助論	2				
					ソーシャルワーク演習（共通）	2	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	2	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	2	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	2				
					ソーシャルワーク実践論	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3				
							ソーシャルワーク入門実習	2	ソーシャルワーク実習（通年）	4	ソーシャルワーク実習（通年）	4				
									精神保健ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	精神保健ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	総合演習Ⅰ	2		総合演習Ⅱ
		SW展開科目								精神保健福祉の原理Ⅰ	2	精神医学と精神医療Ⅰ	2	精神医学と精神医療Ⅱ	2	39
										ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）	2	精神障害者リハビリテーション論	2	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	
												精神保健福祉の原理Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習Ⅱ（精神）	2	
													精神保健福祉制度論	2		
											ソーシャルワーク実習（精神）（通年）	4	ソーシャルワーク実習（精神）（通年）	4		
地域デザイン専門科目												0				
教育科目	教育専門科目											0				
	特別支援教育専門科目											0				
修得単位数		0	0	23	25	24	23	25.5	21.5	142	142					

◎必修

社会福祉士（厚労省指定科目）

精神保健福祉士（厚労省指定科目）

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル1-④：社会福祉士国家試験受験資格とスクールソーシャルワーカー資格を取得し、より専門的なソーシャルワーク実践を目指す履修モデル

〔卒業後の進路〕 各種社会福祉施設・事業所、病院等、学校・教育委員会等におけるソーシャルワーク職

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
大学共通科目	人間科学								0	4				
	人文科学			文化人類学	2				2					
	自然・数理科学								0					
	社会科学			平和学	2				2					
	地域と世界								0					
	キリスト教学								0					
	キャリア支援	キャリア教育科目									0			
		日本語科目									0			
		情報科目									0			
	外国語								0					
国際交流コース								0	0					
専門科目	社会福祉学科科目	基盤科目	社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2					18			
			社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2								
			ソーシャルワーク論の基礎と専門職(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2								
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(共通)◎	2								
			社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1								
							社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2		卒業研究(通年)◎	2	
	展開科目					社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2	10				
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目			地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	心理学と心理的支援	2	社会福祉調査論	2	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2		
		社会教育関連科目									高齢者福祉論	2		
		福祉教育関連科目			社会保障論Ⅰ	2	社会学と社会システム	2	障害者福祉論	2	福利擁護を支える法制度	2	司法福祉論	2
								児童・家庭福祉論	2	スクールソーシャルワーク論	2	スクールソーシャルワーク演習(通年)	1/4	
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目	ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	2	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	社会福祉管理運営論	2	社会保障論Ⅱ	2	保健医療と福祉	2		
			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(専門)	2	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(専門)	2			公的扶助論	2				
			ソーシャルワーク演習(共通)	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	4	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	2				
			ソーシャルワーク実践論	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3				
		SW展開科目				ソーシャルワーク入門実習	2	ソーシャルワーク実習(通年)	4	ソーシャルワーク実習(通年)	4			
												総合演習Ⅰ	2	
												総合演習Ⅱ	2	
													2	
	地域デザイン専門科目									0				
教育科目	教育専門科目								0					
	特別支援教育専門科目								0					
教育の基礎的理解に関する科目・教職関係科目	教育の基礎的理解に関する科目								2					
	道徳・総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目								2					
									2					
									2					
修得単位数	0	0	23	25	24	21	16.5	8.5	118	118				

◎必修

社会福祉士(厚労省指定科目)

スクールソーシャルワーク(ノ教連指定)

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル2-②：社会教育士を取得し、地域社会における社会教育実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 官公庁、民間企業、非営利団体や学校等の職員

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計				
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
大学共通科目	人間科学								0	4				
	人文科学			文化人類学	2				2					
	自然・数理科学								0					
	社会科学			平和学	2				2					
	地域と世界								0					
	キリスト教学								0					
	キャリア支援	キャリア教育科目									0			
		日本語科目									0			
		情報科目									0			
外国語								0						
国際交流	国際交流コース								0	0				
専門科目	社会福祉学科目	基盤科目		社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2				16			
				社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2							
				ソーシャルワーク論の基礎と専門論(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2							
				ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2									
				社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1							
		展開科目				社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2	卒業研究(通年)◎	2	10		
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	社会福祉調査論	2	国際福祉論	2			10		
				高齢者福祉論	2	福祉政策論	2							
		社会教育関連科目		ジェンダー論	2	社会保障法	2	現代資本主義論	2	社会教育演習(通年)	2	社会教育演習(通年)	2	27
				生涯学習概論(通年)	2	生涯学習概論(通年)	2	社会教育経営論Ⅰ	2	社会教育経営論Ⅱ	2	青少年問題と社会教育	2	
				家庭教育と社会教育	2		生涯学習支援論Ⅰ	2	生涯学習支援論Ⅱ	2				
	福祉教育関連科目				社会学と社会システム	2	障害者福祉論	2	福祉財政論	2		8		
						児童・家庭福祉論	2							
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目					地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	保健医療と福祉	2		4		
		SW展開科目										0		
	地域デザイン専門科目			地域デザイン論	2	ソーシャル・ビジネス論	2	ソーシャル・マネジメント論	2	地方自治論	2	20		
						医療経済学	2	労働法	2	行政法	2			
					社会調査方法論	2	地域デザイン実習(通年)	2	地域デザイン実習(通年)	2				
教育科目	教育専門科目										0			
	特別支援教育専門科目										0			
修得単位数		0	0	23	19	24.5	18.5	10	4	99	99			

◎必修

社会教育士(文科省指定科目)

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル3-①：教育と福祉に関する知識を修得し、地域における多様な教育的実践を目指す履修モデル

[卒業後の進路] 児童館・放課後児童クラブ等の子ども・若者に関わる施設職員、教育関連企業等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得 単位数	単位数 合計			
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
大学 共通 科目	人間科学								0	4			
	人文科学					文化人類学	2		2				
	自然・数理科学								0				
	社会科学					平和学	2		2				
	地域と世界								0				
	キリスト教学								0				
	キャリア支援	キャリア教育科目									0		
		日本語科目									0		
情報科目									0				
外国語								0					
国際 交流 科目	国際交流コース								0	0			
専 門 科 目	社会福祉学科目	基盤科目		社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2				16		
				社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2						
				ソーシャルワーク論の基礎と専門論(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2						
				ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2								
				社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1						
		展開科目				社会福祉研究Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2	卒業研究(通年)◎	2	10	
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目				国際福祉論	2	福祉政策論	2			4	
		社会教育関連科目				ジェンダー論	2	現代哲学	2	日本経済論Ⅰ	2		
							現代資本主義論	2	家庭教育と社会教育	2			12
		福祉教育関連科目				社会保障論Ⅰ	2	社会学と社会システム	2	障害児教育論	2	スクールソーシャルワーク論	2
						障害者福祉論	2	権利擁護を支える法制度	2				14
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目				児童・家庭福祉論	2					0	
		SW展開科目										0	
	地域デザイン専門科目										0		
	教育科目	教育専門科目				法学概論	2	憲法Ⅰ〔人権〕	4	憲法Ⅱ〔統治機構〕	4	国際経済学Ⅰ	2
					現代社会学	2	倫理学	2	社会思想史	2			
							現代政治学	2				20	
	特別支援教育専門科目						視覚障害教育論	2	聴覚障害教育論	2		4	
修得単位数		0	0	21	25	24	8	4	2	84	84		

◎必修

出身大学・短期大学・高等専門学校
における単位修得状況を精査の上、
40単位(専門科目6単位を含む)を
超えない範囲で認定する。

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル3-②：高等学校教諭1種免許状（公民）を取得し、学校教員を目指す履修モデル

【卒業後の進路】高等学校（公民科）教諭、児童館・放課後児童クラブ等の子ども・若者に関わる施設職員等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計					
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
大学共通科目	人間科学								0	4					
	人文科学					文化人類学	2		2						
	自然・数理科学								0						
	社会科学					平和学	2		2						
	地域と世界								0						
	キリスト教								0						
	キャリア教育科目								0						
	キャリア支援								0						
	日本語科目								0						
	情報科目								0						
外国語								0							
国際交流コース								0	0						
専門科目	社会福祉学科目	基礎科目			社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2			16				
					社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2							
					ソーシャルワーク論の基礎と専門論(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2							
					ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2									
					社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅢ(通年)◎	1							
		展開科目					社会福祉研究Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2	2	10			
							社会福祉専門ゼミナールⅠ◎	2	社会福祉専門ゼミナールⅡ◎	2					
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目				国際福祉論	2	福祉政策論	2			4			
		社会教育関連科目			ジェンダー論	2	現代哲学	2	家庭教育と社会教育	2	日本経済Ⅰ	2	12		
		福祉教育関連科目					現代資本主義論	2	青少年問題と社会教育	2					
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目			社会保障Ⅰ	2	社会学と社会システム	2	障害者福祉論	2	スクールソーシャルワーク論	2	14		
		SW展開科目			児童・家庭福祉論	2			障害児教育論	2	権利擁護を支える法制度	2			
	地域デザイン専門科目	教育科目	教育専門科目			現代社会学	2	倫理学	2	法学概論	2	現代政治学	2	24	
								憲法Ⅰ(人権)	4	憲法Ⅱ(統治機構)	4				国際政治学
													国際経済学Ⅰ		2
													社会思想史		2
	特別支援教育専門科目							聴覚障害教育論	2	視覚障害教育論	2	4			
教職の基礎的知識に相当する科目	教育の基礎的理解に関する科目			教職入門(A)	2	教育行政論(B)	2	特別支援教育概論(B)	2			10			
	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育学(A)	2			教育心理学(B)	2			8			
	教育実践に関する科目			教育方法論(A)	2	特別法科・総合的な学習の時間の指導法(A)	2	生徒・進路指導の理論と実践(B)	2						
				教育相談論(A)	2										
教科及び教科の指導法に関する科目							社会科教育法Ⅱ(公民)	2	公民科教育法(A)	2	4	4			
修得単位数	0	0	25	23	26	20	15.5	5.5	115	115					

◎必修

教職科目

教科：高等学校(公民)

社会福祉学科 2年次編入学：履修モデル3-③：中学校（社会）及び特別支援学校教諭1種免許状を取得し、特別支援教育の実践を目指す履修モデル

〔卒業後の進路〕 中学校（社会科）教諭、特別支援学校（中等部）教諭、放課後等デイサービスの障害児福祉施設職員等

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		修得単位数	単位数合計						
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
大学共通科目	人間科学								0	4						
	人文科学			文化人類学	2				2							
	自然・数理科学								0							
	社会科学			平和学	2				2							
	地域と世界								0							
	キャリア教育								0							
	キャリア教育科目								0							
	キャリア支援								0							
	日本語科目								0							
	情報科目								0							
外国語								0	0							
国際交流コース									0	0						
専門科目	社会福祉学科目	基礎科目		社会福祉と法◎	2	人間の発達と社会◎	2				16					
				社会福祉概説Ⅰ◎	2	社会福祉概説Ⅱ◎	2									
				ソーシャルワーク論の基礎と専門論(共通)◎	2	社会福祉の歴史と思想◎	2									
				ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(共通)◎	2											
				社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1	社会福祉基礎ゼミナールⅡ(通年)◎	1									
		展開科目				社会福祉研究法Ⅰ◎	2	卒業研究(通年)◎	2	卒業研究(通年)◎	2	10				
	社会福祉学関連科目	福祉デザイン関連科目				国際福祉論	2				2	20				
		社会教育関連科目			地理学	2	現代資本主義論	2	日本史Ⅰ〔前近代〕	2	日本史Ⅱ〔近現代〕		2	2		
		福祉教育関連科目				障害者の心理	2	障害児教育論	2	スクールソーシャルワーク論	2		スクールソーシャルワーク演習(通年) ¹⁴⁾	2		
	ソーシャルワーク科目	SW専門科目										0				
		SW展開科目										0				
	地域デザイン専門科目										0					
	教育科目	教育専門科目					法字概論	2	現代政治学	2	社会思想史	2	8			
		特別支援教育専門科目			知的障害教育方法Ⅰ	2	知的障害教育方法Ⅱ	2	知的障害者の病理保健	2	肢体不自由者の病理保健	2	視覚障害教育論	2	聴覚障害教育論	2
						肢体不自由教育方法論	2	障害教育方法論	2	障害者の病理保健	2	重複障害・LD等教育論	2			
				障害児教育実習(通年)	15	障害児教育実習(通年)	15									
教職の基礎的知識に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目			教職入門(A)	2	教育学(B)	2	教育行政論(A)	2	教育心理学(B)	2	10				
	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育方法論(A)	2	道徳教育の理論と実践	2	特別活動・総合的な学習の時間の指導法(B)	2	特別支援教育概論(B)	2	10				
	教育実践に関する科目									教育実習事前事後指導(通年) ¹⁵⁾	教育実習事前事後指導(通年) ¹⁵⁾	7				
										教育実習Ⅰ(中学校)(通年)	2	教育実習Ⅰ(中学校)(通年)	2			
教科及び教科の指導法に関する科目						社会科教育法Ⅰ(地理歴史)	2				2					
						社会科教育法Ⅱ(公民)	2				2					
						社会科教育実践指導Ⅰ	2	社会科教育実践指導Ⅱ	2		2					
修得単位数	0	0	23	25	23.5	23.5	19	15	129	129						

◎必修

教職科目

教科：中学校（社会）

教科：特別支援

編入学生（3年次編入学）の既修得単位読替表（社会福祉学科）

科目区分	種別	科目名	卒業要件単位数	小計	認定単位数 (上限)	【編入学生】 必要単位数
大学共通科目	必修	キリスト教文化入門Ⅰ	2	12	2	0
		キリスト教文化入門Ⅱ	2		2	0
		日本語表現Ⅰ	2		2	0
		日本語表現Ⅱ	2		2	0
		情報入門	2		2	0
		情報活用	2		2	0
	選択必修	人間科学	2	18	2	0
		人文科学	2		2	0
		自然・数理科学	2		2	0
		社会科学	2		2	0
		地域と世界	2		2	0
		外国語	8		8	0
	選択			8	8	0
	合計				38	38
専門科目	必修	社会福祉学入門	2	30	2	0
		社会福祉の歴史と思想	2		0	2
		人間の発達と社会	2		0	2
		社会福祉と法	2		0	2
		社会福祉概説Ⅰ	2		0	2
		社会福祉概説Ⅱ	2		0	2
		ソーシャルワーク論の基盤と専門職（共通）	2		0	2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）	2		0	2
		社会福祉基礎ゼミナールⅠ	2		2	0
		社会福祉基礎ゼミナールⅡ	2		2	0
		社会福祉研究法Ⅰ	2		0	2
		社会福祉専門ゼミナールⅠ	2		0	2
		社会福祉専門ゼミナールⅡ	2		0	2
		卒業研究	4		0	4
	選択必修	福祉デザイン関連科目	2	6	2	0
		社会教育関連科目	2		2	0
		福祉教育関連科目	2		2	0
	選択			38	18	20
合計				74	30	44
自由選択科目				12	4	8
合計				124	72	52

編入学生（2年次編入学）の既修得単位読替表（社会福祉学科）

科目区分	種別	科目名	卒業要件単位数	小計	認定単位数 (上限)	【編入学生】 必要単位数
大学共通科目	必修	キリスト教文化入門Ⅰ	2	12	2	0
		キリスト教文化入門Ⅱ	2		2	0
		日本語表現Ⅰ	2		2	0
		日本語表現Ⅱ	2		2	0
		情報入門	2		2	0
		情報活用	2		2	0
	選択必修	人間科学	2	18	2	0
		人文科学	2		2	0
		自然・数理科学	2		2	0
		社会科学	2		2	0
		地域と世界	2		2	0
		外国語	8		8	0
	選択			8	4	4
	合計				38	34
専門科目	必修	社会福祉学入門	2	30	2	0
		社会福祉の歴史と思想	2		0	2
		人間の発達と社会	2		0	2
		社会福祉と法	2		0	2
		社会福祉概説Ⅰ	2		0	2
		社会福祉概説Ⅱ	2		0	2
		ソーシャルワーク論の基盤と専門職（共通）	2		0	2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（共通）	2		0	2
		社会福祉基礎ゼミナールⅠ	2		2	0
		社会福祉基礎ゼミナールⅡ	2		0	2
		社会福祉研究法Ⅰ	2		0	2
		社会福祉専門ゼミナールⅠ	2		0	2
		社会福祉専門ゼミナールⅡ	2		0	2
		卒業研究	4		0	4
	選択必修	福祉デザイン関連科目	2	6	0	2
		社会教育関連科目	2		0	2
		福祉教育関連科目	2		0	2
	選択			38	2	36
	合計				74	6
自由選択科目				12	0	12
合計				124	40	84

「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク入門実習」実習受入れ施設一覧

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数	
				SW入門実習	SW実習
1	福祉事務所	石狩市保健福祉部	石狩市花川北6条1丁目30番地2	1名	0名
2	福祉事務所	釧路市福祉部	釧路市黒金町7丁目5番地	1名	1名
3	福祉事務所	稚内市福祉事務所	稚内市中央3丁目13-15	1名	1名
4	社会福祉協議会	旭川市社会福祉協議会	旭川市5条通4丁目893番地の1 旭川市ときわ市民ホール1階	1名	1名
5	社会福祉協議会	芦別市社会福祉協議会	芦別市北1条東1丁目8番地芦別市総合福祉センター	1名	1名
6	社会福祉協議会	恵庭市社会福祉協議会	恵庭市末広町124番地 福祉会館内	2名	2名
7	社会福祉協議会	音更町社会福祉協議会	河東郡音更町大通11丁目1番地 音更町総合福祉センター内	1名	1名
8	社会福祉協議会	北見市社会福祉協議会	北見市寿町3丁目4-1 北見市総合福祉会館内	1名	1名
9	社会福祉協議会	京極町社会福祉協議会	虻田郡京極町三崎68番地 京極町福祉センター	1名	1名
10	社会福祉協議会	札幌市厚別区社会福祉協議会	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目厚別区民センター1階	1名	1名
11	社会福祉協議会	札幌市北区社会福祉協議会	札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階	1名	1名
12	社会福祉協議会	札幌市清田区社会福祉協議会	札幌市清田区平岡1条1丁目 清田区総合庁舎3階	1名	1名
13	社会福祉協議会	札幌市社会福祉協議会	札幌市中央区大通西19丁目1番1号 札幌市社会福祉総合センター3階	1名	1名
14	社会福祉協議会	札幌市白石区社会福祉協議会	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 白石区複合庁舎1階	1名	1名
15	社会福祉協議会	札幌市中央区社会福祉協議会	札幌市中央区大通西2丁目9 中央区役所仮庁舎5階	1名	1名
16	社会福祉協議会	札幌市手稲区社会福祉協議会	札幌市手稲区前田1条11丁目手稲区民センター1階	1名	1名
17	社会福祉協議会	札幌市豊平区社会福祉協議会	札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター内	1名	1名
18	社会福祉協議会	札幌市西区社会福祉協議会	札幌市西区琴似2条7丁目 西区役所1階	1名	1名
19	社会福祉協議会	札幌市南区社会福祉協議会	札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号 南区役所3階	1名	1名
20	社会福祉協議会	苫小牧市社会福祉協議会	苫小牧市若草町3丁目3番8号 市民活動センター	2名	2名
21	社会福祉協議会	名寄市社会福祉協議会	名寄市西1条南12丁目1-2 名寄市総合福祉センター内	1名	1名
22	社会福祉協議会	登別市社会福祉協議会	登別市片倉町6丁目9-1総合福祉センター(しんた21)内	1名	1名
23	社会福祉協議会	美唄市社会福祉協議会	美唄市西3条南3丁目6-2美唄市総合福祉センター内	2名	2名
24	社会福祉協議会	小樽市社会福祉協議会	小樽市富岡1丁目5番10号 小樽市総合福祉センター内	1名	1名
25	社会福祉協議会	帯広市社会福祉協議会	帯広市公園東町3丁目9番地1帯広市グリーンプラザ内	1名	1名
26	社会福祉協議会	富良野市社会福祉協議会	富良野市住吉町1番28号	2名	2名
27	救護施設	札幌市あけぼの荘	札幌市白石区平和通4丁目南3番6号	2名	2名
28	児童相談所	北海道旭川児童相談所	旭川市10条通11丁目	2名	2名
29	児童相談所	北海道網走保健福祉事務所児童相談部(北海道北見児童相談所)	北見市東陵町36番地3	3名	1名
30	児童相談所	北海道釧路児童相談所	釧路市桜ヶ丘1丁目4番32号	1名	1名
31	児童相談所	北海道中央児童相談所	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	2名	2名

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数	
				SW入門 実習	SW 実習
32	児童相談所	北海道函館児童相談所	函館市中島町37番8号	1名	1名
33	児童相談所	北海道室蘭児童相談所	室蘭市寿町1丁目6番12号	1名	1名
34	母子生活支援施設	すずらん	札幌市中央区北1条東8丁目1番地	2名	2名
35	母子生活支援施設	トキワの森	旭川市本町2丁目437番地80	0名	1名
36	児童養護施設	旭川育児院	旭川市台場2条2丁目3番45号	1名	1名
37	児童養護施設	興正学園	札幌市北区新琴似4条9丁目1番1号	1名	1名
38	児童養護施設	柏葉荘	札幌市北区篠路2条9丁目1番15号	4名	2名
39	児童養護施設	札幌育児院	札幌市南区藤野6条2丁目427番地4	1名	1名
40	児童養護施設	天使の園	北広島市中央4丁目5-7	1名	1名
41	児童養護施設	羊ヶ丘養護園	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号	2名	2名
42	児童養護施設	北海道岩見沢児童相談所	岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号	2名	2名
43	児童自立支援施設	北海道立向陽学院	北広島市西の里1015番地	3名	3名
44	障害児通所支援事業	放課後等デイサービスセンター「amaririsu」	石狩郡当別町六軒町70-18	2名	2名
45	障害児通所支援事業	放課後等デイサービスセンター「kaede」	江別市大麻東町13-4	1名	1名
46	障害児通所支援事業	児童デイサービス コンチェルト	札幌市北区北23条西5丁目2-31-202 JBビル2階	10名	10名
47	障害児通所支援事業	北海道クリスチャンセンター福祉会家庭福祉相談室	札幌市北区北7条西6丁目2-30北海道クリスチャンセンター内2F	6名	2名
48	障害児通所支援事業	児童デイサービス ベングアート	札幌市豊平区美園2条5丁目4-6	1名	1名
49	障害児支援施設	北海道社会福祉事業団 もなみ学園	札幌市南区石山東3丁目5番1号	2名	2名
50	特別養護老人ホーム	清幌園	札幌市清田区北野7条4丁目8番25号	1名	1名
51	特別養護老人ホーム	サポーター・もみじ台	札幌市厚別区もみじ台北6丁目2番5-2号	2名	2名
52	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 聖芳園	北広島市西の里347番地4	1名	1名
53	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 西円山敬樹園	札幌市中央区円山西町4丁目3-20	1名	1名
54	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム青葉のまち	札幌市厚別区青葉町15丁目18-1	1名	1名
55	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム神愛園清田	札幌市清田区清田6条1丁目1番30号	1名	1名
56	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームコスモス苑	札幌市豊平区月寒東4条10-8-30	1名	1名
57	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームはっさむ はる	札幌市西区発寒11条1丁目3-20	1名	1名
58	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム緑愛園	札幌市清田区北野1条1丁目6番28号	1名	1名
59	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム和幸園	札幌市南区石山932番地3	1名	1名
60	特別養護老人ホーム	慈啓会特別養護老人ホーム	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号	1名	1名
61	特別養護老人ホーム	清幌園里塚緑ヶ丘	札幌市清田区里塚緑ヶ丘7丁目14番地1号	1名	1名
62	養護老人ホーム	江別盲人養護老人ホーム 恵明園	江別市豊幌美咲町23番地の8	3名	3名
63	老人デイサービスセンター	和幸園デイサービスセンター	札幌市南区石山932番地3	1名	1名
64	老人デイサービスセンター	デイサービスセンター緑愛園	札幌市清田区北野1条1丁目6番28号	1名	1名
65	老人デイサービスセンター	神愛園清田デイサービスセンター	札幌市清田区清田6条1丁目1番30号	0名	2名

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数	
				SW入門 実習	SW 実習
66	老人デイサービスセンター	デイサービスセンター青葉のまち	札幌市厚別区青葉町15丁目18-1	1名	1名
67	介護老人保健施設	介護老人保健施設 コミュニティホーム白石	札幌市白石区本郷通3丁目南1-35	1名	1名
68	介護老人保健施設	介護老人保健施設あつべつ	札幌市厚別区厚別町山本750番地の6	1名	1名
69	介護老人保健施設	介護老人保健施設ゆあみーる	岩見沢市8条西19丁目8-1	2名	2名
70	介護老人保健施設	みやかわ	砂川市西三条南10丁目3番1号	1名	1名
71	介護老人保健施設	厚別老人保健施設ディ・グリーンネン	札幌市厚別区厚別町下野幌38-18	1名	1名
72	介護老人保健施設	勤医協老人保健施設 柏ヶ丘	札幌市白石区平和通7丁目南5-1	1名	1名
73	地域包括支援センター	北広島市にし高齢者支援センター	北広島市大曲南ヶ丘1丁目1番地5	1名	1名
74	地域包括支援センター	北広島市ひがし高齢者支援センター	北広島市朝日町5丁目1番地2	1名	1名
75	地域包括支援センター	北広島市みなみ高齢者支援センター	北広島市しらかば町1丁目8-2 北広島団地地域交流ホームふれて内	1名	1名
76	地域包括支援センター	北見市南部地区地域包括支援センター	北見市北光296番地9	2名	2名
77	地域包括支援センター	札幌市厚別区第1地域包括支援センター	札幌市厚別区厚別町山本750-6	2名	2名
78	地域包括支援センター	札幌市厚別区第2地域包括支援センター	札幌市厚別区厚別南5丁目1-10	2名	2名
79	地域包括支援センター	札幌市北区第1地域包括支援センター	札幌市北区北24条西5丁目札幌サンプラザ内	1名	1名
80	地域包括支援センター	札幌市北区第2地域包括支援センター	札幌市北区北40条西4丁目2-7 札幌N40ビル 2階	1名	1名
81	地域包括支援センター	札幌市北区第3地域包括支援センター	札幌市北区新琴似8条14丁目2-1	1名	1名
82	地域包括支援センター	札幌市清田区第1地域包括支援センター	札幌市清田区北野1条1丁目6-28	1名	1名
83	地域包括支援センター	札幌市中央区第1地域包括支援センター	札幌市中央区南2条西10丁目1001-5 パールタウン 1階	1名	1名
84	地域包括支援センター	札幌市豊平区第1地域包括支援センター	札幌市豊平区美園12条7丁目7-8 八千代ビル1階	1名	1名
85	地域包括支援センター	札幌市西区第1地域包括支援センター	札幌市西区二十四軒4条5丁目11-14	1名	1名
86	地域包括支援センター	札幌市東区第1地域包括支援センター	札幌市東区北23条東15丁目5-26 昌栄堂ビル3階	1名	1名
87	地域包括支援センター	札幌市東区第2地域包括支援センター	札幌市東区本町2条5丁目7-10 竹田ビル1階	1名	1名
88	地域包括支援センター	札幌市東区第3地域包括支援センター	札幌市東区北45条東15丁目3-15 サンシャインビル 1・2F	1名	1名
89	地域包括支援センター	札幌市南区第3地域包括支援センター	札幌市南区真駒内幸町2丁目1-5 真駒内幸町ビル701号室	1名	1名
90	地域包括支援センター	札幌市白石区第1地域包括支援センター	札幌市白石区本通4丁目北6番1号 五光ビル3階	1名	1名
91	地域包括支援センター	札幌市白石区第3地域包括支援センター	札幌市白石区本通17丁目南5番12号 清友ビル1階	2名	2名
92	地域包括支援センター	地域包括支援センター帯広市社会福祉協議会	帯広市公園東町3丁目9番地1帯広市グリーンプラザ内	1名	1名
93	地域包括支援センター	千歳市西区地域包括支援センター	千歳市新富1丁目3番5	1名	1名
94	地域包括支援センター	函館市地域包括支援センターこん中央	函館市松風町18番14号	2名	2名
95	地域包括支援センター	江別市大麻第一地域包括支援センター	江別市大麻中町2-17メディカルおおあさ1階 医療法人健康会内	1名	1名
96	地域包括支援センター	札幌市西区第2地域包括支援センター	札幌市西区西野2条2丁目5-7 三王ビル3階	1名	1名
97	地域包括支援センター	札幌市西区第3地域包括支援センター	札幌市西区発寒三条1丁目2番25号	1名	1名
98	地域包括支援センター	札幌市中央区第3地域包括支援センター	札幌市中央区南十九条西8丁目1-14 第18ふじい宅建ビル2階	1名	1名
99	地域包括支援センター	北広島市きた高齢者支援センター	北広島市西の里347番地4 聖芳園内	1名	1名

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数	
				SW入門 実習	SW 実習
100	通所介護	札幌市稲寿園デイサービスセンター	札幌市手稲区曙5条2丁目2番21号	1名	1名
101	障害者支援施設	共同生活介護・共同生活援助一体型グリーンパーク北ひろ	北広島市中央2丁目6-3	1名	1名
102	障害者支援施設	愛灯学園	帯広市西25条南4丁目10	1名	1名
103	障害者支援施設	共栄	北広島市共栄276-8	1名	1名
104	障害者支援施設	光陽荘	苫小牧市字植苗121番地8	2名	2名
105	障害者支援施設	札幌報恩学園	札幌市厚別区厚別町上野幌822番地	1名	1名
106	障害者支援施設	障がい者支援施設グリーンハイム	札幌市南区石山933-3	1名	1名
107	障害者支援施設	ノビロ青年の家	札幌市清田区真栄483-4	0名	2名
108	障害者支援施設	希望学園	旭川市春光台4条10丁目	1名	1名
109	生活介護事業	北広島デイセンター	北広島市朝日町4丁目4番地11	1名	1名
110	生活介護・自立訓練・就労継続	北愛館	札幌市手稲区西宮の沢6条2丁目5番7号	1名	0名
111	生活介護事業	社会福祉法人アンビシャス 自由工房	札幌市手稲区西宮の沢6条2丁目5番12号	2名	2名
112	生活介護事業	社会福祉法人妻の子会 ジャンプレッツ	札幌市東区北35条東28丁目3-1	1名	1名
113	特定相談支援事業	相談室それいゆ	札幌市東区北33条東15丁目1-1 エクセレントビル2階	1名	1名
114	障害者相談支援事業	相談室ぼぼ	札幌市中央区南16条西7丁目2-20 トーヨービル 7F	1名	1名
115	障害者相談支援事業	相談室ますとびいー	札幌市厚別区上野幌三条4丁目1番12号	2名	2名
116	知的障害者更生施設	小樽四ツ葉学園	小樽市桜3丁目10-1	1名	1名
117	知的障害者更生施設	北の沢デイセンター	札幌市南区北の沢1904番地2	2名	2名
118	知的障害者更生施設	札幌市自閉症者自立支援センター	札幌市東区東雁来12条4丁目1番5号	2名	2名
119	知的障害者更生施設	和光学園	小樽市桜4丁目3番1号	2名	2名
120	知的障害者更生施設	松泉学院	小樽市見晴町20-2	2名	3名
121	生活介護事業・就労継続支援・ 障害児通所支援事業	地域サポートセンターすとりにむ	恵庭市新町30-3	3名	3名
122	病院	北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目1番地	1名	1名
123	病院	KKR札幌医療センター	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-40	2名	2名
124	病院	愛全病院	札幌市南区川沿13条2丁目1-38	0名	1名
125	病院	イムス札幌内科リハビリテーション病院	札幌市手稲区手稲金山124番地	1名	1名
126	病院	開西病院	帯広市西23条南2丁目16-27	1名	1名
127	病院	北樹会病院	札幌市豊平区月寒西5条8丁目4-32	1名	1名
128	病院	勤医協中央病院	札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1	1名	1名
129	病院	広域紋別病院	紋別市落石町1丁目3番37号	1名	1名
130	病院	国立病院機構 北海道医療センター	札幌市西区山の手5条7丁目1-1	2名	2名
131	病院	札幌麻生脳神経外科病院	札幌市東区北22条東1丁目1-40	1名	1名
132	病院	札幌しらかば台病院	札幌市豊平区月寒東2条18丁目7番26号	1名	1名
133	病院	札幌北楡病院	札幌市白石区東札幌6条6丁目5-1	2名	2名

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数	
				SW入門 実習	SW 実習
134	病院	札幌南徳洲会病院	札幌市清田区平岡5条1丁目5-1	1名	1名
135	病院	札幌朗愛会病院	札幌市豊平区月寒西1条10丁目3番30号	1名	1名
136	病院	新さっぽろ脳神経外科病院	札幌市厚別区上野幌1条2丁目1-10	1名	1名
137	病院	勤医協札幌病院	札幌市白石区菊水4条1丁目9-22	1名	1名
138	病院	手稲溪仁会病院	札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号	0名	2名
139	病院	天使病院	札幌市東区北12条東3丁目1-1	1名	1名
140	病院	北海道社会事業協会帯広病院	帯広市東5条南9丁目2番地	1名	1名
141	病院	北海道循環器病院	札幌市中央区南27条西13丁目1-30	1名	1名
142	病院	岩見沢市立総合病院	岩見沢市9条西7丁目2番地	1名	1名
143	病院	砂川市立病院	砂川市西4条北3丁目1-1	3名	3名
144	病院	市立室蘭総合病院	室蘭市山手町3丁目8-1	1名	1名
145	病院	慈啓会病院	札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6-50	1名	1名
146	病院	西岡病院	札幌市豊平区西岡4条4丁目1番52号	1名	1名
147	病院	苫小牧東病院	苫小牧市明野新町5丁目1-30	2名	2名
148	病院	日鋼記念病院	室蘭市新富町1丁目5-13	1名	1名
149	病院	帯広第一病院	帯広市西4条南15丁目17番地3	1名	1名

「ソーシャルワーク実習(精神)」実習受入れ施設一覧

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数
1	精神科病院	旭川圭泉会病院	旭川市東旭川町下兵村252	2名
2	精神科病院	旭山病院	札幌市中央区双子山4丁目3番33号	2名
3	精神科病院	植苗病院	苫小牧市字植苗52番地2	1名
4	精神科病院	江別すずらん病院	江別市上江別442-15	1名
5	精神科病院	五稜会病院	札幌市北区篠路9条6丁目2番3号	1名
6	精神科病院	さっぽろ香雪病院	札幌市清田区真栄319番地	1名
7	精神科病院	三愛病院	登別市中登別町24番地12	3名
8	精神科病院	医療法人資生会 千歳病院	千歳市桂木1-5-6	3名
9	精神科病院	中江病院	札幌市北区北二十二条西7丁目2番1号	1名
10	精神科病院	本田記念病院	恵庭市下島松619番地1	1名
11	病院	北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目1番地	1名
12	病院	砂川市立病院	砂川市西4条北3丁目1-1	2名
13	診療所	浦河ひがし町診療所	浦河郡浦河町東町ちのみ1-1-1	3名
14	診療所	医療法人社団ほっとステーション 大通公園メンタルクリニック	札幌市中央区大通西5丁目昭和ビル 2F	1名
15	診療所	こころのリハビリ総合支援センター	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	1名
16	障害者就業・生活支援センター	十勝障がい者就業・生活支援センターだいち	帯広市西6条南6丁目3 ソネビル2階	4名
17	自立訓練	自立訓練(生活訓練)PEER+design	札幌市白石区本郷通13丁目南1番3号ストーンヒル本郷13 1階B	1名
18	就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援	就労支援センター あるく	札幌市白石区本郷通7丁目北6-20 第1加治屋ビル1階	3名
19	就労移行支援	就労移行支援事業所 コンボステラ	札幌市北区北16条西4丁目2-35吉江ビル2F	2名
20	就労移行支援・就労定着支援	ホワイトストーン	札幌市白石区本郷通6丁目南2-1 リラハイツ本郷通1F	2名
21	就労移行支援・就労定着支援	リワークあつる	札幌市豊平区中の島2条1丁目2-26ハウスオブリザ中の島Ⅱ	1名
22	就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援	こころカ・プロダクション	札幌市白石区平和通15丁目北13-18	2名
23	就労継続支援B型	シフォン亭ほやほや	札幌市豊平区岸三条13丁目1-2 AMS岸313 1階	1名
24	就労継続支援B型	就労継続支援事業所 ヨベル	札幌市白石区本通4丁目南8-27	2名
25	就労継続支援B型	障がい福祉サービス事業所 りあん	札幌市白石区南郷通12丁目南6-20 サンケンビル南郷203号	3名
26	共同生活援助	べてる生活サポートセンター	浦河郡浦河町築地3丁目5-21	3名
27	障害者相談支援事業	南空知地域生活支援センターりら	岩見沢市緑が丘4丁目183番地4カレッジハウス	1名
28	障害者相談支援事業	北海道釧根地域精神障害者地域生活支援センター サハスネット	釧路市若松町14番11号	2名
29	障害者相談支援事業	しりべし圏域総合支援センター	余市郡余市町黒川町10丁目3番地8	1名
30	地域活動支援センター・障害者相談支援事業	地域生活支援センターぼぼろ	砂川市西一条北5丁目1-17	1名
31	地域活動支援センター	当別町地域活動支援センター「つくしの郷」	石狩郡当別町末広2-1 シルバー人材センター内	1名

「スクールソーシャルワーク実習」 実習受入れ施設一覧

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数
1	教育委員会	石狩市教育委員会	石狩市花川北6条1丁目30-2	2名
2	教育委員会	岩見沢市教育委員会	岩見沢市4条3丁目1番地	1名
3	教育委員会	浦河町教育委員会	浦河郡浦河町築地1丁目3-1	1名
4	教育委員会	江別市教育委員会	江別市高砂町24-6	2名
5	教育委員会	恵庭市教育委員会	恵庭市新町10番地	1名
6	教育委員会	北広島市教育委員会	北広島市中央4丁目2番地1	2名
7	教育委員会	北見市教育委員会	北見市端野町二区471番地1 端野総合支所2階	1名
8	教育委員会	釧路市教育委員会	釧路市錦町2-4 フィッシャーマンズワークスMOO4階	1名
9	教育委員会	苫小牧市教育委員会	苫小牧市旭町4丁目5番6号	2名
10	教育委員会	北海道教育委員会	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	10名
11	学校	札幌自由が丘学園三和高等学校	札幌市東区北8条東1丁目3-10	3名
12	フリースクール	フリースクール 札幌自由が丘学園	札幌市東区北8条東1丁目3-10	3名

「教育実習Ⅰ・Ⅱ(中学校・高等学校)」実習受入れ施設一覧

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数
1	教育委員会	北海道教育委員会 ※	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 ※	実習受入承諾書 参照 ※
2	教育委員会	札幌市教育委員会 ※	札幌市中央区北2条西2丁目15 ※	実習受入承諾書 参照 ※
3	私立学校	北星学園女子中学高等学校	札幌市中央区南4条西17丁目2番地2	2名
4	私立学校	北星学園大学附属高等学校	札幌市厚別区厚別町下野幌38番地	2名
5	私立学校	北星学園大学余市高等学校	余市郡余市町黒川町19丁目2番地1	2名

「障害児教育実習」実習受入れ施設一覧

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数
1	教育委員会	北海道教育委員会 ※	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 ※	実習受入承諾書 参照 ※

※ 各教育委員会が所管する実習受入校の施設名・住所・受入予定人数については、別紙「実習受入承諾書」のとおりである(省略)

「社会教育実習」実習受入れ施設一覧

No	施設種別	施設名	住所	受入予定人数
1	教育委員会	浦河町教育委員会	浦河郡浦河町築地1丁目3-1	10名

北星学園就業規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、学校法人北星学園（以下「本学園」という）の職員の就業に関する基本的事項を定めるものである。この規則に定める事項のほか、本学園の職員（以下「職員」という）の就業に関しては、関係法令及び、この規則に基づき別に定める規程による。

第2条 職員は誠意をもってこの規則を守り、キリスト教の精神にのっとり教育を行う本学園の目的達成のために協力し、本学園の発展に努めなければならない。

第3条 職員を特別職員と一般職員とに分け、一般職員の職種を教育職員、事務職員、用務職員及び寄宿職員に分ける。

II この規則において特別職員とは、本学園理事会の決定した方針に基づき、業務執行を総括し、若しくは他の職員を監理する者をいう。

III この規則において教育職員とは、本学園において教育に従事する者をいう。

IV この規則において事務職員とは、本学園において事務に従事する者をいう。

V この規則において用務職員とは、本学園において用務に従事する者をいう。

VI この規則において寄宿職員とは、本学園において寮務に従事する者をいう。

第4条 一般職員を分けて、専任職員、嘱託職員、特任職員、非常勤職員及び臨時職員とする。

II この規則において専任職員とは、その勤務が常勤で、本学園から専任給を受ける者をいう。

III この規則において嘱託職員とは、その勤務が常勤で、本学園から嘱託給を受ける者をいう。

IV この規則において特任職員とは、期間を定めて採用され、その勤務が常勤で、本学園から特任給を受ける者をいう。

V この規則において非常勤職員とは、期間を定めて採用され、その勤務が非常勤で、本学園から非常勤給を受ける者をいう。

VI この規則において臨時職員とは、期間を定めて採用され、臨時的業務に従事し、その勤務が常勤若しくは非常勤で、本学園から臨時給を受ける者をいう。

第5条 職員をつぎの職場の一つに所属させる。

- 1 法人、北星学園大学及び北星学園大学短期大学部
- 2 北星学園女子高等学校
- 3 北星学園大学附属高等学校
- 4 北星学園余市高等学校
- 5 北星学園女子中学校

II 職場における職員の所属長を、つぎのように定める。

- 1 法人、北星学園大学及び北星学園大学短期大学部においては、常務理事又は学長。

ただし、事務、用務職員においては、法人業務及び大学部局業務に係る分掌事項を分担する事務局及び各課の職員は、常務理事、大学部局業務に係る分掌事項を分担する事務局及び各課の職員は、学長とする。

- 2 北星学園女子高等学校、北星学園大学附属高等学校、北星学園余市高等学校及び北星学園女子中学校においては、校長。

(中略)

る。

第16条 前条第I項各号の休職期間はつぎのとおりとする。

- 1 前条第I項第1号の場合 3か年
- 2 前条第I項第2号の場合 判決確定までの期間
- 3 前条第I項第3号ないし第5号の場合 理事会が認定した期間

II 前条第II項の休職期間は産後休暇終了後養育する子が1歳に達するまでの期間とする。

ただし、子が1歳を超えても休職が必要と認められる場合には、休職期間を1歳2か月又は1歳6か月に達するまで延長することができる。

III 前条の休職期間は、これを勤続年数に通算する。

IV 休職期間中における給与に関しては、「北星学園給与規程」の定めるところによる。

第16条の2 前条の休職期間中に、その事由が消滅したとき又は休職期間が満了したときは、職員は、復職願を所属長に提出して復職するものとする。

II 前項の規定にかかわらず、第15条第I項第1号により休職していた職員が復職する場合には、復職すべき日の2週間前までに復職願及び医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

III 前項の場合には、所属長は、本学園が指定する医師（産業医又は顧問精神科医等）と必要な相談を行うものとする。

第6節 停 職

第17条 職員に重大な非違行為があった場合、本学園理事会の決定により、これを停職とする。

第7節 定 年

第18条 一般職員の定年を、つぎのとおりとする。

1 専 任 職 員

- (1) 大学及び短期大学部に所属する教育職員 満65歳
- (2) 本号(1)以外の者 満61歳

ただし、定年を経過した後においても、本学園の必要によって期間を定めて改めて勤務することを命じた場合には、嘱託職員、特任職員、非常勤職員及び臨時職員として採用することがある。

2 嘱託職員の年齢の上限は、つぎのとおりとする。

- (1) 大学及び短期大学部に所属する教育職員 満70歳
- (2) 本号(1)以外の者 満65歳

3 特任職員の年齢の上限は、満65歳とする。

4 前3号を除く職員は、1年を限度に定めた期間で雇用契約を締結し、年齢の上限は、つぎのとおりとする。ただし、本号(2)および(3)において、その業務の性質上、人材が得にくいと認められた場合は、年齢の上限を超えて雇用することがある。

- (1) 非常勤講師 有期雇用・無期雇用共に満70歳
- (2) 臨時職員（フルタイム） 満65歳
- (3) 臨時職員（パートタイム） 有期雇用・無期雇用共に満65歳
- (4) 本号(1)ないし(3)以外の者 有期雇用・無期雇用共に満65歳

(後略)

「学術雑誌等」一覧

	タイトル等
1	American journal on intellectual and developmental disabilities : AJIDO
2	British journal of learning disabilities
3	Intellectual and developmental disabilities : a journal of policy, practice, and perspectives : publication of the American Association on Intellectual and Developmental Disabilities
4	The International journal of aging & human development
5	Social work abstracts
6	British Journal of Social Work
7	The Clinical Supervisor
8	Home Health Care Services Quarterly
9	Journal of evidence - informed social work
10	Journal of Teaching in Social Work
11	Social Work with Groups
12	賃金と社会保障
13	月刊福祉
14	ケアマネジャー：保健・医療・福祉のクロスオーバーマガジン
15	公衆衛生
16	季刊公的扶助研究

	タイトル等
17	労働法律旬報
18	生活と福祉
19	社会学評論
20	社会保険旬報
21	週刊社会保障
22	社会保障：資料と解説
23	社会事業史研究
24	ソシオロジ
25	都市問題
26	母性衛生
27	病院
28	介護人材
29	地域連携：入退院支援：隔月刊情報誌
30	ふれあいケア：介護のプロへの応援誌
31	働く広場：障害者と雇用
32	発達教育

	タイトル等
33	発達障害研究
34	響き合う街で：相互支援活動の実践から
35	貧困研究
36	保健師ジャーナル
37	訪問看護と介護
38	医療と福祉
39	児童養護：季刊
40	実践みんなの特別支援教育
41	介護福祉
42	介護福祉学
43	月刊ケアマネジメント
44	コミュニティソーシャルワーク
45	更生保護
46	教育と医学
47	みんなのねがい：権利を守り、発達を保障するために
48	季刊福祉労働：障害者・保育・教育の総合誌：fukushi rodo：the all-round magazine for handicapped person, childcare & education

	タイトル等
49	日本佛教社会福祉学会年報
50	日本醫事新報
51	日本公衆衛生雑誌
52	認知症ケア事例ジャーナル
53	理学療法ジャーナル
54	老年精神医学雑誌
55	老年社会科学
56	療育
57	作業療法ジャーナル
58	さぽーと：知的障害福祉研究
59	精神保健福祉：日本精神保健福祉士協会誌
60	精神医学
61	精神療法
62	精神障害とリハビリテーション
63	青少年問題
64	社会福祉研究

	タイトル等
65	社会福祉セミナー
66	社会福祉士
67	新ノーマライゼーション
68	肢体不自由教育
69	障害学研究
70	障害者問題研究
71	総合リハビリテーション
72	ソーシャル・ワーカー
73	ソーシャルワーク実践研究：ソーシャルワークの実践と理論の総合誌：journal of social work practice and theory
74	ソーシャルワーク実践の事例分析
75	ソーシャルワーク研究：社会福祉実践の総合研究誌
76	特別支援教育研究
77	福祉新聞
78	介護新聞
79	障害者政策実務事典 福祉・雇用・教育
80	福祉・医療関係相談支援マニュアル／福祉・医療相談支援研究会[編集]

	タイトル等
81	高齢者の権利擁護：制度と契約の実務／高齢者福祉・権利擁護研究会編
82	高齢者相談実務便覧
83	社会福祉施設整備事務便覧